

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年2月定例会に提出される次の議案については、異議がないものと決定する。

平成26年2月19日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 平成26年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成25年度大阪府一般会計補正予算の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 工事請負契約変更の件（重要文化財（建造物）大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事）

○条例案

- 1 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例制定の件
- 2 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例制定の件
- 3 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 4 職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府職員基本条例一部改正の件
- 6 府吏員退隠料等条例一部改正の件
- 7 大阪府附属機関条例一部改正の件
- 8 大阪府立学校条例一部改正の件
- 9 大阪府立漕艇センター条例一部改正の件
- 10 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- 11 大阪府立体育会館条例一部改正の件
- 12 大阪府立門真スポーツセンター条例一部改正の件
- 13 大阪府立図書館条例一部改正の件
- 14 大阪府立少年自然の家条例一部改正の件
- 15 大阪府立博物館条例一部改正の件
- 16 大阪府社会教育委員条例一部改正の件
- 17 大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件
- 18 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 19 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

	件名	概要
1	工事請負契約変更の件 (重要文化財(建造物)大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事)	重要文化財(建造物)大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事請負契約(平成25年3月22日議決) 契約金額 8億3,475万円 →9億7,577万9,640円 請負者 株式会社藤木工務店

○条例案

	件名	概要
1	職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例制定の件	平成26年度の財政収支不足額への対応のため、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員の給料の月額及び管理職手当について減額措置を行う。 ・給料の減額率 部長級 3.1% その他管理職 2.5% 管理職以外 1.9%から0.7% ・管理職手当の減額率 5% 施行日：平成26年4月1日
2	知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例制定の件	平成26年度の財政収支不足額への対応のため、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、知事、副知事等の給料の月額、期末手当等について減額措置を行う。 ・給料の減額率 知事 30% 副知事 14% 教育長 6% ほか 施行日：平成26年4月1日
3	職員の給与に関する条例等一部改正の件	1 平成25年10月の本府人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 ・給料表の改定 ・地域手当の支給割合の改定 ほか 施行日：公布の日(平成25年12月1日から適用) 〔関係条例〕 ・職員の給与に関する条例 ほか3条例 2 平成26年2月の本府人事委員会の勧告を踏まえ、所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 ・給料表(教育職給料表に限る。)の改定 ほか 施行日：平成26年4月1日
4	職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正の件	地方公務員法の改正により、高齢者部分休業を承認することができる職員の年齢を条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。 施行日：平成26年4月1日

5	大阪府職員基本条例一部改正の件	枚方市の中核市移行に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の研修事務を同市が処理することとなるため、所要の改正を行う。 施行日：平成26年4月1日
6	府吏員退隠料等条例一部改正の件	刑法の改正により、3年以下の懲役又は禁錮の刑に処する場合に刑の一部執行が猶予されることがあることとされたことに伴い、退隠料又は遺族扶助料の受給者への支給停止の取扱いについて、所要の改正を行う。 施行日：規則で定める日
7	大阪府附属機関条例一部改正の件	1 地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関を新たに設置するため、所要の改正を行う。 ・大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会 ・大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会 ・大阪府泉佐野丘陵府有地活用審査会 ・大阪府企業海外展開支援審査会 ・大阪府クールジャパンフロントのまちづくり事業審査会 ・大阪府立学校いじめ防止対策審議会 ・大阪府立図書館指定管理者選定委員会 ・大阪府立図書館指定管理者評価委員会 2 大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会を廃止するため、所要の改正を行う。 施行日：平成26年4月1日
8	大阪府立学校条例一部改正の件	1 府立高等学校の通学区域が府内全域となるため、所要の改正を行う。 2 府立学校の教職員の定数について、児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減等に伴い改正する。 ・高等学校 9,889人 → 9,928人 ・特別支援学校 3,750人 → 3,862人 3 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、府立高等学校の授業料に係る規定を定める。 ・全日制の課程 118,800円／年（月額9,900円）等 施行日：平成26年4月1日
9	大阪府立漕艇センター条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立漕艇センターの利用料金の上限額を改定する。 施行日：平成26年4月1日
10	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立臨海スポーツセンターの利用料金の上限額を改定する。 施行日：平成26年4月1日

11	大阪府立体育会館条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立体育会館の利用料金の上限額を改定する。 施行日：平成26年4月1日
12	大阪府立門真スポーツセンター条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立門真スポーツセンターの利用料金の上限額を改定する。 施行日：平成26年4月1日
13	大阪府立図書館条例一部改正の件	1 公募型の指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者が経営努力を発揮しやすくなることを目的とし、利用料金制度を導入するため、所要の改正を行う。 施行日：平成27年4月1日 2 消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立図書館の使用料の額を改定する。 施行日：平成26年4月1日
14	大阪府立少年自然の家条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立少年自然の家の利用料金の上限額を改定する。 施行日：平成26年4月1日
15	大阪府立博物館条例一部改正の件	消費税法及び地方税法の改正に伴い、大阪府立博物館の利用料金の上限額を改定する。 施行日：平成26年4月1日
16	大阪府社会教育委員条例一部改正の件	社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めることとされたため、所要の改正を行う。 施行日：平成26年4月1日
17	大阪府教育行政事務手数料条例一部改正の件	大規模災害が発生した際の被災者の生活復興の支援に資するよう、教育職員免許状の再交付等手数料を減免し、又は還付することができることとするため、所要の改正を行う。 施行日：公布の日
18	府費負担教職員定数条例一部改正の件	市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減及び国定数の配分に基づき、府費負担教職員の定数を改正する。 ・小学校 27, 128人 → 27, 268人 ・中学校 16, 129人 → 16, 249人 ・高等学校 25人 → 28人 ・特別支援学校 1, 437人 → 1, 474人 施行日：平成26年4月1日
19	大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	枚方市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部について同市が処理することとなるため、所要の改正を行う。 施行日：平成26年4月1日

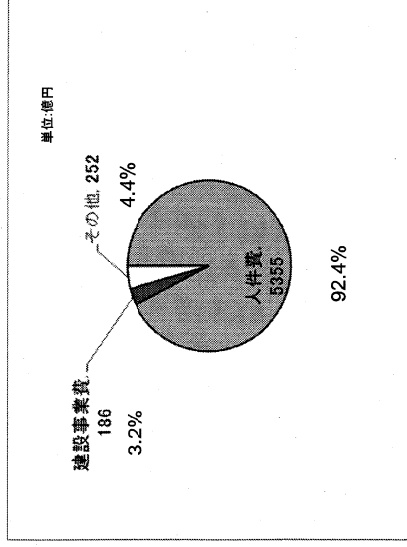
平成26年度 大阪府教育委員会当初予算(案)の概要

(千円)

教育振興基本計画項目		主な事業	区分	事業概要		H25	H26	主な増減理由
1. 市町村とともに関心・中学校の教育力を充実します	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	アメリカン校舎の増設と英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	60,750	新規事業
	大阪府中等教育センター推進事業	大阪府中等教育センター推進事業	新	中学生の学力向上と入試に関する調査研究の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	196,699	新規事業
2. 公私の連携により、地域の教育力を向上させます	スクール・エンパワーメント推進事業	スクール・エンパワーメント推進事業	一部・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		45,833	65,051	一部新規事業
	国際化推進事業	国際化推進事業	地	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	26,027	新規事業
3. 地域との連携により、地域の教育力を向上させます	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	13,462	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	5,988,222	新規事業
4. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	131,873	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	71,187	新規事業
5. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	30,855	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	114,297	新規事業
6. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	7,270	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	6,346	新規事業
7. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	7,120,782	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	326,474	新規事業
8. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	112,880	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	30,654	新規事業
9. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	13,030	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	1,517	新規事業
10. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	1,620	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	57,240	新規事業
11. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	3,451	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	2,628	新規事業
12. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	45,378	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	2,850	新規事業
13. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	3,000	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	348,370	新規事業
14. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	27,008	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	207,344	新規事業
15. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	21,051	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	2,339,440	新規事業
16. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	34,877	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	3,853	新規事業
17. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	150,000	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	210,000	新規事業
18. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	294,596	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	26,712	新規事業
19. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	25,832	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	76,080	新規事業
20. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	29,745	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	6,649,400	新規事業
21. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	12,049	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	4,241	新規事業
22. 子どもの安全・安心な環境づくり	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	73,520	新規事業
	英語教育推進事業	英語教育推進事業	知・新	市内の小中学校に英語教育の推進を図る。市内の小中学校に英語教育の推進を図る。		0	8,913	新規事業

※区分欄「新」……新設事業、「継」……継続事業、「知」……知事重点事業

《H26年度:当初予算5,793億円》



H25年度当初予算		H26年度当初要求	
当初予算	5,547億円 (4,341)	当初予算	5,793億円 (4,449)
うち事業費	329億円 (197)	うち事業費	438億円 (216)

※()は一般財源(内数:億円)

事業費予算の増減	
H25当初→H26当初 109億円増	
主な増減事業	
○高校授業料無償化制度の見直しに伴う関連事業	
・新規事業(59.9億円)	
○府立知的障がい支援学校新設整備事業費	
・北河内、中・南河内地域新設工事本格化による増(55.2億円)	
○耐震性能向上・大規模改修事業費	
・対象工事の増(6.5億円)	
○中之島図書館環境改善等事業費	
・新規事業(2.1億円)	
○上記以外の新規事業(7.6億円)	
▲中学校給食導入促進事業費補助金	
・補助対象工事の減(▲12.0億円)	
▲文化財調査事務所運営費	
・和泉池上収蔵庫建設工事の完了(▲2.5億円)	
▲門前SC(なみはやドーム)外壁改修工事	
・工事完了による減(▲2.4億円)	
▲実業教育充実事業費	
・集中整備期間の完了(▲1.9億円)	
▲上記以外のスクラップ事業(▲3.3億円)	
など	

教育委員会 平成26年度当初予算案の概要

担 当:教育総務企画課
 担当者:総務グループ
 総括補佐 水田 克史
 総括主査 山崎 幸雄
 内 線:3415
 直 通:06-6944-6049

一般会計	平成26年度当初予算額	5,792億7,983万2千円
	平成25年度当初予算額	5,546億9,216万3千円
	平成25年度最終予算額	5,398億4,064万3千円
	前年比 26当初/25当初	104.4%

〔 一 般 会 計 〕

上段 平成26年度当初
 中段 平成25年度当初
 下段 平成25年度最終

事 業 名	事 業 費 千円	事 業 内 容 の 説 明
<【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します>		
英 語 教 育 推 進 事 業 費 《新規 知事重点事業》	6,075万000円	フォニックス指導のための新たな英語学習パッケージを民間業者と共同で開発し、府内の小学校に展開する。 また、府内7中学校区小学校20校程度、中学校7校を研究協力校に指定し、コミュニケーションのツールとして英語を活用できる児童・生徒を育成するとともに、担当教員の専門性及び指導力の向上を図る。 【13ページ主要事業1 参照】
大 阪 府 中 学 生 学 び チ ャ レ ン ジ 事 業 費 《 新 規 》	1億9,669万9000円	生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かすとともに、府内における評定の公平性を担保することを目的に中学1・2年生を対象とした学力調査を実施する。 また、生徒の学習内容の定着状況を把握し、その必要度合いに応じた教材等を活用し、確実な定着を図るため、確認プリントを実施する。 【14ページ主要事業2 参照】
ス ク ー ル ・ エ ン パ ワ ー メ ン ト 推 進 事 業 費 《 一 部 新 規 》 (一部大阪教育ゆめ基金活用)	6,505万1千円 4,583万3千円 4,231万9千円	府内84中学校を事業実施校に指定し、学力向上に向けた具体的な取組み等を盛り込んだ「学校活性化計画」に基づいた取組みへの支援を行う。 また、市町村の学力向上の取組みを活性化させ、小中学校の学力向上を図ることを目的に、特に支援が必要な市町村に対して取組みを推進するための経費を補助するとともに、府教育委員会が対象市町村の取組みについて指導・助言を行う。 ○スクール・エンパワーメント支援チームの派遣 ○スクール・エンパワーメント支援員の派遣 ○フォーラムの実施 ○市町村「アクションプラン」実行のための経費補助 【15ページ主要事業3 参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
習熟度別指導推進事業費 (一部再掲)	千円 (教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校(3年生以上) 一言語・算数・理科 ○中学校 一言語・数学・英語・理科
<【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます>		
骨太の英語力養成事業費 《新規 知事重点事業》	2,602万7千円 0 0	府立高校生の英語4技能(「読む」「聞く」「話す」「書く」)を図ることを目的に、在籍校によらない「オール大阪」の視点で、英語を、平成27年度から府立高校17校にTOEFL iBTを扱った授業を導入する。 平成26年度は本格実施に向けた調査研究を行いながらTOEFL iBT特設レッスン等の取り組みを行う。 【16ページ主要事業4 参照】
英語教育推進事業費 《新規 知事重点事業》	1,346万2千円 0 0	グローバル社会で活躍する人材を育成するため、英語力の底上げを図ることを目的に、在籍校によらない「オール大阪」の視点で、英語科教員の指導力を高めながら、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行い、生徒の英語力向上をめざす。 【16ページ主要事業4 参照】
高校授業料無償化制度の見直しに伴う関連事業 《新規》	59億8,822万2千円 0 0	公立高等学校の授業料無償化制度の見直しに伴い下記の事業を実施する。 ○公立高等学校就学支援金事業費 ・府内公立高校在籍で年収が概ね910万円未満の世帯の生徒に就学支援金を支給する。 ○公立高等学校奨学給付金事業費 ・国公立高校に在籍で非課税世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、学校徴収金及び教科書代の全部又は一部を国の支給額を上限に給付する。 ○特別支援教育就学奨励扶助費 ・特別支援教育就学奨励費制度拡充に伴う経費 【17ページ主要事業5 参照】
府立高等学校再編整備事業費 《新規》	1億3,187万3千円 0 0	府立高等学校の再編整備を推進する。 ○PT運営、広報 平成27年度の改編に向け、プロジェクトチームの運営や中学生等へのPRを行う。 ○エンパワメントスクールの設置 エンパワメントスクールの設置に向け、基礎学力定着のための教材開発や無線LAN環境整備、多様な選択科目を実施するための実習室や電子モニターの整備、生徒支援を充実するための相談室の整備等を行う。 ○普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 総合学科、普通科専門コース設置校への改編に向け、生徒の進路を実現するための実習室や進路資料室等の整備を行う。 【18ページ主要事業6 参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
広報強化推進事業費	千円 928万2千円 1,037万5千円 1,037万5千円	進学フェアを開催し、中学3年生やその保護者に各校の魅力をアピールするとともに平成27年度の入学者選抜制度について説明を行う。
外国人による語学指導充実費	4億5,861万6千円 4億9,583万6千円 4億9,095万2千円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高等学校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET〕78名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕72校
グローバルリーダーズ ハイスクール支援事業費 《知事重点事業》	7,118万7千円 9,799万9千円 9,799万9千円	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、学力診断共通テストや合同発表会等を行う。また、各校が実施する特色ある取組みを支援するとともに、外部有識者による評価を行う。
社会人等活用推進費	1億3,794万円 1億3,855万1千円 1億3,855万1千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高等学校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高等学校）
実業教育充実事業費	3,085万5千円 1億9,446万1千円 1億8,417万8千円	将来の大阪の産業を担う技術者として工科高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新を行う。
障がいのある生徒の 高校生活支援事業費 《知事重点事業》	1億1,429万7千円 1億1,730万3千円 1億812万5千円	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置
高等学校支援教育力 充実事業費 《知事重点事業》	727万円 711万2千円 711万2千円	自立支援推進校等の中から4校を支援教育サポート校に指定の上、「支援室」を設置し、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の府立高等学校と共有、活用を図る。
長期入院生徒 学習支援事業費 《知事重点事業》	634万6千円 634万6千円 425万2千円	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学 の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。
<【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します>		
府立知的障がい支援学校 新校整備費・府立支援学 校教育環境整備事業費	71億2,018万2千円 16億330万8千円 14億763万2千円	府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加への対応や生徒の社会的自立の支援のため、新校を整備する。 また、既存支援学校における児童生徒数の増加に対応するため教室改修等を行う。 ○北河内地域 工事（27年4月新校開校予定） ○中河内・南河内地域 工事（27年4月新校開校予定） 【19ページ主要事業7 参照】

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
府立視覚支援学校 整備事業費	3億2,647万4千円 4億6,864万円 8,534万9千円	府立視覚支援学校の工事を引き続き実施する。 ○工事期間 23年度～27年度
府立支援学校 通学バス運行事業費	19億3,007万5千円 18億2,099万8千円 17億7,062万1千円	児童生徒の通学手段の確保のため通学バスを運行する。 ○通学バス199台
市町村医療的ケア 体制整備推進事業費	1億1,288万円 8,466万円 8,466万円	小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	3,065万4千円 2,795万1千円 2,795万1千円	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 また、27年4月の共生推進校2校増設に向けて、26年度中に教室整備を行う。 ○自立支援推進校 9校 (園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚) ○共生推進校 6校 (枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太) ※学習サポーター、非常勤講師も活用。
支援教育地域支援 整備事業費	6,233万8千円 6,212万6千円 6,212万6千円	府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタッフ 地域の小中学校等へ巡回相談を実施
特別支援教育指導費	2,245万7千円 2,212万6千円 2,212万6千円	府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴 ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導 ○支援学校内で行われている医療的ケアを継続して実施するための法定研修 ○府内小学校・中学校におけるインクルーシブ教育システムに関する研究（3市を予定）
府立支援学校福祉・ 医療関係人材 活用事業費	534万9千円 522万3千円 522万3千円	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
就労支援・キャリア教育強化事業費 《新規》	1,303万円 0 0	府立支援学校においてモデル校を指定し、企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実等取組みを推進するとともに、そのノウハウを障がいのある生徒が在籍する高等学校とも共有する。
通常の学級における発達障がい等支援事業費 《知事重点事業》	151万7千円 207万9千円 169万5千円	発達障がいのある園児児童生徒が在籍する幼稚園や小中学校の通常の学級において、すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりや、認め合える学級集団づくりなどについての実践研究を行うとともに、その成果を府内で共有し、普及に努める。
高等学校等における発達障がい等のある生徒支援事業費 《知事重点事業》	162万円 162万円 162万円	発達障がい等がある生徒が卒業後の自立した社会生活に必要な力を育成するために適切な支援の普及を図る。 ○府立高等学校4校をモデル校に指定し、個々の特性を把握する手法の研究 ○フォーラム等を通じた成果の共有・普及
＜【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます＞		
キャリア教育支援体制整備事業費 《新規》	5,724万円 0 0	就職内定率や進路未定者に課題を抱える学校に対して、就職支援コーディネーターやソーシャルワーカーを配置し、キャリア教育の推進を図る。 【20ページ主要事業8 参照】
いじめ対策支援事業費 《知事重点事業》	181万6千円 192万9千円 192万9千円	いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。
被害者救済システム運用事業費	163万5千円 167万2千円 167万2千円	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業費	4,262万8千円 4,537万8千円 1,797万5千円	学校・家庭・地域が一体となって、道徳教育に取り組む。 ○推進指定中学校区（111中学校区）による取組み ○「『大切なところ』を見つめ直して」の作成・配付 ○道徳教育に係る研修会等の実施
運動部活動等指導充実事業費 《知事重点事業》 （大阪教育ゆめ基金活用）	285万円 300万円 158万円	部活動等の指導において、体罰を含む不適切な指導を防止し、その指導内容や指導方法を充実していく。 ○運動部活動の指導者研修 部活動指導者を対象に大学教授や有名指導者等を招聘し、適切な部活動指導のあり方について研修を実施する。 ○府立高校体育科の教員指導支援 専門教科「体育」及びハイレベルの技術指導を行う体育科教員に対して、選手実績があり、かつ指導実績のあるスポーツ分野の外部人材が、指導内容・方法等について専門的・先進的な視点での指導助言や評価を行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
帰国・渡日児童生徒学校生活サポート推進事業費	165万円 168万4千円 168万4千円	日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に市町村との連携のもと、進路ガイダンス等を実施するとともに、ホームページを活用して10言語による学校での生活や進路情報を提供する。
日本語教育学校支援事業費	960万4千円 969万3千円 909万3千円	日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣する。
スクールカウンセラー配置事業費	3億4,879万3千円 3億4,887万円 3億4,887万円	いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）等を中学校に配置する。
スクールソーシャルワーカー配置事業費	2,631万4千円 2,700万8千円 2,700万8千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー等を府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。
児童生徒支援総合対策事業費	3,755万4千円 3,835万2千円 3,656万4千円	生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、24時間電話相談の実施、いじめ・暴力行為等問題行動への対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは困難な事象に対する支援に取り組む。
愛さつ O S A K A 展開事業費 （大阪教育ゆめ基金活用）	500万円 500万円 500万円	小中学校等において、愛さつ O S A K A のロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童・生徒が行うボランティアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、顕著な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営費	3億1,803万3千円 2億7,165万3千円 2億7,165万3千円	府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ・展示内容リニューアルを実施 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘管理運営費
文化財調査事務所運営費	3,395万4千円 2億8,312万6千円 2億2,393万円	○文化財調査事務所等の維持管理
指定文化財等保存事業費	2,953万9千円 3,034万7千円 3,034万7千円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金

事業名	事業費	事業内容の説明
中之島図書館環境改善等事業費 《新 規》	千円 2億734万4千円 0 0	中之島図書館の耐震工事後のあり方検討の結果を受けて、平成27年度(平成27年4月)に新たな機能でスタートするため、重要文化財の建物の景観の魅力向上、図書館の快適性の向上等を図るとともに図書館としての機能を強化する。 ○正面玄関からの出入りを可能とする出入館システムの導入 ○外壁洗浄、樋・軒廻りの改修等 ○館内の快適性の確保(トイレ改修) ○ソフト事業の検討等 【21ページ主要事業9 参照】
府立図書館運営費	13億5,522万5千円 13億6,750万9千円 12億3,359万9千円	府立中央図書館、中之島図書館の管理運営を行う。 ○中央図書館 ・資料の収集、府民講座の実施、国際児童文学館の運営など ○中之島図書館 ・資料の収集、ビジネス支援室の運営、耐震補強工事など
＜【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます＞		
子ども元気アッププロジェクト事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	120万円 120万円 120万円	大阪の子どもたち(小学生)の心身の健やかな成長や体力の向上を図るため、“熱中・協力・感動”をテーマにスポーツ大会を開催する。 ○ドッジボール大会(26年10月予定) ○ジャンプアップ大会(26年12月予定) ○駅伝大会(27年2月予定)
競技力向上対策事業費	2,195万1千円 2,239万9千円 2,239万9千円	長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等(40競技) ○一般競技の強化助成費(18競技)
中学校給食導入促進事業費補助金	23億3,944万円 35億3,804万1千円 23億7,065万8千円	学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村に対する財政的支援を行い、中学校給食の導入を促進する。 ○債務負担行為 期 間 23年度～27年度 限度額 246億円
学校給食実施費	3億549万3千円 2億8,671万1千円 2億8,640万3千円	府立支援学校及び夜間定時制高等学校に学ぶ児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・泉南 摂津・交野・泉北高等の各支援学校 堺・だいせん高等の各聴覚支援学校(13校) ○給食センター委託事業 八尾東校・交野四條畷校の支援学校(2校) ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校15校 ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査 ・栄養教諭・栄養職員研修の実施等

事業名	事業費	事業内容の説明															
	千円																
<【基本方針6】教員の力とやる気を高めます>																	
教職員研修の充実	1億7,492万4千円 1億7,249万円 1億7,249万円	教職員の資質向上のため教職員研修を実施する。 ○府教育センターで実施する研修 ・総合研修 20講座 ・課題別研修 80講座 - 合 計 100講座 ○各課で実施する研修 ・初任者研修 ・キャリアアップ支援研修															
教職員採用選考費 《一部新規》	3,487万7千円 3,102万円 3,102万円	教育者としての資質、意欲にあふれた人材を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○学生及び合格者を対象とした事業の実施 ・大阪教志セミナーの実施 ・合格者対象セミナーの実施 ・教員チャレンジテスト（仮称）の実施															
教職員の資質向上方策 推進事業費	385万3千円 398万4千円 398万4千円	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施する。 地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施する。															
<【基本方針7】学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます>																	
〔教職員定数〕 （一部再掲）	4,650億6,389万3千円 4,470億1,920万8千円 4,425億7,778万6千円	1. 定数の状況 ※人数は条例定数（対前年比） <table> <tr> <td>小学校</td><td>27,268人</td><td>(140人)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>16,249人</td><td>(120人)</td></tr> <tr> <td>高等学校</td><td>9,956人</td><td>(42人)</td></tr> <tr> <td>特別支援学校</td><td>5,336人</td><td>(149人)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>58,809人</td><td>(451人)</td></tr> </table> 2. 学級編制基準 小学校 1～2年生35人、3～6年生40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人) 中学校 40人（支援学級 8人） 高等学校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部(本科) 8人 ・重複障害学級 3人 ・訪問学級 3人	小学校	27,268人	(140人)	中学校	16,249人	(120人)	高等学校	9,956人	(42人)	特別支援学校	5,336人	(149人)	計	58,809人	(451人)
小学校	27,268人	(140人)															
中学校	16,249人	(120人)															
高等学校	9,956人	(42人)															
特別支援学校	5,336人	(149人)															
計	58,809人	(451人)															

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
学校経営推進費 《知事重点事業》	1億4,671万7円 1億5,000万円 1億497万7円	学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。
校長マネジメント 推進事業費 《知事重点事業》	2億1,000万円 2億1,000万円 2億1,000万円	学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。
教育総合相談事業費	1,975万4千円 1,969万2千円 1,969万2千円	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営
府立学校教育ICT化 推進事業費	4億2,020万円 2億9,459万6千円 2億2,258万1千円	府立学校において、目的別に整備されているネットワークや端末について、有効に活用できるICT環境の実現を図るためのシステム設計を行い、あわせて「校務処理システム」導入による校務の情報化・効率化を図る。
教育総合情報 ネットワーク事業費	4,939万9千円 7,605万5千円 7,605万5千円	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化及び業務の効率化を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。
学校情報ネットワーク 整備事業費	5億4,448万9千円 5億1,640万1千円 5億767万7千円	学校図書館を「学習情報センター」として情報通信機器を設置するとともに、生徒がインターネットで情報収集ができるよう校内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。
学校情報ネットワーク 再構築事業費 《新規》	2,671万2千円 0 0	平成12～13年度に導入した学校情報ネットワーク全体を見直し、再構築することで経費の縮減およびICTを活用した学習環境の整備を進める。 ○事業年度 平成26年度 概要設計 平成27～28年度 詳細設計・機器調達・設定

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
<【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくりま		
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	1,238万3千円 1,238万3千円 1,238万3千円	学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組を行う市町村を支援する。
府立学校老朽化対策費	7,608万円 2,583万2千円 2,583万2千円	府立学校施設の改修による長寿命化によりコストの低減化を図りつつ、計画的に老朽化対策を進める。 ○エレベーター改修実施設計 ○内部改修基本設計 ○外部改修実施設計
府立学校教育環境整備事業費	4億5,180万7千円 5億674万2千円 4億6,641万4千円	府立学校の教育環境を改善するため、特別教室の空調設備を設置する。 ○空調設備設置 高等学校26校80室、支援学校4校12室
アスベスト対策事業費 《 新 規 》	2,974万5千円 0 0	金岡高等学校アスベスト飛散事故を踏まえ、金岡高校校舎の吹付アスベスト対策を実施する。 ○「アスベスト飛散事故に関する協議会」の運営等 ○アスベスト除去に向けての基本設計・実施設計
府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	66億4,940万円 59億9,512万6千円 48億3,904万8千円	府立学校の建物の耐震・大規模改修工事を行うとともに、併せて非構造部材についても耐震化対策を行う。 ○耐震大規模改造事業 高等学校 34校99棟 耐震化が困難な2校の建替に伴う基本計画・設計費 ※支援学校の工事分については、25年度2月補正予算で措置（6校13棟分 補正額 1,037,086千円） ○非構造部材の耐震化対策 体育館の吊り天井、武道場の天井、照明器具等の対策を実施する。

事業名	事業費	事業内容の説明
府立学校施設・設備改修費	千円 10億1,019万4千円 10億8,659万9千円 10億6,777万1千円	府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置 ○施設整備費等（トイレ改修など）
高等学校教育環境改善事業費	14億8,071万9千円 14億8,073万円 14億8,073万円	夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の向上を図るため、普通教室等に導入した空調機により、快適な学習空間を提供する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 15年度～28年度
府立学校維持管理費	48億2,257万4千円 47億991万3千円 47億991万3千円	府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 138校 ○支援学校 29校・3分校
臨海スポーツセンター耐震化等改修工事費	7,171万1千円 3,473万3千円 2,361万9千円	府立臨海スポーツセンターの耐震化と当面必要となる各種改修工事を行う。
学校安全対策事業費	424万1千円 1,204万9千円 673万2千円	子どもたちの安全確保のため、ＡＥＤを再配備し、学校安全体制づくりを行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
<【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します>		
教育コミュニティづくり 推進事業費	7,352万円 7,821万3千円 7,551万1千円	地域社会が一体となった教育コミュニティの取組を一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援地域本部・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
学校支援地域本部 推進事業費 《新 規》	891万3千円 0 0	教育コミュニティづくりの取組を府域で一体的に進めることを目的として、政令市及び中核市の学校支援地域本部の設置・運営を支援する。
社会教育施設運営費	7,919万9千円 7,871万4千円 7,770万3千円	社会教育の諸活動を振興することを目的として、社会教育施設を運営する。 ○少年自然の家運営費 ○中之島図書館別館（サテライト教室）運営費

担 当 市町村教育室小中学校課
教務グループ
担当者 吉川・信田
内 線 5486
直 通 06-6944-3816

英語教育推進事業費

【知事重点事業】

【事業目的】

小・中・高を通じて、グローバル化に対応した英語教育を強力に推進し、国際共通語としての英語によるコミュニケーション力の基盤を築く。

【平成26年度当初予算額】 60,750 千円

<債務負担行為 平成27年度 96,000 千円>

【事業内容】

小学校初期段階からの英語教育の充実《英語学習の実践研究及びパッケージの開発・展開》

- 英語の4技能（読む・聞く・話す・書く）をバランスよく身につけるため、小学校1年生から、英語の「文字」と「綴り」の関係を学ぶ、いわゆるフォニックスを中心とした新しい英語学習パッケージを民間事業者（公募）と共同で開発する。（平成26～27年度）
- 府内公立小学校で、効果的に活用できるようにするため、府内7中学校区の小学校20校程度を研究協力校に指定し、1年生から6年生までの全学年で、フォニックスを中心とした学習を実践研究し、教訓や成果を開発に活かす。
- 開発した英語学習パッケージは、平成28年度以降、府内の全公立小学校へ展開する。

中学校での発展的な英語学習の研究《多読・多聴（エクステンシブリーディング）の実践研究》

- 小学校での英語学習で育んだ力を、中学校でさらに伸ばすため、洋書を活用した多読・多聴（エクステンシブリーディング）の実践研究を府内7中学校を研究協力校に指定して行う。
- 府はこれらの研究用教材に必要な経費補助を行う。（補助率1/2）



<英語学習の実践研究及びパッケージ開発・展開のスケジュール>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	英語学習パッケージを業者と共同開発 研究成果・実践内容をフィードバック 教育課程外の活動として研究用教材を活用した英語学習の実施（研究協力校） ●音声と綴りの関連性を学ぶフォニックス学習。 ●15分のモジュールを活用し英語に慣れ親しませる。 ●基本的な「読むこと」「書くこと」の指導。		英語学習パッケージを全小学校へ展開
中学校	多読・多聴（エクステンシブリーディング）の実践研究 ●多読・多聴による語彙力、表現力、コミュニケーション力の向上。 ●英語の理解を深める発展的な学習。		研究成果を踏まえて検討

担 当	市町村教育室小中学校課 学力向上グループ
担当者	片山・岡林
内 線	6889
直 通	06-6944-6889

大阪府中学生学びチャレンジ事業費

【事業目的】

- ・生徒の学力状況を分析し、教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かすとともに、
評価の公平性を担保するため、学力調査を実施する。
- ・生徒の学習内容の定着状況を把握し、その習熟状況に応じた教材を活用し、確実な定着を図るため、確認プリントを実施する。

【平成 26 年度当初予算額】 196,699千円

【事業内容】

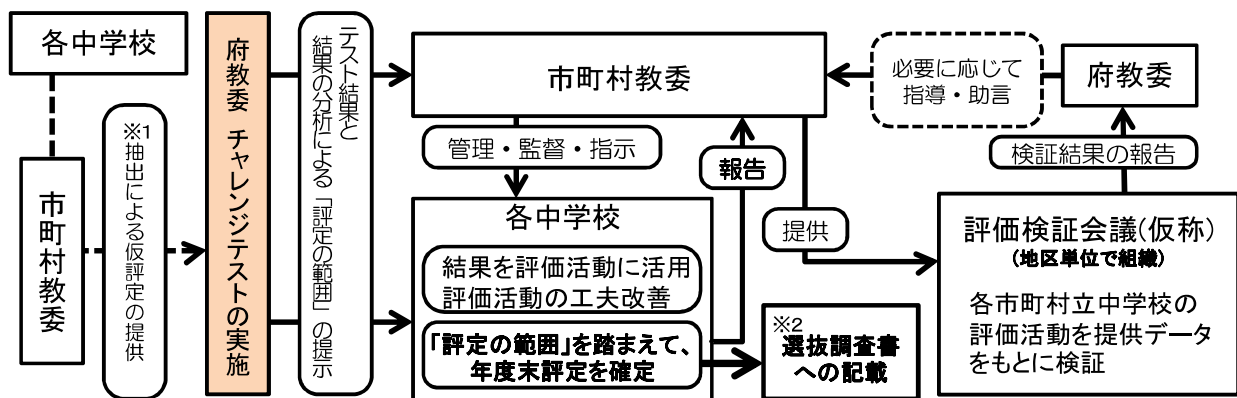
(1) チャレンジテスト

- ① 対 象 中学校及び支援学校並びに特別支援学校中学部の第1学年、第2学年
- ② 教 科 第1学年 国語、数学、英語
第2学年 国語、社会、数学、理科、英語
- ③ 実施時期 平成27年1月上旬
- ④ 実施内容



- ・生徒の学力状況を分析し、教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かす。
- ・調査結果の分析による「評価の範囲」を活用することで、評価の公平性を担保する。

⑤ 「評価の範囲」の示し方とその活用



※1 仮評定とは、1学期及び2学期（2学期制の中学校にあってはそれに準じる期間）を平均した成績を基にした評定

※2 現在、評価対象学年の拡大について検討中

(2) 単元確認プリント

- ① 対 象 中学校第1～3学年
 - ② 実施内容
 - ・学習内容の定着状況を把握するため、府教委 Web ページ から5教科（国・社・数・理・英）の教材プリントを配信し、各中学校が必要に応じて教材等を活用する。
- ※国語、数学、英語は、既存の府教委教材等で対応、社会・理科は、新たに作成

担 当	市町村教育室小中学校課 学力向上グループ
担当者	片山・長見
内 線	3479
直 通	06-6944-6889

スクール・エンパワーメント推進事業費

(一部大阪教育ゆめ基金活用)

【事業目的】

府内公立中学校のうち、保護者・地域等と連携しながら学力向上に取り組む学校を指定し、支援を行う。

また、特に支援が必要な市町村に対して学力向上の取組みを推進するための経費を補助するとともに、その取組みについて指導・助言する。

【平成 26 年度当初予算額】 65,051 千円

【事業内容 (H26 新規部分)】

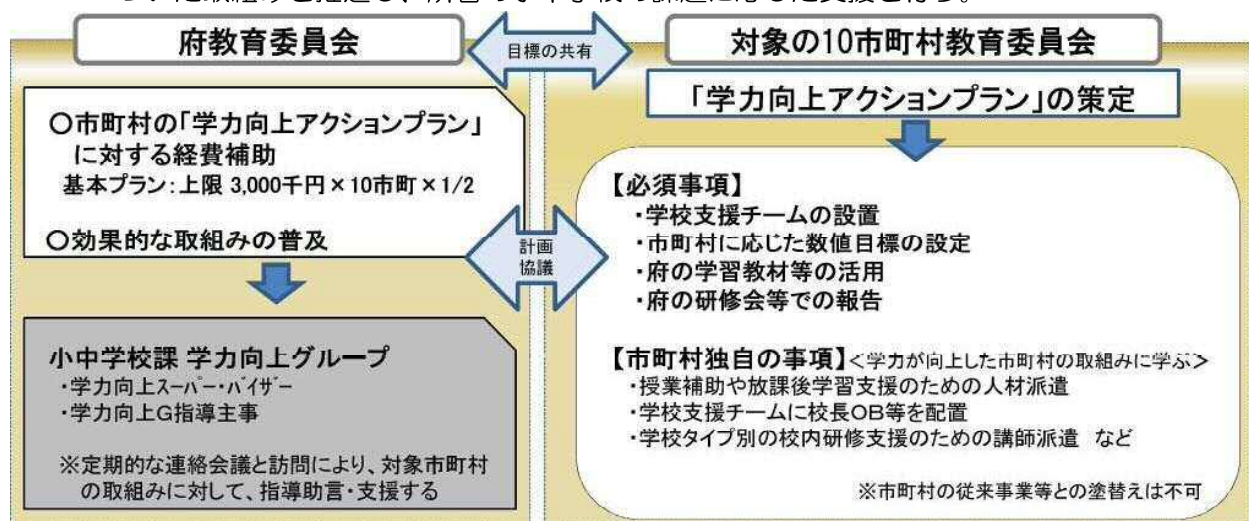
- (1) 対 象 府内 10 市町村
- (2) 事業期間 平成 26～平成 29 年度
- (3) 補助内容 対象市町村の「学力向上アクションプラン」を実行するために必要な経費の 1/2 を補助する。(補助額の上限：3,000 千円の 1/2)
 - ・授業補助や放課後学習支援のための人材派遣にかかる経費
 - ・学校支援チームに校長OB等を配置にかかる経費
 - ・学校タイプ別の校内研修支援のための講師派遣にかかる経費 など

府教育委員会の役割

- ・小中学校課内の学力向上スーパーバイザー等を中心に、対象市町村と定期的な連絡会議や訪問等を行い、市町村の取組みに対して指導・助言を行う。

対象市町村教育委員会の役割

- ・府教育委員会と協議して、所管の小中学校の学力向上を図るための「学力向上アクションプラン」を策定する。
- ・教育委員会事務局内に「学校支援チーム」を設置し、「学力向上アクションプラン」に基づいた取組みを推進し、所管の小中学校の課題に応じた支援を行う。



担 当	教育振興室高等学校課 教務グループ
担当者	池嶋・青木
内 線	3431・3428
直 通	06-6946-2387

高校における英語力の養成【知事重点事業】

【事業目的】

府立高校生の英語4技能（読む・聞く・話す・書く）の引き上げを行うため、平成27年度から、府立高校17校に対し、SET（Super English Teacher）*によるTOEFL iBTを扱った授業を導入することとし、その体制を整備する。

また、在籍校によらず、意欲ある生徒に対して「聞く・話す」能力の鍛錬等を行い、会話力等の英語能力の引上げをめざす。

- *SET：（担当業務）
 - ・TOEFL iBT等を活用した英語教育の授業、指導方法・教材開発、他の英語教諭の育成
 - （処遇）
 - ・特定任期付職員として採用（任期は、平成27年4月から原則3年）
 - ・給与年収は約740万円
 - （受験資格）
 - ・TOEFL iBTスコア100点以上またはIELTSスコア7.5以上を有すること
 - ・学校教育法に基づく大学を卒業した方、または同等の資格があると認められる方
 - ・日本国籍を有すること
 - ・教員免許の有無は問わない（大阪府公立学校教員も受験可能）

【平成26年度当初予算額】 39,489千円

【事業内容】

（1）骨太の英語力養成事業 26,027千円

高校3年間で、英語4技能を、英語圏の大学に進学できるレベルに引き上げるため、平成27年度からTOEFL iBTを扱った授業を導入する。

- ・対 象：17校（GLHS10校、使える英語プロジェクトG3の5校、GLHS候補2校）
- ・事業内容：シラバスや教材作成等のTOEFL iBT授業の準備、TOEFL iBT特設レッスン、教員へのTOEFL iBT研修など

スケジュール

H26	H27	H28	H29	H30
iBT 導入準備	iBT 授業開始（H27：8校程度、H28：9校程度）			
	SET 8校程度に配置（任期：原則3年）		延長（2年まで）	
		SET 9校程度に配置（任期：原則3年）		
・iBT 特設レッスン ・iBT チャレンジ支援 ・生徒の海外研修派遣 ・教員研修 ※準備期の H26 に開始し、第 2 期の SET 配置の終わる H30 まで実施				

（2）英語教育推進事業費（高校） 13,462千円

英語力の底上げのため、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬を行うとともに、英語科教員の指導力を高める。

- ・対 象：上記（1）の17校以外
- ・事業内容：意欲ある生徒への特訓クラス、生徒の海外研修支援、教員のディベート力育成研修など

担 当 施設財務課
 担当者 助成・会計グループ 湯田、大石
 内 線 6 9 1 3
 直 通 0 6 - 6 9 4 4 - 6 9 1 3

高校授業料の無償化制度の見直しに伴う関連事業

●公立高等学校就学支援金事業

【事業目的】

国の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」により、府内の公立高等学校に在籍する生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給し、教育費負担軽減を図る。

【平成26年度当初予算額】 5,088,079千円

【事業内容】

- (1) 対 象 府内公立高等学校に在籍する生徒（平成26年度入学生から学年進行で実施）
 (2) 内 容 概ね910万円未満の世帯の生徒に就学支援金を支給し、授業料に充てる。

※授業料単価

課 程	全 日 制	定 時 制	通 信 制
授業料単価	月額 9,900円 (年額118,800円)	月額 2,700円 (年額 32,400円)	1単位 330円

●公立高等学校奨学給付金事業

【事業目的】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設する。（補助事業：国庫負担1/3）

【平成26年度当初予算額】 844,299千円

【事業内容】

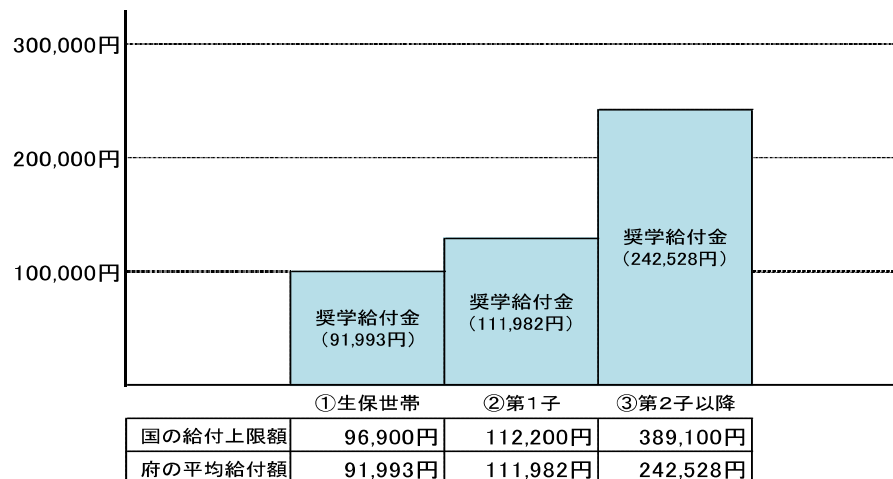
- (1) 対 象 高等学校に在籍し、保護者等が大阪府内に在住の市町村民税（所得割）非課税世帯の生徒（平成26年度入学生から学年進行で実施）

- (2) 内 容

- 学校徴収金及び教科書代を国の支給上限額の範囲内で給付
 （用途を明白にするために対象費目を限定）
- 国の支給限度額（年度）

世帯区分	生活保護世帯	32,300円
	第1子の高校生がいる世帯	37,400円（通信制27,800円）
	第2子以降の高校生がいる世帯	129,700円（通信制36,500円）

※世帯区分別の給付イメージ（府立全日制高校3年間の合計）



担 当	教育振興室高等学校課 高校改革グループ
担当者	大武・井上・出野
内 線	3429
直 通	06-6944-6369

府立高等学校再編整備事業費

【事業目的】

平成 25 年 11 月に策定した「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」に基づき、府立高等学校の再編整備を推進

【平成 26 年度当初予算額】 131,873 千円

【事業内容】

（１）エンパワメントスクールの設置 104,739 千円

- ・対象校：西成高校、長吉高校、箕面東高校
- ・内 容：①「学び直し」の教材開発費
 - ②タブレット・無線 LAN 整備費
 - ③電子黒板、電子モニター、チャイム整備費
 - ④実習室、相談室、教具等の整備費
 - ⑤エントランス、内部塗装等の整備費

（２）普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 18,545 千円

- ・対象校：福井高校（総合学科への改編）
八尾翠翔高校、日根野高校（普通科専門コース設置校への改編）
- ・内 容：①実習室、教具等の整備費
 - ②進路資料室等の整備費

（３）プロジェクトチーム運営等 8,589 千円

- ・対 象：再編整備対象校
- ・内 容：①プロジェクトチーム・担当チームの運営に係る報酬、旅費
 - ②各学校及び教育委員会の広報費

【参考】

○経過及び今後のスケジュール

- ・平成25年 3 月 「府立高等学校再編整備方針」策定
- ・平成25年11月 「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」、
西成高校、長吉高校、箕面東高校、福井高校、八尾翠翔高校、
日根野高校を 27 年度改編対象校として決定
- ・平成27年 4 月 上記 6 校へ改編校としての第 1 期生入学

担当課	教育振興室 支援教育課
担当者	学校整備グループ 山西、小池
内線	4733・4736
直通	06-6944-9362

府立知的障がい支援学校新校整備費・府立支援学校教育環境整備事業費

【事業目的】

府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加への対応や生徒の社会的自立の支援のため、「府立支援学校施設整備基本方針」（H21.3）に基づき、引き続き新たな支援学校を整備する。

【平成26年度当初予算額】 7,120,182千円

【事業内容】

(1) 対象 府内2地域（北河内、中河内・南河内）

(2) 内容

- ・府内2地域において知的障がい支援学校の新校整備をすすめるとともに、職業学科のある知的障がい高等支援学校の併設を北河内地域で行う。
- ・当該2地域において分校（2校）の運営を行う。

平成25年4月 豊能・三島地域の新校として「摂津支援学校・とりかい高等支援学校」を開校

平成26年4月 泉北・泉南地域の新校として「泉南支援学校・すながわ高等支援学校」を開校

「府立支援学校施設整備基本方針」

（H21.3 策定：計画期間 H21～H30 年度）

◎課題

◆在籍児童生徒数の増加

- ・過去10年間で1.4倍の増加(1,032人増)
- ・大規模化 200人超9校、内300人超5校
【②5:200人超10校、内300人超6校】
- ・将来推計 今後10年間で約1,200人増加

◆就労ニーズへの対応

- ・知的障がい高等部生徒就職率
①9全国 25.8% ①9府 17.8%
【②4全国 30.2% ②4府 26.2%】
- ・たまがわ高等支援学校の
高いニーズと就職実績(8割超)

◎対応

【今後5年間の整備方針】

- ◆H25年度までに府内4地域で各1校の新校整備に着手
- ◆新校開校までの間、府内4地域で分校開校
【H22年度 開校済】

【平成26年度以降の整備】

- ◆H25年度までに将来の児童生徒数の再推計を行い、その後の整備について検討(※)

整備計画
の具体化

平成26年度当初予算額

7,120,182千円

平成26年度における新校整備状況

■豊能・三島地域

*H25年4月開校

- ・摂津支援学校
- ・とりかい高等支援学校

■北河内地域

（高等支援学校併設）

○工事実施

*H27年4月新校開校
旧枚方市立村野中学校跡

■中河内・

南河内地域

○工事実施

*H27年4月
新校開校
旧西浦高校跡

■泉北・泉南地域

*H26年4月開校

- ・泉南支援学校
- ・すながわ高等支援学校

※現在の児童生徒数の動向から、当面は現行方針に基づく整備により対応が可能と見込まれる。

担 当	教育振興室高等学校課 生徒指導グループ
担当者	濱崎・山名
内 線	3432
直 通	06-6944-3858

キャリア教育支援体制整備事業

【事業目的】

就職希望者が多く、就職に課題がある学校を支援するため、「就職支援コーディネーター」等の専門人材を配置することにより、就職内定率アップを図る。

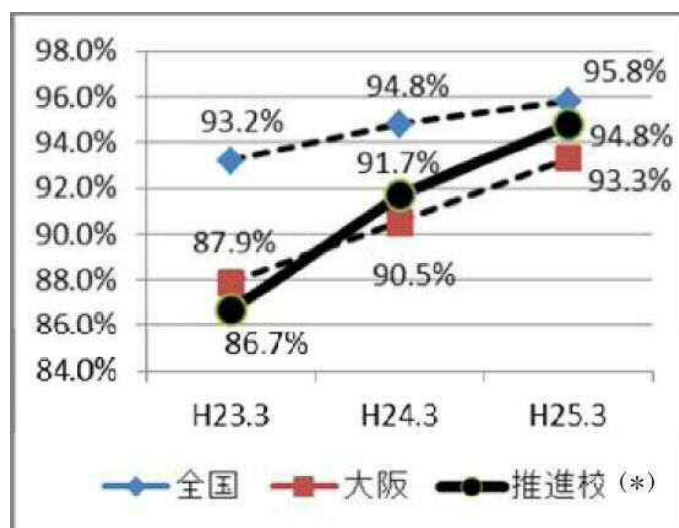
【予算額】 57,240千円

【事業内容】

- 就職支援コーディネーター等による支援校（44校）※への支援
就職内定率を向上し、進路が定まらない生徒を就職等に結びつけるため、専門人材（就職支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー）を配置。
- キャリア教育連絡協議会（ブロック会）の開催
4ブロックでそれぞれ協議会を開催し、定期的に事業の進捗確認・検証等を行う。
- キャリア教育連絡協議会（代表者会）の開催
各ブロックの代表者・スーパーバイザー・教育委員会が会し、各ブロックの進捗確認、情報交換を行い、全体の課題共有等を図る。

※支援校（44校）：就職希望者数40人以上の学校

<就職内定率状況>



※「実践的キャリア教育・職業教育(H23～H25)」支援事業推進校（72校）において、就職支援コーディネーターの配置等により、内定率の向上などの効果があった。

担 当
担 当 者
代表電話

中之島図書館 総務課
杉本洋一・日下部 徹
06-6203-0474 内線221

開館110周年を迎える

中之島図書館をリニューアル

～中之島図書館環境改善等事業費～

【事業目的】

国指定の重要文化財でもある建物や開館以来110年間に蓄積した蔵書や培ってきたノウハウなど中之島図書館の特徴を最大限活用しつつ、新しいタイプの図書館にリニューアルし、利用者サービスの向上を図る。

このため、建物の美化、正面玄関の開扉等により図書館としての魅力や利便性・快適性を高め、また、古典籍のデジタル化等を通じて資料の「見せる化」を進めるなど図書館としての機能を強化する。

併せて、図書館で展開する文化・ソフト事業や、隣接する大阪市中央公会堂との連携事業の検討などを行う。

中之島図書館の特徴

- 建物は、現役の公共図書館としてわが国最古であり、また、唯一の国指定重要文化財
- 蔵書の1/3を占める約20万冊の古典籍
- 職業人の利用が多いビジネス街の地域図書館
- 近代大阪に関する文化遺産資料の集積



リニューアル(H26～H27)の概要

- 快適性の確保・外観の美化
- 所蔵資料の「見せる化」・古典籍のデジタル化
- 地域直結の図書館サービスの継続拡充
- 所蔵資料の展示・活用

【平成26年度の事業概要】

- 正面玄関からのフリー入退館(正面階段の改修、風除室の整備等)
- 建物外観の美化(外壁洗浄、樋・軒回りの改修等)
- 館内の快適性の向上(トイレ改修)
- 古典籍のデジタル化
- 展示・ソフト事業の検討、イベントの試行 等

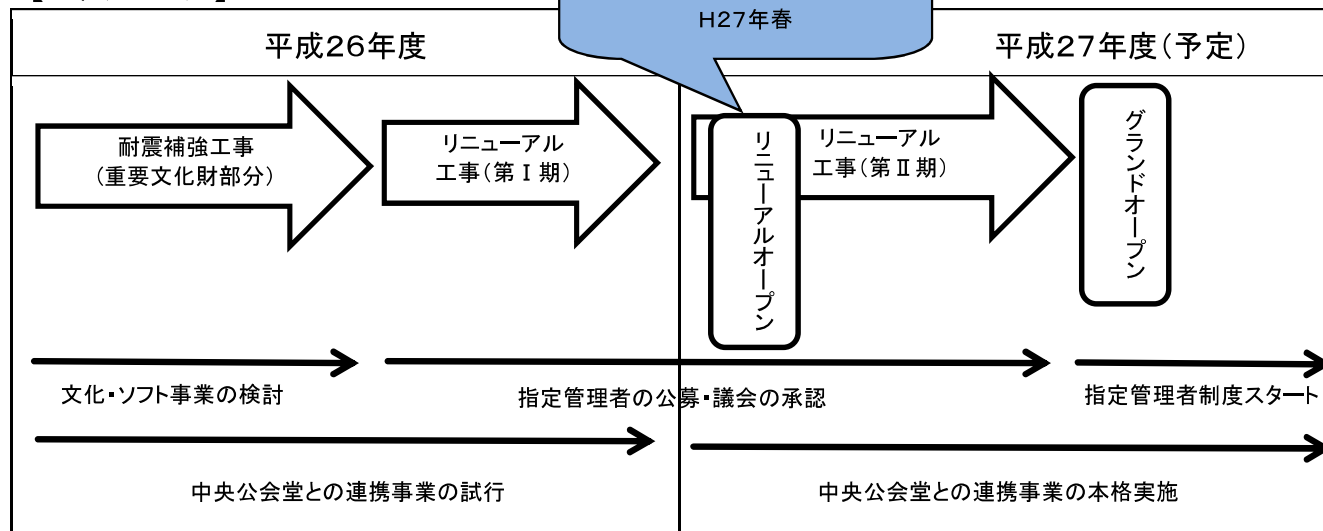
リニューアル工事(第Ⅰ期)



【平成26年度当初予算額】 207,344 千円

【スケジュール】

正面玄関からのフリー入館開始
建物外観の美化完了
H27年春



事件議決案
工事請負契約変更の件

「大阪府立中之島図書館耐震補強工事」関連

1 提案理由

重要文化財大阪府立中之島図書館本館ほか2棟の耐震補強工事請負契約については、液状化を防止するための地盤改良に関し、当初予定した工事内容のうち、地質調査した結果や試掘により確認した基礎形状に対応した施工内容に変更する必要性が生じたため。

2 契約変更による工事費の増加

契約金額 8億3,475万円（変更前） → 9億7,577万9千640円（変更後）
1/2国庫補助予定

請負者 株式会社藤木工務店（大阪市中央区）

3 工事期間

平成25年3月22日～平成26年12月15日
・工事期間は変更なし。

（参考）

○ 建物概要（国指定の重要文化財部分）

本館 煉瓦及び石造 三階建、中央円屋根付、銅板葺
左翼（北） 煉瓦及び石造 三階建、銅板葺
右翼（南） 煉瓦及び石造 三階建、銅板葺

○ 工事概要

- ・構造補強として、本館及び左右翼棟の屋内等にて鉄骨を用いて補強。この補強工事に際し天井、設備機器の撤去を行い、補強後、従前どおりに復旧。
- ・建物周辺の地盤の液状化を防止するため、建物内外の地盤に対し地盤改良を実施。
- ・本館の小屋材の破損材の取替、一部銅板屋根の葺替、右翼棟の漆喰天井の一部塗替を実施。

第 号議案

工事請負契約変更の件

平成25年3月22日議決に係る重要文化財（建造物）大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

平成26年2月 日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

契約金額 変更前 834,750,000円

変更後 975,779,640円

請 負 者 住所 大阪市中央区備後町1丁目7番10号

名 称 株式会社藤木工務店 執行役員大阪本店長 長 嶋 秀 元

職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の制定（概要）

教職員室教職員企画課

■制定の理由

- 平成 26 年度の財政収支不足額への対応のため、給料の月額及び管理職手当の時限的減額を行う。

■制定の内容

- 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における給料について、次のとおり減額する。

(1) 給料の減額

職員の区分		減額の割合
・指定職 ・管理職手当受給者	部長級	100 分の 3.5
	その他	100 分の 3.1
	再任用職員以外	100 分の 2.5
・管理職手当受給者以外	再任用職員	100 分の 1.9～100 分の 0.7
	再任用職員	100 分の 1.1
・第 1 号任期付研究員 ・特定任期付職員		100 分の 2.5
・第 2 号任期付研究員		100 分の 1.5 又は 100 分の 1.1

(2) 管理職手当の減額

特例期間における管理職手当について、その額の 100 分の 5 に相当する額を減額する。

■施行期日

平成 26 年 4 月 1 日
(理由：平成 26 年度の減額措置を定めるものであるため。)

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済み

大阪府条例第 号

職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例

(職員の給料の特例)

第一条 職員（次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給料の月額は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年大阪府条例第十三号）附則第七項から第九項まで並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第百四十七号）第三条第一項、職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）第七条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十二年大阪府条例第七十一号）第四条、大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成二十四年大阪府条例第九十一号）第三条第一項、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第百十七号）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 一 給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員 百分の三・五
- 二 給与条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。）のうち給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の級が八級であるもの又は同項第三号イに規定する医療職給料表(一)の職務の級が五級であるもの 百分の三・一
- 三 管理職手当受給者（前号に掲げる職員を除く。） 百分の二・五
- 四 前三号に掲げる職員以外の職員のうち給与条例第五条第十一項に規定する再任用職員 百分の一・一
- 五 第一号から第三号までに掲げる職員以外の職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項若しくは第三項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号の規定により任用された職員 その職務の級及び号給（次号において「級号給」という。）の別に応じて別表に定める割合
- 六 前各号に掲げる職員以外の職員 その級号給の別に応じて別表に定める割

合

- 2 職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

(任期付研究員等の給料の特例)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第一項、第三項及び第四項、給与条例、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒に関する条例第七条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条並びに大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一 第一号任期付研究員及び特定任期付職員 百分の二・五

二 第二号任期付研究員(次号に掲げる職員を除く。) 百分の一・五

三 第二号任期付研究員のうちその給料月額が一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第二項の給料表に掲げる一号給である職員 百分の一・

一

- 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに特定任期付職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

(減額の割合に異動を生じた場合の取扱い)

第三条 適用される第一条第一項各号又は前条第一項各号に定める割合に異動を生じた場合は、異動後の割合は、当該異動を生じた日の属する月の翌月以後の給料の月額について適用する。ただし、当該異動を生じた日が月の一日である場合は、その月以後の給料の月額について適用する。

(給与の減額に関する特例)

第四条 特例期間における給与条例第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「翌月以後」とあるのは、「翌月」とする。

(職員の管理職手当の特例)

第五条 管理職手当受給者の管理職手当の月額は、特例期間において、給与条例第十一条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の廃止)

2 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成二十三年大阪府条例第三号）は、廃止する。

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	59以下	100分の0.7
	60以上	100分の1.1
2 級	41以下	100分の1.1
	42以上	100分の1.5
3 級	15以下	100分の1.1
	16以上46以下	100分の1.5
	47以上	100分の1.9
4 級	10以下	100分の1.5
	11以上	100分の1.9

別表 特例期間における減額の割合（第1条関係）
イ 行政職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	65以下	100分の0.7
	66以上	100分の1.1
2 級	11以下	100分の0.7
	12以上74以下	100分の1.1
	75以上	100分の1.5
3 級	41以下	100分の1.1
	42以上	100分の1.5
4 級	1	100分の1.1
	2以上28以下	100分の1.5
	29以上	100分の1.9
5 級	7以下	100分の1.5
	8以上	100分の1.9
6 級	全号給	100分の1.9
7 級	1	100分の1.9
8 級	1	100分の1.9

ニ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号	給	割 合
1 級	62以下		100分の0.7
	63以上		100分の1.1
2 級	2以下		100分の0.7
	3以上77以下		100分の1.1
	78以上		100分の1.5
3 級	33以下		100分の1.1
	34以上73以下		100分の1.5
	74以上		100分の1.9
4 級	10以下		100分の1.1
	11以上30以下		100分の1.5
	31以上		100分の1.9
5 級	5以下		100分の1.5
	6以上		100分の1.9

ハ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号	給	割 合
1 級	27以下		100分の0.7
	28以上		100分の1.1
2 級	3以下		100分の0.7
	4以上49以下		100分の1.1
	50以上89以下		100分の1.5
	90以上		100分の1.9
3 級	23以下		100分の1.1
	24以上37以下		100分の1.5
	38以上		100分の1.9
4 級	1		100分の1.9
5 級	1		100分の1.9

へ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号	給	割 合
1 級	71以下		100分の0.7
	72以上		100分の1.1
2 級	39以下		100分の0.7
	40以上79以下		100分の1.1
	80以上119以下		100分の1.5
	120以上		100分の1.9
特2級	42以下		100分の1.1
	43以上73以下		100分の1.5
	74以上		100分の1.9
3 級	11以下		100分の1.5
	12以上		100分の1.9
4 級	全号給		100分の1.9

ホ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号	給	割 合
1 級	61以下		100分の0.7
	62以上163以下		100分の1.1
	164以上		100分の1.5
2 級	19以下		100分の0.7
	20以上82以下		100分の1.1
	83以上		100分の1.5
3 級	2 以下		100分の0.7
	3 以上60以下		100分の1.1
	61以上		100分の1.5
4 級	33以下		100分の1.1
	34以上73以下		100分の1.5
	74以上		100分の1.9
5 級	6 以下		100分の1.1
	7 以上29以下		100分の1.5
	30以上		100分の1.9

チ 公安職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	57以下	100分の0.7
	58以上	100分の1.1
2 級	35以下	100分の0.7
	36以上109以下	100分の1.1
	110以上	100分の1.5
3 級	20以下	100分の0.7
	21以上82以下	100分の1.1
	83以上	100分の1.5
4 級	49以下	100分の1.1
	50以上89以下	100分の1.5
	90以上	100分の1.9
5 級	28以下	100分の1.1
	29以上57以下	100分の1.5
	58以上	100分の1.9
6 級	16以下	100分の1.5
	17以上	100分の1.9
7 級	全号給	100分の1.9
8 級	全号給	100分の1.9

ト 小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員に係る減額の割合

職務の級	号 給	割 合
1 級	72以下	100分の0.7
	73以上	100分の1.1
2 級	47以下	100分の0.7
	48以上87以下	100分の1.1
	88以上127以下	100分の1.5
	128以上	100分の1.9
特2級	3以下	100分の0.7
	4以上42以下	100分の1.1
	43以上72以下	100分の1.5
	73以上	100分の1.9
3 級	17以下	100分の1.5
	18以上	100分の1.9
4 級	全号給	100分の1.9

知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の制定（概要）

総務部人事局企画厚生課

■制定の理由

- 平成 26 年度の財政収支不足額への対応のため、特別職等の給料、報酬、期末手当等の時限的減額を行う。

■制定の内容

- 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における給料及び報酬について、次のとおり減額する。

(1) 給料、報酬及び期末手当の減額

区分	給料・報酬等の減額の割合	期末手当の減額の割合
知事	100 分の 30	100 分の 30
副知事	100 分の 14	100 分の 15
監査委員	100 分の 14	100 分の 10（常勤の委員のみ）
人事委員会の委員	100 分の 14	100 分の 10（常勤の委員のみ）
教育長	100 分の 6	100 分の 10
秘書	100 分の 0.7 ～100 分の 3.5	
その他の行政委員	100 分の 0.7	

(2) 附属機関委員の報酬の減額

区分	特例期間における報酬日額	本則による報酬日額
大阪府留置施設視察委員会委員	16,400円	16,500円

※時限的に100分の3を減額していた上記を除く附属機関委員の報酬について、平成26年4月1日以降、減額しないこととする。

※附属機関委員の報酬は、100円単位で規定。

■施行期日

平成 26 年 4 月 1 日
(理由：平成 26 年度の減額措置を定めるものであるため。)

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済み

大阪府条例第 号

知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料及び期末手当の特例)

第一条 知事及び副知事の給料の月額、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

- 2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれその基準日に係る同項に定める期末手当の額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。

(監査委員の給料、報酬及び期末手当の特例)

第二条 大阪府監査委員の給料及び報酬の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例（昭和二十九年大阪府条例第十四号）第七条の規定にかかわらず、同条に定める額から、常勤の監査委員にあつてはそれぞれその百分の十四、非常勤の監査委員にあつてはそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

- 2 大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第八条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(人事委員会の委員の給料、報酬及び期末手当の特例)

第三条 大阪府人事委員会の委員の給料及び報酬の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号）第三条の規定にかかわらず、同条に定める額から、常勤の委員にあつてはそれぞれその百分の十四、非常勤の委員にあつてはそれぞれの百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

- 2 大阪府人事委員会の委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料及び期末手当の特例)

第四条 大阪府教育委員会の教育長の給料の月額、特例期間において、大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第二百二十五号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定め

る額からその百分の六に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額、同条に定める額とする。

- 2 大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(秘書の給料の特例)

第五条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成十六年大阪府条例第四号)第二条第二項に規定する秘書の給料の月額、特例期間において、同条例第三条の規定にかかわらず、同条に定める額から職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例(平成二十六年大阪府条例第 号)第一条第一項の規定の例により知事が定める額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額、特別職の秘書の職の指定等に関する条例第三条に定める額とする。

(教育委員会の委員の報酬の特例)

第六条 大阪府教育委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第百二十四号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。

(選挙管理委員の報酬の特例)

第七条 選挙管理委員の報酬の額は、特例期間において、選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第八号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。

(労働委員会の委員等の報酬の特例)

第八条 大阪府労働委員会の委員、特別調整委員及びあつせん員の報酬の額は、特例期間において、大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十六年大阪府条例第十号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。

(収用委員会の委員等の報酬等の特例)

第九条 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例(昭和三十六年大阪府条例第五十号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。

- 2 土地収用法(昭和三十六年法律第二百十九号)第六十五条第一項第一号の参考人の手当の額は、特例期間において、条例第七条第二項の規定にかかわらず、一日につき二千七百七十四円を超えない範囲内において、その都度大阪府収用委員会が定める額とする。

(海区漁業調整委員会の委員等の報酬の特例)

第十条 大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。
（内水面漁場管理委員会の委員の報酬の特例）

第十一条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四十七号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。
（公安委員会の委員の報酬の特例）

第十二条 大阪府公安委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年大阪府条例第二十八号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその百分の〇・七に相当する額を減じた額とする。
（大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の特例）

第十三条 大阪府留置施設視察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府留置施設視察委員会条例（平成十九年大阪府条例第十一号）第五条第一項の規定にかかわらず、日額一万六千四百円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の廃止）

2 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例（平成二十三年大阪府条例第四号）は、廃止する。

（職員の退職管理に関する条例及び職員基本条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の退職管理に関する条例及び職員基本条例の一部を改正する条例（平成二十五年大阪府条例第百十号）附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（概要）

教職員室教職員企画課

■改正の理由

- 平成25年度給与改定に係る平成25年10月17日の人事委員会勧告及び平成26年2月10日の「府立高等学校校長等の給与に関する報告及び勧告」を踏まえ、給料表の見直し等、所要の改正を行うもの。

■改正の内容

- (1) 平成25年10月17日の人事委員会勧告の実施
 - 給料表の改正 府内民間給与との公民較差を解消させるため、人事委員会勧告のとおり給料表を改定する。
 - 地域手当の改正 府内民間給与との公民較差を解消させるため、人事委員会勧告のとおり支給率を1%引き上げる。
- (人事委員会勧告の内容)

公民較差	給与改定	
	給料表の引き上げ	地域手当の引き上げ その他（給料表の引き上げによる地域手当の増加など）
9,800 円 (2.56%) (民間給与 392,630 円－職員給与 382,830 円)	5,712 円 (1.49%)	3,433 円 (0.90%) 655 円 (0.17%)

* 公民較差は、本府独自の給与減額措置前の本府職員給与に基づくもの。

- (2) 平成26年2月10日の人事委員会勧告の実施
 - 学校のマネジメント力を高めることが重要視されている中、その担い手である校長等の給与を役割に見合ったものになるよう人事委員会勧告のとおり給料表を改定する。

給料表	職務	職務の級	改定前		改定後	
			号給	給料月額	号給	給料月額
高等学校教育職	校長	4 級	1～57	436,500 ～ 506,400	1～29	483,300 ～ 506,400
	教頭	3 級	1～93	349,300 ～ 489,000	1～61	418,300 ～ 489,000
小学校・中学校教育職	校長	4 級	1～53	425,400 ～ 475,600	1～37	448,400 ～ 475,600
	教頭	3 級	1～113	302,100 ～ 457,500	1～73	398,700 ～ 457,500

- 施行期日 上記（1）：公布日（平成25年12月1日から適用）
(理由：府の財政状況等を考慮)
- 上記（2）：平成26年4月1日
(理由：人事委員会勧告のとおり)

- 政策アセスメント・制度間調整
財政課、教育委員会及び人事委員会と調整済み。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域手当) 第十三条の二 (略) 2 (略) 一 大阪府の区域 百分の十一 二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十四を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合 (特定の職員についての適用除外) 第二十五条の二 第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第十五条、第十九条の二及び第二十一条から第二十四条までの規定は、<u>指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。</u> 2 第十九条の二及び第二十一条から第二十三条までの規定は、<u>第十一条第二項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員には適用しない。</u> 3 第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで、第十四条の二及び第十七条の規定は、<u>再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</u>	(地域手当) 第十三条の二 (略) 2 (略) 一 大阪府の区域 百分の十 二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合 (特定の職員についての適用除外) 第二十五条の二 第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第十五条、第十九条の二及び第二十一条から第二十四条までの規定は、<u>指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。</u> 2 第十九条の二及び第二十一条から第二十三条までの規定は、<u>第十一条第二項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員には適用しない。</u> 3 第十二条、第十三条、第十三条の三から第十三条の五まで、第十四条の二及び第十七条の規定は、<u>再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</u>

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	135,600	229,100	262,400	349,700	389,500	445,800	517,000	576,100
	2	136,700	231,300	264,200	352,000	392,000	448,100		
	3	137,900	233,400	266,100	354,300	394,600	450,300		
	4	139,000	235,300	268,000	356,700	397,100	452,500		
	5	140,100	237,100	270,000	358,900	399,800	454,200		
	6	141,200	239,000	272,200	361,200	402,500	456,000		
	7	142,300	240,900	274,400	363,500	405,300	458,000		
	8	143,400	242,700	276,600	365,800	408,000	460,000		
	9	144,500	244,500	278,800	368,000	410,600	461,900		
	10	145,900	246,400	281,000	370,200	413,000	463,600		
	11	147,200	248,300	283,200	372,400	415,300	465,200		
	12	148,500	250,200	285,400	374,600	417,600	467,000		
	13	149,800	251,800	287,600	376,800	419,700	468,400		
	14	151,300	253,700	289,700	379,000	421,700	469,900		
	15	152,800	255,500	291,900	381,200	423,700	471,300		
	16	154,400	257,300	294,000	383,400	425,700	472,800		
	17	155,700	259,000	296,200	385,700	427,600	474,100		
	18	157,200	261,000	298,400	387,900	429,500	475,400		
	19	158,700	263,000	300,600	390,100	431,400	476,600		
	20	160,200	265,000	302,800	392,300	433,300	477,600		
	21	161,600	266,800	305,000	394,200	435,200	478,300		
	22	164,300	268,700	307,200	396,000	436,800	478,800		
	23	166,900	270,600	309,400	397,700	438,400	479,200		
	24	169,500	272,500	311,600	399,400	440,000	479,600		
	25	172,200	274,300	313,800	401,100	441,600	479,800		
	26	173,900	276,200	315,900	402,600	442,900	480,200		
	27	175,600	278,100	318,100	404,200	444,200	480,600		
	28	177,300	280,000	320,200	405,800	445,500	481,100		
	29	178,800	281,800	322,300	407,300	446,600	481,600		
	30	180,600	283,700	324,400	408,500	447,900	482,000		
	31	182,400	285,600	326,600	409,700	449,100	482,400		
	32	184,200	287,500	328,700	410,900	450,400	482,800		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	33	186,000	289,100	330,700	412,000	451,400	483,200		
	34	187,900	291,000	332,900	413,200	452,200	483,500		
	35	189,800	292,900	335,000	414,400	452,800	483,900		
	36	191,700	294,800	337,100	415,600	453,300	484,300		
	37	193,400	296,400	338,900	416,500	453,700	484,700		
	38	195,200	298,200	341,000	417,200	454,200	485,100		
	39	197,000	300,000	343,100	417,900	454,500	485,500		
	40	198,700	301,800	345,200	418,600	454,900	485,900		
	41	203,600	303,600	347,100	419,300	455,200	486,200		
	42	205,800	305,300	349,100	420,000	455,500	486,500		
	43	208,100	307,000	351,100	420,600	455,800	486,800		
	44	210,300	308,700	353,100	421,000	456,100	487,000		
	45	212,300	310,300	355,000	421,400	456,300	487,200		
	46	214,200	312,000	356,900	421,700	456,500			
	47	216,400	313,700	358,800	421,900	456,700			
	48	218,600	315,400	360,700	422,100	456,900			
	49	220,800	316,700	362,300	422,300	457,100			
	50	223,000	318,300	363,800	422,500	457,300			
	51	225,100	319,900	365,300	422,700	457,500			
	52	227,100	321,500	366,800	422,900	457,700			
	53	228,900	323,100	368,200	423,100	457,900			
	54	230,800	324,700	369,300	423,300	458,100			
	55	232,700	326,300	370,400	423,500	458,300			
	56	234,600	327,900	371,500	423,700	458,500			
	57	236,300	329,300	372,400	423,900	458,700			
	58	238,100	330,500	373,500	424,100				
	59	239,900	331,700	374,600	424,300				
	60	241,700	332,800	375,700	424,500				
	61	243,000	333,600	376,500	424,700				
	62	244,500	334,500	377,200	424,900				
	63	246,000	335,400	377,800	425,100				
	64	247,500	336,200	378,500	425,300				
	65	248,900	336,800	378,900	425,500				

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	66	250,400	337,500	379,600	425,700				
	67	251,900	338,300	380,300	425,900				
	68	253,500	339,100	381,000	426,100				
	69	254,700	339,800	381,400	426,300				
	70	256,300	340,500	382,100	426,500				
	71	257,900	341,200	382,800	426,700				
	72	259,500	341,900	383,500	426,900				
	73	260,700	342,300	384,000	427,100				
	74	262,100	342,900	384,700					
	75	263,500	343,500	385,400					
	76	264,900	344,100	386,100					
	77	266,100	344,300	386,400					
	78	267,500	344,800	386,800					
	79	268,900	345,300	387,100					
	80	270,300	345,800	387,400					
	81	271,500	346,200	387,700					
	82	272,800	346,700	388,000					
	83	274,100	347,100	388,300					
	84	275,400	347,600	388,600					
	85	276,400	347,900	388,900					
	86	277,700	348,400	389,200					
	87	279,000	348,800	389,600					
	88	280,300	349,300	390,000					
	89	281,400	349,500	390,300					
	90	282,500	350,000	390,500					
	91	283,600	350,500	390,700					
	92	284,700	351,000	390,900					
	93	285,800	351,200	391,100					
	94	286,800	351,500	391,300					
	95	287,800	352,000	391,500					
	96	288,800	352,500	391,700					
	97	289,600	352,700	391,900					
	98	290,500	353,100	392,100					
	99	291,400	353,500	392,300					

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	100	292, 300	353, 700	392, 500					
	101	293, 200	353, 900	392, 700					
	102	294, 000	354, 100						
	103	294, 800	354, 300						
	104	295, 600	354, 500						
	105	296, 300	354, 700						
	106	296, 800	354, 900						
	107	297, 300	355, 100						
	108	297, 600	355, 300						
	109	297, 800	355, 500						
	110	298, 100	355, 700						
	111	298, 400	355, 900						
	112	298, 600	356, 100						
	113	298, 800	356, 300						
	114	299, 200							
	115	299, 600							
	116	300, 000							
	117	300, 200							
	118	300, 500							
	119	300, 800							
	120	301, 100							
	121	301, 300							
	122	301, 700							
	123	302, 100							
	124	302, 300							
	125	302, 500							
	126	302, 900							
	127	303, 100							
	128	303, 300							
	129	303, 500							
	130	303, 700							
	131	303, 900							
	132	304, 100							

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	133	304,300							
	134	304,500							
	135	304,700							
	136	304,900							
	137	305,100							
	138	305,300							
	139	305,500							
	140	305,700							
	141	305,900							
	142	306,100							
	143	306,300							
	144	306,500							
	145	306,700							
	146	306,900							
	147	307,100							
	148	307,300							
	149	307,500							
	150	307,700							
	151	307,900							
	152	308,100							
	153	308,300							
	154	308,500							
	155	308,700							
	156	308,900							
	157	309,100							
再任用 職員		217,000	240,000	263,000	299,000	369,000	386,000	403,000	457,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（附則第3項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 研究職給料表（第3条関係）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	135,700	283,300	343,200	406,300
	2	136,800	286,300	345,500	409,400
	3	138,000	289,200	347,800	412,500
	4	139,100	292,200	350,000	415,600
	5	140,200	294,900	352,100	418,500
	6	141,500	297,800	354,400	421,400
	7	142,800	300,700	356,700	424,300
	8	144,100	303,500	358,900	427,200
	9	145,200	306,200	361,100	429,900
	10	146,900	309,200	363,200	432,700
	11	148,500	312,200	365,400	435,600
	12	150,100	315,200	367,600	438,500
	13	151,600	317,900	369,800	441,500
	14	153,500	320,800	371,800	444,400
	15	155,400	323,700	373,900	447,300
	16	157,400	326,500	375,900	450,200
	17	159,200	329,200	377,900	453,200
	18	161,300	331,600	380,100	456,100
	19	163,500	334,000	382,300	459,000
	20	165,600	336,300	384,400	461,800
	21	167,800	338,800	386,400	464,800
	22	170,200	341,100	388,600	467,500
	23	172,500	343,400	390,800	470,200
	24	174,800	345,600	393,000	472,900
	25	176,900	347,900	395,000	475,700
	26	179,000	349,800	397,000	478,300
	27	181,100	351,800	399,000	480,800
	28	183,200	353,700	401,000	483,400
	29	194,800	355,800	402,900	485,900
	30	197,100	357,500	404,900	488,300
	31	199,400	359,300	406,900	490,700
	32	201,700	361,000	408,900	493,200
	33	204,000	362,600	410,800	495,500
	34	206,700	364,300	412,600	497,900
	35	209,400	366,000	414,400	500,300
	36	212,100	367,600	416,200	502,700
	37	214,700	369,100	418,100	505,300
	38	217,700	370,600	419,700	507,600
	39	220,700	372,100	421,300	509,900
	40	223,600	373,600	422,900	512,200
	41	226,400	375,000	424,500	514,700
	42	229,800	376,400	426,100	516,600
	43	233,200	377,900	427,700	518,400
	44	236,600	379,300	429,300	520,300
	45	239,800	380,800	430,900	522,000
	46	242,800	382,400	432,500	523,300
	47	245,800	384,000	434,100	524,600
	48	248,800	385,500	435,700	525,800
	49	251,900	386,700	437,000	527,100
	50	254,800	388,100	438,500	528,300
	51	257,700	389,600	440,000	529,400
	52	260,600	391,000	441,500	530,600

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	53	263,700	392,200	443,000	531,500
	54	266,100	393,300	444,400	532,200
	55	268,500	394,500	445,800	532,900
	56	270,900	395,600	447,200	533,600
	57	273,000	396,600	448,300	534,200
	58	275,500	397,500	449,500	534,800
	59	277,900	398,400	450,600	535,400
	60	280,400	399,300	451,700	536,000
	61	282,400	399,900	452,600	536,700
	62	284,300	400,700	453,200	537,300
	63	286,200	401,500	453,800	537,900
	64	288,100	402,300	454,400	538,500
	65	289,700	403,000	454,800	539,300
	66	291,000	403,800	455,300	540,000
	67	292,200	404,600	455,700	540,700
	68	293,500	405,400	456,200	541,500
	69	294,400	406,200	456,400	542,400
	70	295,700	406,900	456,800	543,100
	71	297,000	407,600	457,200	543,800
	72	298,300	408,300	457,600	544,500
	73	299,600	408,800	457,800	545,300
	74	300,900	409,400	458,000	
	75	302,200	410,000	458,300	
	76	303,500	410,600	458,600	
	77	304,600	411,300	458,800	
	78	305,900	411,500	459,100	
	79	307,100	411,700	459,500	
	80	308,400	412,000	459,900	
	81	309,400	412,200	460,100	
	82	310,600	412,500		
	83	311,700	412,800		
	84	312,900	413,200		
	85	313,900	413,500		
	86	315,000	413,700		
	87	316,000	413,900		
	88	317,100	414,100		
	89	318,200	414,300		
	90	319,300	414,600		
	91	320,300	414,900		
	92	321,300	415,100		
	93	322,400	415,400		
	94	323,500	415,700		
	95	324,500	416,000		
	96	325,600	416,300		
	97	326,500	416,500		
	98	327,600	416,800		
	99	328,700	417,100		
	100	329,800	417,400		
	101	330,900	417,600		
	102	331,900			
	103	332,900			
	104	333,900			
	105	334,900			

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	106	335,700			
	107	336,500			
	108	337,200			
	109	337,900			
	110	338,300			
	111	338,700			
	112	339,100			
	113	339,300			
	114	339,700			
	115	340,300			
	116	340,900			
	117	341,200			
	118	341,600			
	119	342,000			
	120	342,500			
	121	343,000			
	122	343,500			
	123	344,000			
	124	344,500			
	125	345,000			
	126	345,500			
	127	345,900			
	128	346,400			
	129	346,900			
	130	347,400			
	131	347,900			
	132	348,400			
	133	348,800			
	134	349,300			
	135	349,700			
	136	350,200			
	137	350,600			
	138	351,100			
	139	351,600			
	140	352,100			
	141	352,600			
	142	353,000			
	143	353,400			
	144	353,700			
	145	354,200			
再任用 職 員		266,500	292,700	336,700	397,700

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 医療職給料表（第3条関係）
イ 医療職給料表（一）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	237,700	331,700	402,200	580,900	615,400
	2	240,200	335,100	405,100		
	3	242,700	338,500	408,100		
	4	245,200	341,800	411,100		
	5	247,600	344,900	414,000		
	6	251,400	348,500	417,000		
	7	255,200	352,100	420,100		
	8	259,000	355,600	423,000		
	9	262,900	358,900	425,700		
	10	267,400	362,200	428,500		
	11	271,900	365,500	431,300		
	12	276,400	368,800	434,100		
	13	280,900	372,000	436,700		
	14	285,600	375,800	439,300		
	15	290,300	379,600	441,900		
	16	295,000	383,400	444,400		
	17	299,500	387,100	446,800		
	18	303,800	390,000	449,400		
	19	308,200	392,900	451,900		
	20	312,500	395,800	454,400		
	21	316,700	398,800	457,000		
	22	320,800	401,600	459,400		
	23	324,700	404,400	461,900		
	24	328,600	407,200	464,400		
	25	332,500	409,700	466,800		
	26	335,600	412,100	469,200		
	27	338,700	414,500	471,600		
	28	341,800	416,900	474,000		
	29	344,900	419,300	476,200		
	30	347,300	421,500	478,700		
	31	349,700	423,700	481,200		
	32	352,100	425,800	483,600		
	33	354,500	428,100	485,900		
	34	356,900	430,300	488,100		
	35	359,300	432,500	490,400		
	36	361,700	434,600	492,700		
	37	364,000	436,800	495,000		
	38	366,400	438,900	496,800		
	39	368,800	441,000	498,600		
	40	371,200	443,100	500,400		
	41	373,400	445,200	502,100		
	42	374,900	447,100	503,900		
	43	376,400	449,000	505,700		
	44	377,900	450,900	507,500		
	45	379,400	452,800	509,200		
	46	380,800	454,700	511,000		
	47	382,200	456,600	512,800		
	48	383,600	458,500	514,600		
	49	384,800	460,700	516,500		

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	50	385,700	462,700	517,800		
	51	386,600	464,700	519,100		
	52	387,500	466,700	520,400		
	53	388,600	468,700	521,700		
	54	389,500	470,200	523,000		
	55	390,400	471,600	524,300		
	56	391,300	472,900	525,600		
	57	392,200	474,100	526,600		
	58	393,000	475,500	527,500		
	59	393,800	476,900	528,400		
	60	394,600	478,100	529,300		
	61	395,400	479,100	529,900		
	62	395,800	480,000	530,500		
	63	396,200	480,900	531,200		
	64	396,600	481,800	531,800		
	65	396,900	482,500	532,400		
	66		483,200	533,100		
	67		483,900	533,900		
	68		484,600	534,700		
	69		485,200	535,500		
	70		485,900	536,200		
	71		486,600	536,900		
	72		487,300	537,600		
	73		487,600	538,100		
	74		488,200	538,600		
	75		488,800	538,900		
	76		489,400	539,200		
	77		489,800	539,600		
	78		490,400	540,200		
	79		491,000	540,700		
	80		491,600	541,200		
	81		492,100	541,600		
	82		492,700	542,200		
	83		493,300	542,800		
	84		493,900	543,400		
	85		494,100	543,600		
	86		494,400	543,900		
	87		494,600	544,200		
	88		494,800	544,500		
	89		495,000	544,800		
	90		495,200			
	91		495,400			
	92		495,600			
	93		495,800			
	94		496,000			
	95		496,200			
	96		496,400			
	97		496,600			
再任用 職 員		299,500	342,400	398,100	472,600	574,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師、歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	140,300	249,200	288,600	339,500	388,300
	2	141,700	250,800	290,900	341,800	391,100
	3	143,100	252,400	293,200	344,100	393,800
	4	144,500	254,000	295,500	346,400	396,500
	5	145,700	255,500	297,700	348,700	399,100
	6	147,500	257,000	300,000	351,100	401,800
	7	149,200	258,500	302,300	353,500	404,500
	8	150,900	260,000	304,600	355,800	407,200
	9	152,600	261,400	306,700	357,900	409,800
	10	154,300	263,000	309,000	360,200	412,200
	11	156,000	264,500	311,300	362,500	414,600
	12	157,800	266,000	313,600	364,800	416,900
	13	159,300	267,400	316,100	366,800	418,900
	14	161,200	269,300	318,300	369,100	421,000
	15	163,200	271,200	320,500	371,400	423,100
	16	165,100	273,100	322,700	373,600	425,200
	17	167,000	274,700	325,000	375,600	427,000
	18	168,900	276,600	327,100	378,100	429,100
	19	170,800	278,500	329,200	380,600	431,200
	20	172,700	280,400	331,400	382,900	433,300
	21	174,600	282,100	333,700	385,100	435,100
	22	176,100	284,000	335,700	387,400	436,700
	23	177,600	285,900	337,700	389,700	438,300
	24	179,100	287,800	339,700	391,900	439,900
	25	184,500	289,700	341,800	393,600	441,400
	26	186,100	291,600	343,800	395,500	442,700
	27	187,700	293,500	345,800	397,200	444,000
	28	189,300	295,400	347,800	398,900	445,300
	29	191,100	297,300	349,700	400,600	446,500
	30	193,200	299,200	351,600	402,200	447,600
	31	195,300	301,100	353,500	403,900	448,600
	32	197,400	303,000	355,400	405,600	449,600
	33	199,400	304,700	357,200	407,100	450,600
	34	201,500	306,500	359,100	408,400	451,600
	35	203,600	308,300	361,000	409,700	452,600
	36	205,700	310,100	362,900	411,000	453,400
	37	207,700	311,700	364,800	411,900	454,100
	38	209,800	313,400	366,500	413,100	454,500
	39	211,900	315,100	368,200	414,300	454,900
	40	214,000	316,800	369,900	415,500	455,200
	41	216,000	318,400	371,100	416,400	455,400
	42	217,800	320,100	372,300	417,200	455,600
	43	219,600	321,800	373,500	418,000	455,800
	44	221,400	323,500	374,700	418,800	456,000
	45	223,200	324,700	375,700	419,300	456,200
	46	225,000	326,300	376,800	419,900	456,400
	47	226,800	327,900	377,900	420,500	456,600
	48	228,600	329,500	379,000	421,000	456,800
	49	230,300	331,000	380,100	421,300	457,000
	50	232,000	332,300	381,100	421,500	457,200
	51	233,700	333,600	382,100	421,700	457,400
	52	235,400	334,900	383,100	422,000	457,600
	53	237,200	335,900	383,800	422,200	457,800
	54	238,800	337,000	384,700	422,500	
	55	240,400	338,100	385,600	422,700	

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	242,000	339,100	386,500	422,900	
	57	243,300	339,700	387,000	423,100	
	58	244,900	340,600	387,800	423,300	
	59	246,500	341,500	388,600	423,500	
	60	248,100	342,300	389,400	423,700	
	61	249,500	342,800	389,900	423,900	
	62	251,000	343,400	390,600	424,100	
	63	252,500	344,100	391,300	424,300	
	64	254,000	344,800	392,000	424,600	
	65	255,300	345,300	392,600	424,800	
	66	256,900	346,000	393,300	425,100	
	67	258,500	346,700	394,000	425,300	
	68	260,100	347,400	394,500	425,500	
	69	261,600	347,900	394,800	425,700	
	70	263,000	348,500	395,200	425,900	
	71	264,400	349,100	395,500	426,100	
	72	265,800	349,700	395,800	426,300	
	73	267,000	350,000	396,100	426,500	
	74	268,400	350,600	396,500		
	75	269,800	351,200	396,800		
	76	271,200	351,800	397,100		
	77	272,300	352,100	397,400		
	78	273,600	352,600	397,800		
	79	274,900	353,100	398,300		
	80	276,200	353,600	398,700		
	81	277,100	353,800	399,000		
	82	278,400	354,200	399,300		
	83	279,700	354,600	399,600		
	84	281,000	355,000	399,900		
	85	282,000	355,200	400,200		
	86	283,100	355,600	400,500		
	87	284,200	356,000	400,800		
	88	285,300	356,400	401,100		
	89	286,400	356,900	401,400		
	90	287,500	357,300	401,700		
	91	288,600	357,700	402,000		
	92	289,700	358,000	402,300		
	93	290,600	358,200	402,600		
	94	291,400	358,500	402,800		
	95	292,200	358,800	403,000		
	96	293,000	359,000	403,200		
	97	293,800	359,200	403,400		
	98	294,400	359,400			
	99	295,000	359,600			
	100	295,600	359,800			
	101	296,100	360,000			
	102	296,600	360,200			
	103	297,100	360,400			
	104	297,500	360,600			
	105	297,700	360,800			

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	106	297,900				
	107	298,100				
	108	298,300				
	109	298,600				
	110	298,800				
	111	299,000				
	112	299,200				
	113	299,400				
	114	299,600				
	115	299,800				
	116	300,000				
	117	300,200				
	118	300,400				
	119	300,600				
	120	300,800				
	121	301,000				
	122	301,200				
	123	301,400				
	124	301,600				
	125	301,800				
	126	302,000				
	127	302,200				
	128	302,400				
	129	302,600				
	130	302,800				
	131	303,000				
	132	303,200				
	133	303,400				
	134	303,600				
	135	303,800				
	136	304,000				
	137	304,200				
	138	304,400				
	139	304,600				
	140	304,800				
	141	305,000				
	142	305,200				
	143	305,400				
	144	305,600				
	145	305,800				
	146	306,000				
	147	306,200				
	148	306,400				
	149	306,600				
	150	306,800				
	151	307,000				
	152	307,200				
	153	307,400				
	154	307,600				
	155	307,800				
	156	308,000				
	157	308,200				
再任用 職 員		217,200	250,900	264,700	333,700	377,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	153,300	233,500	262,300	294,800	343,200
	2	154,700	235,800	263,600	296,900	345,500
	3	156,200	238,100	264,900	299,000	347,800
	4	157,600	240,300	266,200	301,000	350,100
	5	159,000	242,500	267,500	302,800	352,200
	6	160,500	244,200	268,900	304,700	354,500
	7	162,000	245,900	270,300	306,700	356,800
	8	163,500	247,600	271,900	308,700	359,100
	9	164,800	249,100	273,200	310,800	361,300
	10	166,500	250,700	274,700	312,800	363,300
	11	168,100	252,200	276,300	314,800	365,300
	12	169,700	253,800	278,000	316,800	367,300
	13	171,200	255,200	279,700	318,700	369,500
	14	173,200	256,500	281,400	320,600	371,600
	15	175,200	257,800	283,100	322,500	373,700
	16	177,200	259,100	284,800	324,400	375,800
	17	188,900	260,300	286,400	326,300	378,000
	18	191,300	261,500	288,000	328,100	380,000
	19	193,600	262,800	289,600	329,900	382,000
	20	195,900	264,000	291,200	331,700	384,100
	21	198,300	265,000	292,900	333,400	386,100
	22	199,700	266,400	294,600	335,100	388,200
	23	201,100	267,800	296,200	336,800	390,200
	24	202,500	269,200	297,800	338,600	392,300
	25	203,900	270,700	299,300	340,400	394,200
	26	205,400	272,300	301,200	342,200	396,100
	27	206,900	273,900	303,100	343,900	397,900
	28	208,400	275,500	305,000	345,600	399,800
	29	210,100	277,000	306,700	347,300	401,600
	30	212,000	278,600	308,500	349,000	403,500
	31	213,900	280,200	310,300	350,700	405,400
	32	215,800	281,800	312,000	352,500	407,300
	33	217,700	283,300	313,600	354,300	409,000
	34	219,900	284,800	315,300	356,200	410,800
	35	222,100	286,300	316,900	358,000	412,600
	36	224,300	287,800	318,500	359,800	414,400
	37	226,300	289,200	320,200	361,700	416,100
	38	228,500	290,700	321,800	363,400	417,900
	39	230,700	292,100	323,400	365,100	419,700
	40	232,900	293,600	325,000	366,800	421,500
	41	235,200	295,100	326,500	368,300	423,100
	42	236,900	296,600	328,000	369,800	424,700
	43	238,600	298,200	329,500	371,300	426,300
	44	240,300	299,800	331,000	372,900	427,900
	45	242,100	301,200	332,300	374,500	429,000
	46	243,700	302,700	333,800	375,800	430,200
	47	245,200	304,100	335,300	377,200	431,400
	48	246,700	305,500	336,800	378,600	432,600
	49	248,200	306,800	338,100	380,000	433,800
	50	249,500	308,200	339,500	381,400	435,000
	51	250,800	309,600	340,900	382,700	436,200
	52	252,000	311,000	342,300	384,000	437,400

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	53	253,200	312,400	343,800	385,400	438,400
	54	254,400	313,800	345,200	386,600	439,400
	55	255,600	315,100	346,600	387,800	440,400
	56	256,800	316,400	348,000	389,000	441,300
	57	257,800	317,700	348,900	390,100	442,100
	58	259,200	319,100	350,200	391,100	442,800
	59	260,600	320,500	351,400	392,100	443,500
	60	262,000	321,900	352,600	393,100	444,100
	61	263,400	323,100	353,600	393,900	444,600
	62	264,900	324,300	354,800	394,700	445,100
	63	266,300	325,600	356,000	395,400	445,600
	64	267,700	326,900	357,200	395,900	446,000
	65	269,100	328,200	358,400	396,300	446,400
	66	270,700	329,500	359,600	396,600	446,800
	67	272,300	330,800	360,800	397,000	447,200
	68	273,900	332,000	362,000	397,400	447,500
	69	275,400	332,900	362,800	397,800	447,800
	70	277,000	334,000	363,900	398,100	
	71	278,600	335,000	365,000	398,500	
	72	280,100	336,000	366,100	398,900	
	73	281,600	337,000	366,900	399,300	
	74	283,100	338,100	368,000	399,600	
	75	284,600	339,200	369,100	399,900	
	76	286,100	340,400	370,200	400,200	
	77	287,600	341,400	371,100	400,400	
	78	289,100	342,600	371,900	400,600	
	79	290,500	343,800	372,700	400,800	
	80	292,000	345,000	373,500	401,000	
	81	293,300	346,100	374,300	401,200	
	82	294,700	347,200	374,800	401,400	
	83	296,100	348,300	375,300	401,600	
	84	297,600	349,400	375,800	401,800	
	85	298,900	350,400	376,300	402,000	
	86	300,300	351,400	376,700	402,200	
	87	301,700	352,400	377,100	402,400	
	88	303,100	353,400	377,500	402,600	
	89	304,600	354,300	377,800	402,800	
	90	305,900	355,100	378,100	403,000	
	91	307,200	355,900	378,400	403,200	
	92	308,500	356,700	378,700	403,400	
	93	309,500	357,400	378,900	403,600	
	94	310,800	358,000	379,200	403,800	
	95	312,100	358,600	379,400	404,000	
	96	313,400	359,200	379,600	404,200	
	97	314,400	359,600	379,800	404,400	
	98	315,600	360,100	380,000		
	99	316,800	360,500	380,200		
	100	318,000	361,000	380,400		
	101	319,200	361,500	380,600		
	102	320,400	361,900	380,800		
	103	321,600	362,300	381,000		
	104	322,700	362,700	381,200		
	105	323,600	363,100	381,400		

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	106	324,300	363,500	381,600		
	107	324,900	363,900	381,800		
	108	325,600	364,300	382,000		
	109	326,100	364,700	382,200		
	110	326,800	365,100	382,400		
	111	327,500	365,500	382,600		
	112	328,100	365,900	382,800		
	113	328,600	366,200	383,000		
	114	329,100	366,500			
	115	329,600	366,800			
	116	330,100	367,100			
	117	330,500	367,400			
	118	331,000	367,700			
	119	331,500	368,000			
	120	332,000	368,300			
	121	332,400	368,700			
	122	332,800	369,000			
	123	333,100	369,200			
	124	333,400	369,400			
	125	333,700	369,600			
	126	334,000				
	127	334,300				
	128	334,600				
	129	334,900				
	130	335,200				
	131	335,500				
	132	335,800				
	133	336,000				
	134	336,300				
	135	336,600				
	136	336,900				
	137	337,100				
	138	337,400				
	139	337,700				
	140	338,000				
	141	338,200				
	142	338,500				
	143	338,800				
	144	339,100				
	145	339,400				
	146	339,700				
	147	340,000				
	148	340,300				
	149	340,600				
	150	340,800				
	151	341,000				
	152	341,200				
	153	341,400				
	154	341,600				
	155	341,800				
	156	342,000				
	157	342,200				
	158	342,400				

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	159	342,600				
	160	342,800				
	161	343,000				
	162	343,200				
	163	343,400				
	164	343,600				
	165	343,800				
再任用 職 員		262,200	270,800	281,400	298,400	336,500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 教育職給料表（第3条関係）
イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	148,800	181,700	273,200	341,600	436,500
	2	150,300	184,500	276,000	344,000	438,400
	3	151,800	187,200	278,800	346,400	440,200
	4	153,300	189,900	281,600	348,700	442,000
	5	154,900	192,800	284,400	351,100	443,300
	6	156,800	194,500	287,200	353,600	445,000
	7	158,600	196,200	290,000	356,100	446,900
	8	160,400	197,900	292,800	358,500	448,800
	9	162,200	199,700	295,300	360,800	450,400
	10	164,300	201,400	298,100	363,100	452,100
	11	166,300	203,100	300,900	365,400	453,800
	12	168,300	204,800	303,700	367,700	455,500
	13	170,300	206,800	306,400	369,900	457,100
	14	172,500	209,100	309,300	372,000	459,000
	15	174,700	211,500	312,100	374,200	460,900
	16	176,900	213,800	314,900	376,400	462,800
	17	179,200	215,900	317,800	378,500	464,400
	18	181,800	218,500	320,600	380,700	466,100
	19	184,300	221,000	323,400	382,900	467,800
	20	186,800	223,500	326,200	385,000	469,500
	21	189,300	225,900	329,000	387,200	471,100
	22	191,000	229,100	331,500	389,300	472,600
	23	192,700	232,300	334,000	391,400	474,300
	24	194,400	235,500	336,500	393,400	476,000
	25	195,900	238,800	338,900	395,200	477,400
	26	197,600	242,000	341,300	397,100	478,900
	27	199,300	245,100	343,700	399,000	480,400
	28	201,000	248,200	346,000	400,900	481,900
	29	202,700	251,200	348,300	402,800	483,300
	30	204,800	254,200	350,600	404,800	484,800
	31	206,900	257,200	352,900	406,800	486,300
	32	209,000	260,200	355,200	408,800	487,800
	33	211,000	263,200	357,400	410,600	489,300
	34	213,300	265,900	359,700	412,400	490,100
	35	215,600	268,600	362,000	414,100	490,900
	36	218,000	271,200	364,300	415,600	491,700
	37	220,200	273,900	366,500	417,100	492,600
	38	222,500	276,600	368,800	418,600	493,400
	39	224,800	279,300	371,100	420,100	494,200
	40	227,100	282,000	373,300	421,600	495,000
	41	229,400	284,400	375,500	423,000	495,700
	42	231,400	287,100	377,800	424,500	496,500
	43	233,400	289,800	380,100	426,000	497,300
	44	235,400	292,500	382,300	427,500	498,100
	45	237,400	295,000	384,300	428,900	499,000
	46	239,200	297,800	386,500	430,500	499,800
	47	241,000	300,500	388,700	432,100	500,400
	48	242,800	303,100	390,900	433,700	501,000
	49	244,700	305,500	392,900	435,300	501,600
	50	246,400	308,300	395,000	436,900	502,200

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	51	248,100	311,100	397,100	438,500	502,800
	52	249,800	313,800	399,100	440,100	503,400
	53	251,300	316,400	401,100	441,700	504,000
	54	253,000	319,000	403,000	443,300	504,600
	55	254,700	321,600	404,900	444,900	505,200
	56	256,400	324,200	406,700	446,500	505,800
	57	257,600	326,600	408,300	448,000	506,400
	58	259,200	329,000	409,700	449,300	
	59	260,800	331,400	411,000	450,600	
	60	262,400	333,800	412,300	451,900	
	61	263,900	336,100	413,700	453,300	
	62	265,500	338,400	415,000	454,500	
	63	267,100	340,700	416,400	455,600	
	64	268,600	343,000	417,800	456,800	
	65	270,000	345,200	419,200	458,100	
	66	271,700	347,500	420,600	459,300	
	67	273,400	349,800	422,000	460,800	
	68	275,100	352,100	423,400	462,300	
	69	276,500	354,300	424,800	463,700	
	70	278,000	356,700	426,200	465,200	
	71	279,500	359,100	427,600	466,700	
	72	281,000	361,400	429,000	468,200	
	73	282,200	363,500	430,200	469,600	
	74	283,600	365,800	431,600	470,500	
	75	285,000	368,100	433,000	471,400	
	76	286,400	370,300	434,400	472,300	
	77	287,600	372,200	435,600	472,900	
	78	288,800	374,400	436,700	473,800	
	79	290,000	376,600	437,900	474,700	
	80	291,200	378,800	439,100	475,400	
	81	292,300	380,800	440,100	475,900	
	82	293,500	382,800	440,800	476,400	
	83	294,700	384,800	441,500	476,900	
	84	295,900	386,600	442,200	477,400	
	85	297,100	388,600	442,800	477,900	
	86	298,300	390,300	443,500	478,500	
	87	299,500	392,000	444,200	478,900	
	88	300,700	393,600	445,000	479,300	
	89	301,700	394,900	445,500	479,700	
	90	302,900	396,300	446,100	480,100	
	91	304,100	397,600	446,700	480,500	
	92	305,300	398,900	447,300	480,900	
	93	306,000	400,300	447,800	481,300	
	94	307,200	401,500	448,000		
	95	308,400	402,800	448,200		
	96	309,600	404,100	448,400		
	97	310,600	405,600	448,600		
	98	311,700	406,900	448,800		
	99	312,800	408,200	449,000		
	100	313,900	409,500	449,200		

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101	314,600	410,700	449,400		
	102	315,700	411,800	449,600		
	103	316,800	412,900	449,800		
	104	317,800	414,000	450,000		
	105	318,500	414,900	450,200		
	106	319,300	416,000	450,400		
	107	320,100	417,100	450,600		
	108	320,900	418,200	450,800		
	109	321,500	419,000	451,000		
	110	322,000	419,800			
	111	322,600	420,700			
	112	323,200	421,600			
	113	323,800	422,200			
	114	324,300	422,700			
	115	324,800	423,100			
	116	325,300	423,400			
	117	325,700	423,600			
	118	326,200	424,000			
	119	326,700	424,400			
	120	327,200	424,800			
	121	327,700	425,100			
	122	328,200	425,300			
	123	328,600	425,500			
	124	329,000	425,800			
	125	329,500	426,100			
	126	329,900	426,300			
	127	330,300	426,500			
	128	330,600	426,700			
	129	330,800	426,900			
	130	331,000	427,100			
	131	331,200	427,300			
	132	331,400	427,500			
	133	331,600	427,700			
	134	331,800	427,900			
	135	332,000	428,100			
	136	332,200	428,300			
	137	332,400	428,500			
	138	332,600	428,700			
	139	332,800	428,900			
	140	333,000	429,100			
	141	333,200	429,300			
	142	333,400	429,500			
	143	333,600	429,700			
	144	333,800	429,900			
	145	334,000	430,100			
	146	334,200	430,300			
	147	334,400	430,500			
	148	334,600	430,700			
	149	334,800	430,900			
	150	335,000				

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	151	335,200				
	152	335,400				
	153	335,600				
	154	335,800				
	155	336,000				
	156	336,200				
	157	336,400				
	158	336,600				
	159	336,800				
	160	337,000				
	161	337,200				
	162	337,400				
	163	337,600				
	164	337,800				
	165	338,000				
	166	338,200				
	167	338,400				
	168	338,600				
	169	338,800				
再任用 職 員		238,800	283,100	313,000	342,100	429,800

備考

- この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	148,800	164,400	273,300	294,600	425,400
	2	150,300	166,500	276,100	297,900	426,900
	3	151,800	168,600	278,900	301,200	428,400
	4	153,300	170,800	281,700	304,500	429,900
	5	154,900	172,800	284,400	307,200	431,500
	6	156,800	175,000	287,200	310,400	433,100
	7	158,600	177,200	290,000	313,600	434,700
	8	160,400	179,400	292,800	316,800	436,300
	9	162,200	181,700	295,300	319,800	437,600
	10	164,300	184,500	298,100	322,900	439,000
	11	166,300	187,200	300,900	326,000	440,400
	12	168,300	189,900	303,700	329,100	441,800
	13	170,300	192,800	306,400	332,100	443,100
	14	172,500	194,500	309,400	334,500	444,500
	15	174,700	196,200	312,300	336,900	445,900
	16	176,900	197,900	315,100	339,300	447,300
	17	179,200	199,700	317,900	341,600	448,400
	18	181,800	201,400	320,700	344,000	449,400
	19	184,300	203,100	323,500	346,400	450,400
	20	186,800	204,800	326,300	348,800	451,600
	21	189,300	206,800	329,000	351,100	452,600
	22	191,000	209,200	331,500	353,600	453,500
	23	192,700	211,600	334,000	356,100	454,300
	24	194,400	213,900	336,500	358,500	455,200
	25	195,900	215,900	338,900	360,800	456,300
	26	197,500	218,400	341,300	362,800	457,100
	27	199,100	221,000	343,700	364,800	457,900
	28	200,700	223,500	346,000	366,800	458,900
	29	202,600	225,900	348,300	368,700	459,700
	30	204,800	229,100	350,500	370,600	460,400
	31	207,000	232,300	352,700	372,500	461,100
	32	209,100	235,500	354,900	374,400	461,700
	33	210,900	238,900	357,000	376,400	462,300
	34	213,100	242,000	359,000	378,400	463,000
	35	215,300	245,100	361,000	380,400	463,700
	36	217,500	248,200	363,000	382,300	464,400
	37	219,600	251,200	365,200	384,300	464,900
	38	221,800	254,200	367,000	386,100	465,600
	39	224,000	257,200	368,800	387,900	466,300
	40	226,200	260,200	370,600	389,600	467,000
	41	228,400	263,200	372,400	391,200	467,700
	42	230,400	265,800	374,100	393,000	468,400
	43	232,400	268,500	375,800	394,800	469,100
	44	234,400	271,200	377,500	396,500	469,800
	45	236,400	273,900	379,000	398,100	470,300
	46	238,300	276,600	380,700	399,900	471,000
	47	240,100	279,300	382,400	401,700	471,700
	48	241,900	282,000	384,100	403,600	472,400
	49	243,800	284,400	385,800	405,400	473,000
	50	245,500	287,100	387,300	407,100	473,700

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	51	247,200	289,800	388,800	408,800	474,400
	52	248,900	292,500	390,300	410,400	475,100
	53	250,400	295,000	391,800	411,800	475,600
	54	252,100	297,800	393,200	413,100	
	55	253,700	300,500	394,600	414,300	
	56	255,400	303,100	396,000	415,500	
	57	256,600	305,500	397,100	417,100	
	58	258,100	308,300	398,200	418,300	
	59	259,600	311,100	399,400	419,600	
	60	261,100	313,900	400,600	420,900	
	61	262,600	316,400	401,600	422,000	
	62	264,100	319,000	402,700	423,400	
	63	265,600	321,600	403,800	424,800	
	64	267,000	324,200	404,900	426,200	
	65	268,200	326,600	405,900	427,200	
	66	269,800	329,000	407,100	428,400	
	67	271,400	331,400	408,300	429,600	
	68	273,000	333,800	409,500	430,800	
	69	274,600	336,200	410,500	431,600	
	70	276,100	338,400	411,600	432,800	
	71	277,600	340,600	412,700	434,000	
	72	279,100	342,800	413,800	435,200	
	73	280,200	345,200	414,600	436,100	
	74	281,500	347,500	415,600	436,700	
	75	282,800	349,800	416,600	437,300	
	76	284,100	352,100	417,600	437,900	
	77	285,400	354,100	418,500	438,600	
	78	286,600	356,000	419,300	439,200	
	79	287,800	357,900	420,100	439,800	
	80	289,000	359,800	420,900	440,400	
	81	290,100	361,600	421,700	440,900	
	82	291,300	363,400	422,400	441,400	
	83	292,500	365,200	423,100	441,900	
	84	293,700	367,000	423,800	442,400	
	85	294,600	368,500	424,400	442,800	
	86	295,600	370,200	424,800	443,100	
	87	296,600	371,900	425,200	443,400	
	88	297,600	373,600	425,600	443,700	
	89	298,500	375,300	426,000	444,000	
	90	299,400	376,700	426,300	444,300	
	91	300,300	378,100	426,600	444,600	
	92	301,200	379,500	426,900	444,900	
	93	301,600	381,000	427,200	445,200	
	94	302,400	382,300	427,500	445,500	
	95	303,200	383,600	427,800	445,800	
	96	304,000	384,900	428,100	446,100	
	97	304,900	386,000	428,400	446,400	
	98	305,700	386,800	428,600	446,700	
	99	306,500	387,700	428,800	447,000	
	100	307,300	388,600	429,000	447,300	
	101	308,100	389,700	429,200	447,600	
	102	308,600	390,700	429,400	447,800	
	103	309,100	391,700	429,600	448,000	

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	104	309,500	392,700	429,800	448,200	
	105	309,700	393,600	430,000	448,400	
	106	309,900	394,600	430,200	448,600	
	107	310,200	395,500	430,400	448,800	
	108	310,400	396,500	430,600	449,000	
	109	310,500	397,300	430,800	449,200	
	110	310,800	398,300	431,000	449,400	
	111	311,000	399,300	431,200	449,600	
	112	311,300	400,300	431,400	449,800	
	113	311,500	400,900	431,600	450,000	
	114	311,800	401,800			
	115	312,100	402,700			
	116	312,400	403,600			
	117	312,600	404,500			
	118	312,900	405,300			
	119	313,200	406,100			
	120	313,400	406,900			
	121	313,600	407,700			
	122	313,800	408,500			
	123	314,000	409,300			
	124	314,200	410,100			
	125	314,400	410,400			
	126		410,800			
	127		411,400			
	128		411,700			
	129		412,200			
	130		412,600			
	131		413,200			
	132		413,600			
	133		414,000			
	134		414,400			
	135		414,800			
	136		415,200			
	137		415,600			
	138		416,000			
	139		416,400			
	140		416,800			
	141		417,200			
	142		417,500			
	143		417,800			
	144		418,100			
	145		418,400			
	146		418,700			
	147		419,000			
	148		419,300			
	149		419,600			
	150		419,800			
	151		420,000			
	152		420,200			
	153		420,400			
	154		420,600			
	155		420,800			
	156		421,000			

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	157		421, 200			
	158		421, 400			
	159		421, 600			
	160		421, 800			
	161		422, 000			
再任用 職 員		229, 800	280, 100	308, 200	335, 700	419, 400

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	198,200	222,600	275,800	328,400	394,200	437,100	442,800
	2	159,800	200,200	225,100	277,300	330,700	396,600	439,000	444,700
	3	161,500	202,200	227,400	278,900	333,000	399,000	440,800	446,500
	4	163,200	204,200	229,600	280,400	335,200	401,200	442,600	448,300
	5	164,700	206,200	231,700	282,100	337,600	403,300	443,900	449,800
	6	166,600	208,200	234,200	283,900	339,900	405,600	445,700	451,500
	7	168,400	210,100	236,600	285,800	342,300	407,900	447,400	453,300
	8	170,300	212,100	239,000	287,600	344,700	410,200	449,200	455,100
	9	172,000	214,400	241,300	289,600	347,000	412,400	450,600	456,400
	10	173,700	216,800	243,700	291,400	349,300	414,700	452,300	458,100
	11	175,400	219,100	246,000	293,300	351,600	417,000	453,900	459,800
	12	177,100	221,200	248,400	295,100	353,800	419,200	455,600	461,500
	13	179,000	223,400	250,600	296,900	356,200	421,200	456,800	462,500
	14	181,100	225,900	252,600	299,400	358,600	423,400	458,600	463,900
	15	183,200	228,300	254,700	301,700	360,900	425,600	460,400	465,500
	16	185,300	230,800	256,800	304,100	363,200	427,600	462,100	467,300
	17	187,500	232,900	258,700	306,300	365,400	429,400	463,600	468,700
	18	189,900	235,300	260,700	308,700	367,700	431,200	465,400	470,400
	19	192,300	237,600	262,800	311,000	370,100	432,900	467,200	472,100
	20	194,700	239,900	264,800	313,300	372,400	434,500	468,900	473,900
	21	197,200	242,000	266,600	315,500	374,700	436,100	470,300	475,400
	22	199,000	243,700	268,200	317,800	377,000	437,600	472,000	477,000
	23	200,800	245,400	269,700	320,200	379,400	439,100	473,700	478,600
	24	202,600	247,000	271,200	322,500	381,700	440,500	475,400	480,200
	25	204,500	248,600	272,600	324,700	383,900	442,000	476,700	481,500
	26	206,300	250,500	274,400	327,100	386,300	443,600	478,100	482,900
	27	208,100	252,300	276,100	329,600	388,700	445,200	479,500	484,300
	28	209,900	254,100	278,000	332,000	391,100	446,800	480,900	485,700
	29	212,000	255,500	279,600	334,100	393,000	448,000	481,900	486,900
	30	214,300	256,900	281,500	336,400	395,400	449,700	482,500	487,600
	31	216,600	258,300	283,400	338,800	397,800	451,400	483,000	488,300
	32	218,800	259,800	285,200	341,100	400,100	453,100	483,600	489,000
	33	221,600	261,100	286,600	343,200	402,100	454,400	484,000	489,300
	34	223,800	262,500	288,800	345,400	404,400	456,000	484,600	490,000
	35	226,100	263,900	291,000	347,600	406,700	457,600	485,100	490,700
	36	228,300	265,300	293,100	349,700	408,900	458,800	485,600	491,400
	37	230,400	266,700	295,300	351,900	410,800	459,900	485,900	491,700
	38	232,800	268,100	297,300	354,000	413,000	460,400	486,400	492,400
	39	235,000	269,500	299,300	356,100	415,200	460,800	486,900	493,100
	40	237,300	271,000	301,200	358,200	417,400	461,200	487,400	493,800
	41	239,300	272,100	303,000	360,300	419,000	461,500	487,600	494,300
	42	241,300	273,800	304,900	362,400	420,700	461,900	488,000	495,000
	43	243,200	275,500	306,800	364,600	422,400	462,300	488,500	495,400
	44	245,000	277,100	308,600	366,600	424,100	462,700	489,000	495,700
	45	246,500	278,400	310,500	368,700	425,800	463,100	489,300	496,000
	46	248,100	280,100	312,400	370,800	427,300	463,500	489,800	496,300
	47	249,800	281,800	314,300	373,000	428,800	463,900	490,300	496,600
	48	251,500	283,500	316,100	375,000	430,400	464,300	490,800	496,900
	49	253,100	285,200	317,900	376,900	431,900	464,700	491,100	497,200
	50	254,500	286,900	319,800	379,000	433,300	465,000	491,400	497,500

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	51	256,000	288,500	321,600	381,100	434,800	465,300	491,700	497,800
	52	257,500	290,200	323,400	383,100	436,300	465,600	492,000	498,100
	53	258,600	291,800	325,200	385,100	437,800	465,900	492,300	498,400
	54	260,100	293,600	327,100	387,200	439,100	466,200	492,600	498,700
	55	261,500	295,300	328,900	389,300	440,300	466,500	492,900	499,000
	56	263,000	297,100	330,700	391,300	441,600	466,800	493,200	499,300
	57	264,200	298,500	332,400	393,100	442,600	467,100	493,500	499,600
	58	265,700	300,300	334,100	394,900	443,400	467,400	493,800	499,900
	59	267,200	302,100	335,800	396,600	444,100	467,700	494,100	500,200
	60	268,600	303,900	337,500	398,300	444,900	468,000	494,400	500,500
	61	269,600	305,400	339,000	399,700	445,300	468,300	494,700	500,800
	62	271,200	307,200	340,800	400,700	445,700	468,600		
	63	272,900	308,900	342,600	401,800	446,000	468,900		
	64	274,500	310,700	344,400	402,900	446,400	469,200		
	65	275,900	312,200	345,700	404,000	446,600	469,500		
	66	277,600	313,900	347,400	405,000	446,900	469,800		
	67	279,200	315,500	349,100	406,100	447,200	470,100		
	68	280,900	317,200	350,800	407,200	447,500	470,400		
	69	282,400	318,600	352,400	408,400	447,800	470,700		
	70	284,000	320,100	354,000	409,200	448,100	471,000		
	71	285,600	321,500	355,700	410,000	448,400	471,300		
	72	287,200	323,000	357,400	410,800	448,700	471,600		
	73	288,600	324,200	358,900	411,300	449,000	471,900		
	74	290,100	325,900	360,500	412,000	449,300			
	75	291,500	327,600	362,000	412,600	449,600			
	76	293,000	329,200	363,600	413,300	449,900			
	77	294,500	330,900	365,000	413,600	450,200			
	78	296,100	332,600	366,500	414,300	450,500			
	79	297,700	334,300	368,000	415,000	450,800			
	80	299,200	336,000	369,400	415,700	451,100			
	81	300,500	337,600	370,500	416,000	451,400			
	82	302,000	339,200	371,900	416,500	451,700			
	83	303,500	340,900	373,300	417,000	452,000			
	84	305,000	342,600	374,600	417,600	452,300			
	85	306,100	344,200	375,800	418,100	452,600			
	86	307,600	345,800	376,800	418,400	452,900			
	87	309,000	347,400	377,900	418,700	453,200			
	88	310,500	349,000	379,100	419,000	453,500			
	89	312,000	350,100	380,100	419,200	453,800			
	90	313,400	351,500	381,300	419,500	454,100			
	91	314,800	352,800	382,500	419,800	454,400			
	92	316,200	354,100	383,600	420,100	454,700			
	93	317,600	355,400	384,900	420,400	455,000			
	94	319,000	356,900	385,400	420,700	455,300			
	95	320,500	358,300	385,900	421,000	455,600			
	96	322,000	359,600	386,500	421,300	455,900			
	97	323,400	360,900	387,000	421,500	456,200			
	98	324,900	362,100	387,600	421,900	456,500			
	99	326,400	363,300	388,200	422,300	456,800			
	100	327,900	364,500	388,800	422,700	457,100			

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101	329,100	365,700	389,300	423,000	457,400			
	102	330,400	366,900	389,800	423,400				
	103	331,800	368,000	390,300	423,800				
	104	333,200	369,100	390,800	424,200				
	105	334,700	370,200	391,100	424,600				
	106	336,100	370,800	391,700	425,000				
	107	337,400	371,400	392,300	425,400				
	108	338,700	372,000	392,900	425,800				
	109	339,800	372,600	393,300	426,300				
	110	341,000	373,200	393,800	426,600				
	111	342,200	373,800	394,300	426,900				
	112	343,400	374,400	394,800	427,200				
	113	344,400	374,600	395,300	427,500				
	114	345,500	375,200	395,700	427,700				
	115	346,600	375,800	396,100	428,000				
	116	347,700	376,400	396,400	428,300				
	117	348,600	376,700	396,600	428,600				
	118	349,400	377,300	396,800	428,900				
	119	350,400	377,900	397,000	429,200				
	120	351,400	378,400	397,400	429,500				
	121	352,400	378,600	397,700	429,800				
	122	353,300	379,000	398,100					
	123	354,100	379,500	398,500					
	124	354,900	380,000	398,900					
	125	355,800	380,300	399,200					
	126	356,300	380,700	399,600					
	127	356,700	381,100	400,000					
	128	357,100	381,500	400,400					
	129	357,300	381,700	400,700					
	130	357,500	381,900	401,100					
	131	357,900	382,200	401,500					
	132	358,300	382,500	401,900					
	133	358,700	382,700	402,200					
	134	359,000	382,900	402,600					
	135	359,300	383,200	403,000					
	136	359,600	383,500	403,300					
	137	359,900	383,700	403,600					
	138	360,300	384,000	404,000					
	139	360,700	384,400	404,400					
	140	361,000	384,800	404,800					
	141	361,500	385,000	405,100					
	142	361,700	385,300	405,500					
	143	362,100	385,700	405,900					
	144	362,300	386,100	406,300					
	145	362,500	386,300	406,600					
	146	362,700							
	147	363,000							
	148	363,300							
	149	363,500							
	150	363,900							

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	151	364,300							
	152	364,700							
	153	364,900							
再任用 職 員		255,400	256,300	260,700	297,400	314,600	354,400	390,800	424,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 6 指定職給料表（第 3 条関係）

号 給	給料月額
1	735,000
2	792,000
3	851,000
4	931,000
5	1,004,000
6	1,076,000
7	1,152,000
8	1,222,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第４ 教育職給料表（第３条関係）
イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区 分	職務の級	１ 級	２ 級	特２級	３ 級	４ 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	148,800	181,700	273,200	410,600	483,300
	2	150,300	184,500	276,000	412,400	484,800
	3	151,800	187,200	278,800	414,100	486,300
	4	153,300	189,900	281,600	415,600	487,800
	5	154,900	192,800	284,400	417,100	489,300
	6	156,800	194,500	287,200	418,600	490,100
	7	158,600	196,200	290,000	420,100	490,900
	8	160,400	197,900	292,800	421,600	491,700
	9	162,200	199,700	295,300	423,000	492,600
	10	164,300	201,400	298,100	424,500	493,400
	11	166,300	203,100	300,900	426,000	494,200
	12	168,300	204,800	303,700	427,500	495,000
	13	170,300	206,800	306,400	428,900	495,700
	14	172,500	209,100	309,300	430,500	496,500
	15	174,700	211,500	312,100	432,100	497,300
	16	176,900	213,800	314,900	433,700	498,100
	17	179,200	215,900	317,800	435,300	499,000
	18	181,800	218,500	320,600	436,900	499,800
	19	184,300	221,000	323,400	438,500	500,400
	20	186,800	223,500	326,200	440,100	501,000
	21	189,300	225,900	329,000	441,700	501,600
	22	191,000	229,100	331,500	443,300	502,200
	23	192,700	232,300	334,000	444,900	502,800
	24	194,400	235,500	336,500	446,500	503,400
	25	195,900	238,800	338,900	448,000	504,000
	26	197,600	242,000	341,300	449,300	504,600
	27	199,300	245,100	343,700	450,600	505,200
	28	201,000	248,200	346,000	451,900	505,800
	29	202,700	251,200	348,300	453,300	506,400
	30	204,800	254,200	350,600	454,500	
	31	206,900	257,200	352,900	455,600	
	32	209,000	260,200	355,200	456,800	
	33	211,000	263,200	357,400	458,100	
	34	213,300	265,900	359,700	459,300	
	35	215,600	268,600	362,000	460,800	
	36	218,000	271,200	364,300	462,300	
	37	220,200	273,900	366,500	463,700	
	38	222,500	276,600	368,800	465,200	
	39	224,800	279,300	371,100	466,700	
	40	227,100	282,000	373,300	468,200	
	41	229,400	284,400	375,500	469,600	
	42	231,400	287,100	377,800	470,500	
	43	233,400	289,800	380,100	471,400	
	44	235,400	292,500	382,300	472,300	
	45	237,400	295,000	384,300	472,900	
	46	239,200	297,800	386,500	473,800	
	47	241,000	300,500	388,700	474,700	
	48	242,800	303,100	390,900	475,400	
	49	244,700	305,500	392,900	475,900	
	50	246,400	308,300	395,000	476,400	

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第四を次のように改める。

51	248, 100	311, 100	397, 100	476, 900
52	249, 800	313, 800	399, 100	477, 400
53	251, 300	316, 400	401, 100	477, 900
54	253, 000	319, 000	403, 000	478, 500
55	254, 700	321, 600	404, 900	478, 900
56	256, 400	324, 200	406, 700	479, 300
57	257, 600	326, 600	408, 300	479, 700
58	259, 200	329, 000	409, 700	480, 100
59	260, 800	331, 400	411, 000	480, 500
60	262, 400	333, 800	412, 300	480, 900
61	263, 900	336, 100	413, 700	481, 300
62	265, 500	338, 400	415, 000	
63	267, 100	340, 700	416, 400	
64	268, 600	343, 000	417, 800	
65	270, 000	345, 200	419, 200	
66	271, 700	347, 500	420, 600	
67	273, 400	349, 800	422, 000	
68	275, 100	352, 100	423, 400	
69	276, 500	354, 300	424, 800	
70	278, 000	356, 700	426, 200	
71	279, 500	359, 100	427, 600	
72	281, 000	361, 400	429, 000	
73	282, 200	363, 500	430, 200	
74	283, 600	365, 800	431, 600	
75	285, 000	368, 100	433, 000	
76	286, 400	370, 300	434, 400	
77	287, 600	372, 200	435, 600	
78	288, 800	374, 400	436, 700	
79	290, 000	376, 600	437, 900	
80	291, 200	378, 800	439, 100	
81	292, 300	380, 800	440, 100	
82	293, 500	382, 800	440, 800	
83	294, 700	384, 800	441, 500	
84	295, 900	386, 600	442, 200	
85	297, 100	388, 600	442, 800	
86	298, 300	390, 300	443, 500	
87	299, 500	392, 000	444, 200	
88	300, 700	393, 600	445, 000	
89	301, 700	394, 900	445, 500	
90	302, 900	396, 300	446, 100	
91	304, 100	397, 600	446, 700	
92	305, 300	398, 900	447, 300	
93	306, 000	400, 300	447, 800	
94	307, 200	401, 500	448, 000	
95	308, 400	402, 800	448, 200	
96	309, 600	404, 100	448, 400	
97	310, 600	405, 600	448, 600	
98	311, 700	406, 900	448, 800	
99	312, 800	408, 200	449, 000	
100	313, 900	409, 500	449, 200	

101	314,600	410,700	449,400
102	315,700	411,800	449,600
103	316,800	412,900	449,800
104	317,800	414,000	450,000
105	318,500	414,900	450,200
106	319,300	416,000	450,400
107	320,100	417,100	450,600
108	320,900	418,200	450,800
109	321,500	419,000	451,000
110	322,000	419,800	
111	322,600	420,700	
112	323,200	421,600	
113	323,800	422,200	
114	324,300	422,700	
115	324,800	423,100	
116	325,300	423,400	
117	325,700	423,600	
118	326,200	424,000	
119	326,700	424,400	
120	327,200	424,800	
121	327,700	425,100	
122	328,200	425,300	
123	328,600	425,500	
124	329,000	425,800	
125	329,500	426,100	
126	329,900	426,300	
127	330,300	426,500	
128	330,600	426,700	
129	330,800	426,900	
130	331,000	427,100	
131	331,200	427,300	
132	331,400	427,500	
133	331,600	427,700	
134	331,800	427,900	
135	332,000	428,100	
136	332,200	428,300	
137	332,400	428,500	
138	332,600	428,700	
139	332,800	428,900	
140	333,000	429,100	
141	333,200	429,300	
142	333,400	429,500	
143	333,600	429,700	
144	333,800	429,900	
145	334,000	430,100	
146	334,200	430,300	
147	334,400	430,500	
148	334,600	430,700	
149	334,800	430,900	
150	335,000		

	151	335,200				
	152	335,400				
	153	335,600				
	154	335,800				
	155	336,000				
	156	336,200				
	157	336,400				
	158	336,600				
	159	336,800				
	160	337,000				
	161	337,200				
	162	337,400				
	163	337,600				
	164	337,800				
	165	338,000				
	166	338,200				
	167	338,400				
	168	338,600				
	169	338,800				
再任用 職 員		238,800	283,100	313,000	342,100	429,800

備考

- 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	148,800	164,400	273,300	391,200	448,400
	2	150,300	166,500	276,100	393,000	449,400
	3	151,800	168,600	278,900	394,800	450,400
	4	153,300	170,800	281,700	396,500	451,600
	5	154,900	172,800	284,400	398,100	452,600
	6	156,800	175,000	287,200	399,900	453,500
	7	158,600	177,200	290,000	401,700	454,300
	8	160,400	179,400	292,800	403,600	455,200
	9	162,200	181,700	295,300	405,400	456,300
	10	164,300	184,500	298,100	407,100	457,100
	11	166,300	187,200	300,900	408,800	457,900
	12	168,300	189,900	303,700	410,400	458,900
	13	170,300	192,800	306,400	411,800	459,700
	14	172,500	194,500	309,400	413,100	460,400
	15	174,700	196,200	312,300	414,300	461,100
	16	176,900	197,900	315,100	415,500	461,700
	17	179,200	199,700	317,900	417,100	462,300
	18	181,800	201,400	320,700	418,300	463,000
	19	184,300	203,100	323,500	419,600	463,700
	20	186,800	204,800	326,300	420,900	464,400
	21	189,300	206,800	329,000	422,000	464,900
	22	191,000	209,200	331,500	423,400	465,600
	23	192,700	211,600	334,000	424,800	466,300
	24	194,400	213,900	336,500	426,200	467,000
	25	195,900	215,900	338,900	427,200	467,700
	26	197,500	218,400	341,300	428,400	468,400
	27	199,100	221,000	343,700	429,600	469,100
	28	200,700	223,500	346,000	430,800	469,800
	29	202,600	225,900	348,300	431,600	470,300
	30	204,800	229,100	350,500	432,800	471,000
	31	207,000	232,300	352,700	434,000	471,700
	32	209,100	235,500	354,900	435,200	472,400
	33	210,900	238,900	357,000	436,100	473,000
	34	213,100	242,000	359,000	436,700	473,700
	35	215,300	245,100	361,000	437,300	474,400
	36	217,500	248,200	363,000	437,900	475,100
	37	219,600	251,200	365,200	438,600	475,600
	38	221,800	254,200	367,000	439,200	
	39	224,000	257,200	368,800	439,800	
	40	226,200	260,200	370,600	440,400	
	41	228,400	263,200	372,400	440,900	
	42	230,400	265,800	374,100	441,400	
	43	232,400	268,500	375,800	441,900	
	44	234,400	271,200	377,500	442,400	
	45	236,400	273,900	379,000	442,800	
	46	238,300	276,600	380,700	443,100	
	47	240,100	279,300	382,400	443,400	
	48	241,900	282,000	384,100	443,700	
	49	243,800	284,400	385,800	444,000	
	50	245,500	287,100	387,300	444,300	
	51	247,200	289,800	388,800	444,600	

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	52	248,900	292,500	390,300	444,900	
	53	250,400	295,000	391,800	445,200	
	54	252,100	297,800	393,200	445,500	
	55	253,700	300,500	394,600	445,800	
	56	255,400	303,100	396,000	446,100	
	57	256,600	305,500	397,100	446,400	
	58	258,100	308,300	398,200	446,700	
	59	259,600	311,100	399,400	447,000	
	60	261,100	313,900	400,600	447,300	
	61	262,600	316,400	401,600	447,600	
	62	264,100	319,000	402,700	447,800	
	63	265,600	321,600	403,800	448,000	
	64	267,000	324,200	404,900	448,200	
	65	268,200	326,600	405,900	448,400	
	66	269,800	329,000	407,100	448,600	
	67	271,400	331,400	408,300	448,800	
	68	273,000	333,800	409,500	449,000	
	69	274,600	336,200	410,500	449,200	
	70	276,100	338,400	411,600	449,400	
	71	277,600	340,600	412,700	449,600	
	72	279,100	342,800	413,800	449,800	
	73	280,200	345,200	414,600	450,000	
	74	281,500	347,500	415,600		
	75	282,800	349,800	416,600		
	76	284,100	352,100	417,600		
	77	285,400	354,100	418,500		
	78	286,600	356,000	419,300		
	79	287,800	357,900	420,100		
	80	289,000	359,800	420,900		
	81	290,100	361,600	421,700		
	82	291,300	363,400	422,400		
	83	292,500	365,200	423,100		
	84	293,700	367,000	423,800		
	85	294,600	368,500	424,400		
	86	295,600	370,200	424,800		
	87	296,600	371,900	425,200		
	88	297,600	373,600	425,600		
	89	298,500	375,300	426,000		
	90	299,400	376,700	426,300		
	91	300,300	378,100	426,600		
	92	301,200	379,500	426,900		
	93	301,600	381,000	427,200		
	94	302,400	382,300	427,500		
	95	303,200	383,600	427,800		
	96	304,000	384,900	428,100		
	97	304,900	386,000	428,400		
	98	305,700	386,800	428,600		
	99	306,500	387,700	428,800		
	100	307,300	388,600	429,000		
	101	308,100	389,700	429,200		
	102	308,600	390,700	429,400		
	103	309,100	391,700	429,600		
	104	309,500	392,700	429,800		

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	105	309,700	393,600	430,000		
	106	309,900	394,600	430,200		
	107	310,200	395,500	430,400		
	108	310,400	396,500	430,600		
	109	310,500	397,300	430,800		
	110	310,800	398,300	431,000		
	111	311,000	399,300	431,200		
	112	311,300	400,300	431,400		
	113	311,500	400,900	431,600		
	114	311,800	401,800			
	115	312,100	402,700			
	116	312,400	403,600			
	117	312,600	404,500			
	118	312,900	405,300			
	119	313,200	406,100			
	120	313,400	406,900			
	121	313,600	407,700			
	122	313,800	408,500			
	123	314,000	409,300			
	124	314,200	410,100			
	125	314,400	410,400			
	126		410,800			
	127		411,400			
	128		411,700			
	129		412,200			
	130		412,600			
	131		413,200			
	132		413,600			
	133		414,000			
	134		414,400			
	135		414,800			
	136		415,200			
	137		415,600			
	138		416,000			
	139		416,400			
	140		416,800			
	141		417,200			
	142		417,500			
	143		417,800			
	144		418,100			
	145		418,400			
	146		418,700			
	147		419,000			
	148		419,300			
	149		419,600			
	150		419,800			
	151		420,000			
	152		420,200			
	153		420,400			
	154		420,600			
	155		420,800			
	156		421,000			
	157		421,200			

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特2級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	158		421,400			
	159		421,600			
	160		421,800			
	161		422,000			
再任用 職 員		229,800	280,100	308,200	335,700	419,400

備考

- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成二十三年大阪府条例第十三号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1―5 (略) (特定の再任用職員の給料月額の特例) 6 第一条の規定による改正後の給与条例別表第一並びに別表第三ロ及びハの給料表の額にかかわらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)である者のうち、新級が附則別表第四に掲げられている職員の切替日から平成二十六年三月三十一日までのおける当該職員の給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第四に定める額とする。 7―19 (略)	附 則 1―5 (略) (特定の再任用職員の給料月額の特例) 6 第一条の規定による改正後の給与条例別表第一並びに別表第三ロ及びハの給料表の額にかかわらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)である者のうち、新級が附則別表第四に掲げられている職員の切替日から平成二十七年三月三十一日までのおける当該職員の給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて附則別表第四に定める額とする。 7―19 (略)

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第4 切替日から平成26年3月31日までの間における特定の再任用職員の給料月額（附則第6項関係）

給料表	職務の級	切替日から平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
行政職給料表	1級	円 232,064	円 227,328	円 221,652
	4級	314,678	308,256	300,330
医療職給料表（二）	1級	231,672	226,944	221,276
医療職給料表（三）	1級	259,300	259,300	258,100

備考 この表の行政職給料表の職務の級4級の適用は、切替日の前日において再任用職員であった者のうち旧級が6級であった者に限る。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
（給与の特例） 第五条（略）<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>円 405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>469,000</td></tr><tr><td>3</td><td>533,000</td></tr><tr><td>4</td><td>617,000</td></tr><tr><td>5</td><td>719,000</td></tr><tr><td>6</td><td>821,000</td></tr></table> 2（略）<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>円 336,000</td></tr><tr><td>2</td><td>374,000</td></tr><tr><td>3</td><td>403,000</td></tr></table> 3―6（略） （委任） 第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める。	号給	給料月額	1	円 405,000	2	469,000	3	533,000	4	617,000	5	719,000	6	821,000	号給	給料月額	1	円 336,000	2	374,000	3	403,000	（給与の特例） 第五条（略）<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>円 398,000</td></tr><tr><td>2</td><td>460,000</td></tr><tr><td>3</td><td>523,000</td></tr><tr><td>4</td><td>606,000</td></tr><tr><td>5</td><td>705,000</td></tr><tr><td>6</td><td>805,000</td></tr></table> 2（略）<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>円 330,000</td></tr><tr><td>2</td><td>367,000</td></tr><tr><td>3</td><td>396,000</td></tr></table> 3―6（略） （委任） 第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会（特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長）が定める。	号給	給料月額	1	円 398,000	2	460,000	3	523,000	4	606,000	5	705,000	6	805,000	号給	給料月額	1	円 330,000	2	367,000	3	396,000
号給	給料月額																																												
1	円 405,000																																												
2	469,000																																												
3	533,000																																												
4	617,000																																												
5	719,000																																												
6	821,000																																												
号給	給料月額																																												
1	円 336,000																																												
2	374,000																																												
3	403,000																																												
号給	給料月額																																												
1	円 398,000																																												
2	460,000																																												
3	523,000																																												
4	606,000																																												
5	705,000																																												
6	805,000																																												
号給	給料月額																																												
1	円 330,000																																												
2	367,000																																												
3	396,000																																												

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
（特定任期付職員の給与の特例） 第七条（略）<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>円 381,000</td></tr><tr><td>2</td><td>433,000</td></tr><tr><td>3</td><td>487,000</td></tr><tr><td>4</td><td>552,000</td></tr><tr><td>5</td><td>630,000</td></tr><tr><td>6</td><td>736,000</td></tr><tr><td>7</td><td>861,000</td></tr></table>	号給	給料月額	1	円 381,000	2	433,000	3	487,000	4	552,000	5	630,000	6	736,000	7	861,000	（特定任期付職員の給与の特例） 第七条（略）<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>円 375,000</td></tr><tr><td>2</td><td>425,000</td></tr><tr><td>3</td><td>478,000</td></tr><tr><td>4</td><td>542,000</td></tr><tr><td>5</td><td>618,000</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000</td></tr></table>	号給	給料月額	1	円 375,000	2	425,000	3	478,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000
号給	給料月額																																
1	円 381,000																																
2	433,000																																
3	487,000																																
4	552,000																																
5	630,000																																
6	736,000																																
7	861,000																																
号給	給料月額																																
1	円 375,000																																
2	425,000																																
3	478,000																																
4	542,000																																
5	618,000																																
6	722,000																																
7	845,000																																

2 5 (略) (委任) 第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める。	2 5 (略) (委任) 第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める。
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「新任期付研究員条例」という。)及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定は、平成二十五年十二月一日から適用する。

(内 払)

- 3 新給与条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて平成二十五年十二月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特定の号給の切替え)

- 4 平成二十六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において新給与条例別表第四の給料表の適用を受けていた職員のうちその職務の級が三級又は四級であつたものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)及びその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(委任)

- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表 教育職給料表の適用を受けていた職員の号給の切替表（附則第４項関係）

イ 旧級が高等学校等教育職給料表の３級又は４級である職員の新号給

級 旧号給	３ 級	４ 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	2
31	1	3
32	1	4
33	1	5
34	2	6
35	3	7
36	4	8
37	5	9
38	6	10
39	7	11
40	8	12
41	9	13
42	10	14
43	11	15
44	12	16
45	13	17
46	14	18
47	15	19
48	16	20
49	17	21
50	18	22
51	19	23
52	20	24
53	21	25
54	22	26
55	23	27

級 旧号給	3 級	4 級
56	24	28
57	25	29
58	26	
59	27	
60	28	
61	29	
62	30	
63	31	
64	32	
65	33	
66	34	
67	35	
68	36	
69	37	
70	38	
71	39	
72	40	
73	41	
74	42	
75	43	
76	44	
77	45	
78	46	
79	47	
80	48	
81	49	
82	50	
83	51	
84	52	
85	53	
86	54	
87	55	
88	56	
89	57	
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	

ロ 旧級が小学校・中学校教育職給料表の３級又は４級である職員の新号給

級 旧号給	３ 級	４ 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	1	22
39	1	23
40	1	24
41	1	25
42	2	26
43	3	27
44	4	28
45	5	29
46	6	30
47	7	31
48	8	32
49	9	33
50	10	34
51	11	35
52	12	36
53	13	37
54	14	
55	15	
56	16	
57	17	

級 旧号給	3 級	4 級
58	18	
59	19	
60	20	
61	21	
62	22	
63	23	
64	24	
65	25	
66	26	
67	27	
68	28	
69	29	
70	30	
71	31	
72	32	
73	33	
74	34	
75	35	
76	36	
77	37	
78	38	
79	39	
80	40	
81	41	
82	42	
83	43	
84	44	
85	45	
86	46	
87	47	
88	48	
89	49	
90	50	
91	51	
92	52	
93	53	
94	54	
95	55	
96	56	
97	57	
98	58	
99	59	
100	60	
101	61	
102	62	
103	63	
104	64	
105	65	
106	66	
107	67	
108	68	
109	69	
110	70	
111	71	
112	72	
113	73	

職員の高齢者部分休業に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、高齢者部分休業に関し、任命権者が当該休業を承認することができる期間を規定する必要があることから、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ・改正前の地方公務員法第26条の3第1項（高齢者部分休業）では、任命権者は、「定年退職日から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼった日後の日」で、職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、高齢者部分休業の承認をすることができるとされており、同規定を受け、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年大阪府条例第147号）第2条第2項では、この条例で定める期間を5年と定めている。
- ・しかし、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第10条の規定により地方公務員法第26条の3第1項が改正され、任命権者が高齢者部分休業を承認できる期間について、「高齢齢として条例で定める年齢」に達した日以後の日で申請において示した日から定年退職日までの期間において承認することができるとされたことから、当該年齢を条例で定める必要が生じることとなった。
- ・府においては、任命権者が高齢者部分休業を承認できる期間について、今回の改正後においても従前と同様とすることから、「高齢齢として条例で定める年齢」を、職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項において、職員の定年等に関する条例（昭和59年大阪府条例第3号）第3条に規定する定年となる年齢から5年を減じた年齢とするとともに、第2条第3項において、任命権者が承認する高齢者部分休業の期間の始期を、同条第2項に定める年齢に達した日後最初に到来する4月1日以後の任命権者が定める日とする旨の改正を行う。

■施行期日

- ・平成26年4月1日

（理由）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の改正規定に係る施行日が平成26年4月1日であるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・平成26年2月19日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条による意見聴取を実施予定（教育委員会）

大阪府条例第 号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年大阪府条例第百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(高齢者部分休業) 第二条 (略) 2 法第二十六条の三第一項の<u>高年齢として条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)第三条に規定する定年から五年を減じた年齢とする。</u> 3 <u>法第二十六条の三第一項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達する日後の最初の四月一日以後であつて任命権者が定める日とする。</u>	(高齢者部分休業) 第二条 (略) 2 法第二十六条の三第一項の条例で定める期間は、<u>五年とする。</u>

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府職員基本条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局人事課

■改正の理由

枚方市が中核市に移行し、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により府費負担教職員の研修を実施することとなる。

■改正の内容

本条例の研修の規定の適用を除外する市町村に枚方市を追加する。（職員基本条例第四十八条関係）

■施行期日

平成26年4月1日
（平成26年4月1日に枚方市が中核市に移行するため）

■政策アセスメント・制度間調整

特になし

大阪府条例第 号

大阪府職員基本条例の一部を改正する条例

大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） 第四十八条（略） 4 2・3（略） 4 第十一条の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。	（適用除外） 第四十八条（略） 4 2・3（略） 4 第十一条の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、高槻市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

府吏員退隠料等条例の一部改正（概要）

総務部人事局総務サービズ課

■改正の理由

- ・国では、共済年金導入以前に国家公務員を退職した者について、恩給法に基づき恩給、扶助料等を支給している。一方、本府でも同じく共済年金導入以前に大阪府職員を退職した者について、標記条例に基づき、退隠料（※1）、遺族扶助料（※2）等を支給している。
 - ・現在、恩給又は扶助料の受給者と同様に、退隠料又は遺族扶助料の受給者が『三年以下の懲役又は禁錮の刑』に処せられた場合の支給の取扱いはいは、以下のとおりである。
 - ①刑期について執行（実刑）の場合は支給停止
 - ②刑期について執行猶予の場合は支給
 - ・従来の刑法の規定では、刑期の全ての期間について「実刑」又は「執行猶予」となることを定めていたが、このたび、刑法が改正（平成25年6月29日公布、3年を超えない範囲内の政令で定める日から施行）され、「刑期の一部の執行（実刑）後、残りの刑期について執行猶予」が可能となる措置が規定され、恩給法においてこの措置に応じた支給の取扱いが規定された。
 - ・標記条例は、原則として恩給法の規定に準じた規定としており、このたびの恩給法の改正を受け、標記条例の改正を行うものである。
- ### ■改正の内容
- ・退隠料受給者が『三年以下の懲役又は禁錮の刑』に処せられた場合の退隠料の支給を停止しない要件を、①刑期の全ての期間について執行猶予 ②刑期の一部の執行（実刑）後、残りの刑期の執行猶予 とする。（第25条の2 関係）
 - ・遺族扶助料受給者が『三年以下の懲役又は禁錮の刑』に処せられた場合の支給を停止しない要件についても、上記の退隠料と同じとする。（第33条関係）
 - ・遺族扶助料受給者が上記の要件に合致した場合であっても、執行猶予が取り消されたときは、支給停止とする。（第33条関係）

■施行期日 規則で定める。

（理由）施行日が3年以内で政令で定める日として未定である恩給法の改正の施行と合わせて施行させる必要があると判断したため

■政策アセスメント・制度間調整

- ・なし

※1 退隠料 一定年数勤務して退職した者に対して支給する年金

※2 遺族扶助料 退隠料受給者の遺族（退隠料受給者が亡くなったときに同一の生計を営んでいた配偶者、未成年の子等）に対して支給する年金

大阪府条例第 号

府吏員退隠料等条例の一部を改正する条例

府吏員退隠料等条例（昭和九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条―第十五条ノ四） 第二章 退隠料（第十六条―第二十五条ノ六） 第三章 退職給与金（第二十六条―第二十七条ノ七） 第四章 遺族扶助料（第二十八条―第三十六条ノ三） 附則 第一条 府吏員及府吏員ニ準ズベキ者並ニ其ノ遺族ハ本条例ノ定ムル所ニ依リ退隠料、通算退職年金、増加退隠料、退職給与金、傷病給与金、返還一時金、遺族扶助料、通算遺族年金、一時扶助金及死亡一時金（以下退隠料等ト云フ）ヲ受クルノ権利ヲ有ス 本条例ニ於テ府吏員トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ但シ地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）ニ依ル改正前ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項ニ規定スルその他の職員及之ニ準ズルモノ並ニ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三十二条第一項ノ規定ニ依リ国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）ノ長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クルモノヲ除ク 一 地方自治法第二百四条第一項ニ規定スル職員但シ恩給法ノ一部ヲ改正スル法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条並ニ恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）附則第十項及第十一項ノ規定ニ依リ恩給法（大正十二年法律第四十八号）ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク 二 （略） 三 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条及教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第九条第一項ニ規定スル府立学校（旧制専門学校ヲ含ム）ノ学長、校長、部局長、教員（次項ニ規定スル講師及助教諭ヲ除ク）、助手及養護助教諭（次項ニ規定スル養護助教諭ヲ除ク）（以下教育職員ト云フ）但シ教育公務員特例法附則第二条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク 四 大阪府大学条例を廃止する条例（平成十六年大阪府条例第五十五号）ニ依ル廃止前ノ府立大学（旧制専門学校ヲ含ム）ノ事務吏員及技術吏員並ニ其ノ他ノ府立学校ノ事務	第一条 府吏員及府吏員ニ準ズベキ者並ニ其ノ遺族ハ本条例ノ定ムル所ニ依リ退隠料、通算退職年金、増加退隠料、退職給与金、傷病給与金、返還一時金、遺族扶助料、通算遺族年金、一時扶助金及死亡一時金（以下退隠料等ト云フ）ヲ受クルノ権利ヲ有ス 本条例ニ於テ府吏員トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ但シ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条ニ規定スル「その他の職員」及ビ之ニ準ズルモノ並ニ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三十二条第一項ノ規定ニ依リ国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）ノ長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クルモノヲ除ク 一 地方自治法第二百四条第一項ニ規定スル職員但シ昭和二十二年法律第七十七号附則第十条及ビ昭和二十五年法律第百八十四号附則第十項、第十一項ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク 二 （略） 三 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条並ニ同法施行令（昭和二十四年政令第六号）第二条第一項及同令第三条ニ規定スル府立学校（旧制専門学校ヲ含ム）ノ学長、校長、部局長、教員（第三項ニ規定スル講師及助教諭ヲ除ク）、助手及養護助教諭（第三項ニ規定スル養護助教諭ヲ除ク）（以下教育職員ト云フ）但シ教育公務員特例法附則第三十八条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク 四 府立大学（旧制専門学校ヲ含ム）ノ事務吏員及技術吏員並ニ其ノ他ノ府立学校ノ事務職員但シ公立大学ニ置カレタ文部事務官等ノ身分上ノ措置ニ関スル法律（昭和二十

務職員但シ公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律（昭和二十五年法律第八十一号）第三項及地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第十六条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク

本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）ニ規定スル盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師（以下準教育職員ト云フ）ヲ謂フ

第三条 府吏員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル
退職後再就職シタルトキハ前後ノ在職年、月、数ハ之ヲ合算ス但シ通算退職年金、退職給与金又ハ一時扶助金ノ基礎ト為ルベキ在職年ニ付テハ前ニ通算退職年金又ハ退職給与金ノ基礎ト為リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月数ハ之ヲ合算セズ
府費負担教職員退職年金及び退職一時金条例（昭和二十六年大阪府条例第五十一号）第一条第二項ニ規定スル府費負担教職員タリシ者府吏員又ハ準教育職員ト為リタルトキハ其ノ府費負担教職員（同条第四項ニ規定スル準教育職員ヲ除ク）トシテノ在職年ハ府吏員トシテノ在職年ト看做シ同項ニ規定スル準教育職員トシテノ在職年ハ準教育職員トシテノ在職年ト看做ス退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス
明治三十二年六月以前ヨリ任命セラレタル者ノ在職年ハ同年七月ヨリ起算ス
準教育職員引続キ教育職員ト為リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接続スル其ノ勤続年、月、数ノ二分ノ一ニ相当スル年、月、数ハ之ヲ在職年ニ通算ス

第三条ノ二 昭和二十二年四月一日ヨリ昭和二十四年九月三十日マデノ間ニ於テ大阪府地方労働委員会ノ事務局長、幹事及書記（以下書記等ト云フ）トシテ在職シ引続キ府吏員ト為リタル者ノ書記等トシテノ在職期間ハ之ヲ府吏員トシテノ在職年ニ通算ス
地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第十項ノ規定ニ依リ引続キ大阪市ノ職員ト為リ更ニ引続キ府吏員ト為リタル者ノ同市ノ退職年金及退職一時金ニ関スル条例ノ適用ヲ受クル在職期間ハ之ヲ府吏員トシテノ在職年ニ通算ス地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の五十五第一項第三号ニ掲グル公団等（以下公団等ト云フ）設立ノ際現ニ府吏員トシテ在職スル者引続キ公団等ノ役員又ハ職員（以下役員ト云フ）ト為リ更ニ引続キ府吏員ト為リタルトキ（公団等設立ノ際現ニ府吏員トシテ在職ス

五年法律第八十一号）第三項及地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第十六条ノ規定ニ依リ恩給法ノ規定ノ準用ヲ受クル者ヲ除ク

本条例ニ於テ府吏員ニ準ズベキ者トハ府立高等学校ノ常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師並ニ盲学校、聾学校及養護学校ノ助教諭、養護助教諭及常時勤務ニ服スルコトヲ要スル講師（以下準教育職員ト云フ）ヲ云フ

第三条 府吏員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル
退職後再就職シタルトキハ前後ノ在職年、月、数ハ之ヲ合算ス但シ通算退職年金、退職給与金又ハ一時扶助金ノ基礎ト為ルベキ在職年ニ付テハ前ニ通算退職年金又ハ退職給与金ノ基礎ト為リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月数ハ之ヲ合算セズ
府費負担教職員退職年金及び退職一時金条例（昭和二十六年大阪府条例第五十一号）第一条第二項ニ規定スル府費負担教職員タリシ者府吏員又ハ準教育職員ト為リタルトキハ其ノ府費負担教職員（同条ニ規定スル準教育職員ヲ除ク）トシテノ在職年ハ府吏員トシテノ在職年ト看做シ同条ニ規定スル準教育職員トシテノ在職年ハ準教育職員トシテノ在職年ト看做ス退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス
明治三十二年六月以前ヨリ任命セラレタル者ノ在職年ハ同年七月ヨリ起算ス
準教育職員引続キ教育職員ト為リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接続スル其ノ勤続年、月、数ノ二分ノ一ニ相当スル年、月、数ハ之ヲ在職年ニ通算ス

第三条ノ二 昭和二十二年四月一日ヨリ昭和二十四年九月三十日マデノ間ニ於テ大阪府地方労働委員会ノ事務局長、幹事及書記（以下書記等ト云フ）トシテ在職シ引続キ府吏員トナリタル者ノ書記等トシテノ在職期間ハ之ヲ府吏員トシテノ在職年ニ通算ス
地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第十項ノ規定ニ依リ引続キ大阪市ノ職員ト為リ更ニ引続キ府吏員ト為リタル者ノ同市ノ退職年金及退職一時金ニ関スル条例ノ適用ヲ受クル在職期間ハ之ヲ府吏員トシテノ在職年ニ通算ス地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の五十五第一項第四号ニ掲グル公団等（以下公団等ト云フ）設立ノ際現ニ府吏員トシテ在職スル者引続キ公団等ノ役員又ハ職員（以下役員ト云フ）ト為リ更ニ引続キ府吏員ト為リタルトキ（公団等設立ノ際現ニ府吏員トシテ在職ス

ル者引続キ府吏員トシテ在職シ引続キ公団等役職員ト為リ更ニ引続キ府吏員ト為リタルトキヲ含ム）ハ其ノ者ニ給スベキ退隠料ニ付テハ公団等役職員トシテノ在職期間ヲ府吏員トシテノ在職年ニ通算ス
前項ノ規定ハ公団等役職員ト為ルマデノ府吏員トシテノ在職年ガ退隠料ニ付テノ最短受給年限ニ達スル者ニ付テハ適用セズ
第三項ノ規定ノ適用ヲ受クル者第十七条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ公団等役職員トシテノ就職ヲ再就職ト看做ス

第四条 次ニ掲グル期間ハ在職年数中ヨリ除算ス

一―三 (略)

四 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

附則第二十三項ノ規定ニ依リ同法ニ依リ改正前ノ警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）附則第七条第六項ノ規定ニ該当スル府吏員トシテノ在職年月数

休職、停職等現実ニ職務ヲ執ルヲ要セザル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノ及恩給法ノ適用ヲ受クル官職ト併職スル期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス但シ地方自治法第二百五十二条の十七第一項ノ規定ニ基キ派遣セラレタル府吏員ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 本条例ニ於ケル退職当時ノ俸給年額ノ計算ニ付テハ次ノ特例ニ従フ

一・二 (略)

退職ノ際休職、停職等ノ事情ニ依リ本来給セラルベキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレ又ハ一時的ニ俸給ヲ支給セラレザル場合ニ於ケル退職当時ノ俸給ノ計算ニ付テハ本来給与セラルベキ俸給額ニ依ル

転職ニ依ル俸給ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做シ第一項ノ規定ヲ準用ス実在職期間一年未満ナルトキハ俸給ノ関係ニ於テハ就職前モ就職当時ノ俸給ヲ以テ在職シタルモノト看做シ計算ス
本条例ニ於テ退職当時ノ俸給月額トハ退職当時ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相当スル金額ヲ謂フ

第九条 年金タル退隠料等（通算遺族年金ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキ（通算退職年金ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ在リテハ第二号又ハ第三号ニ該当スルトキヲ除ク）ハ其ノ権利消滅ス

一―三 (略)

退隠料ヲ受クルノ権利ヲ有スル者在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラメタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職ガ退隠料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生ジタル権利ノミ消滅ス

第十条 第十四条ニ規定スル裁定者（以下裁定者ト云フ）ハ年金タル退隠料等ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ付其ノ権利ノ存否ヲ調査ス

ル者引続キ府吏員トシテ在職シ引続キ公団等役職員ト為リ更ニ引続キ府吏員ト為リタルトキヲ含ム）ハ其ノ者ニ給スベキ退隠料ニ付テハ公団等役職員トシテノ在職期間ヲ府吏員トシテノ在職年ニ通算ス
前項ノ規定ハ公団等役職員ト為ルマデノ府吏員トシテノ在職年ガ退隠料ニ付テノ最短受給年限ニ達スル者ニ付テハ適用セズ
第三項ノ規定ノ適用ヲ受クル者第十七条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ公団等役職員トシテノ就職ヲ再就職ト看做ス

第四条 左ニ掲グル期間ハ在職年数中ヨリ除算ス

一―三 (略)

四 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）

附則第二十三項ノ規定ニヨリ旧警察法附則第七条第六項ノ規定ニ該当スル府吏員トシテノ在職年月数

休職、停職等現実ニ職務ヲ執ルヲ要セザル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノ及恩給法ノ適用ヲ受クル官職ト併職スル期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス但シ地方自治法第二百五十二条の十七第一項ノ規定ニ基キ派遣セラレタル府吏員ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 本条例ニ於ケル退職当時ノ俸給年額ノ計算ニ付テハ左ノ特例ニ従フ

一・二 (略)

退職ノ際休職、停職等ノ事情ニ依リ本来給セラルベキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレ又ハ一時的ニ俸給ヲ支給セラレザル場合ニ於ケル退職当時ノ俸給ノ計算ニ付テハ本来給与セラルベキ俸給額ニ依ル

転職ニ依ル俸給ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做シ第一項ノ規定ヲ準用ス実在職期間一年未満ナルトキハ俸給ノ関係ニ於テハ就職前モ就職当時ノ俸給ヲ以テ在職シタルモノト看做シ計算ス
本条例ニ於テ退職当時ノ俸給月額トハ退職当時ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相当スル金額ヲ謂フ

第九条 年金タル退隠料等（通算遺族年金ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキ（通算退職年金ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ在リテハ第二号又ハ第三号ニ該当スルトキヲ除ク）ハ其ノ権利消滅ス

一―三 (略)

退隠料ヲ受クルノ権利ヲ有スル者在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラメタルトキハ其ノ権利消滅ス但シ其ノ在職ガ退隠料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生ジタル権利ノミ消滅ス

第十条 第十四条ニ規定スル裁定者（以下裁定者ト稱ス）ハ年金タル退隠料等ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ニ付其ノ権利ノ存否ヲ調査ス

第十一条 府吏員~~内~~ノ各号ノ一二該当スルトキハ其ノ引続キタル在職ニ付退隠料、通算退職年金又ハ退職給与金ヲ受クルノ資格ヲ失フ
一・二 (略)

第十四条 退隠料等ヲ受クルノ権利ノ裁定ハ次ノ区分ニ依ル
一 地方自治法~~第百九十一条第一項ニ規定スル~~選挙管理委員会書記及其ノ遺族ニ係ル分ニ付テハ~~選挙管理委員会委員長之ヲ裁定ス~~
二 地方自治法~~第百三十八条第三項ニ規定スル~~議会ノ事務局長及書記並ニ其ノ遺族ニ係ル分ニ付テハ~~府議会議長之ヲ裁定ス~~
三 地方自治法~~第二百条第三項ニ規定スル~~監査委員ノ事務局長書記及其ノ遺族ニ係ル分ニ付テハ監査委員之ヲ裁定ス
四―七 (略)

第十五条 府吏員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相当スル金額ヲ府ニ納付スベシ

第十五条ノ四 退隠料等ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ退隠料等ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該退隠料等ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権(以下返還金債権ト云フ)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ退隠料等アルトキハ当該退隠料等ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第十七条 退隠料ノ年額ハ~~次~~ノ如シ
在職年十四年以上十五年未満ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相当スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎二百五十分ノ一二相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス但シ在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スベキ退隠料年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス又在職年十四年未満ノ者ニ給スベキ退隠料ノ年額ハ在職年十四年トシテ計算ス
退隠料ノ年額ニ付テハ恩給法第六十条第二項ニ規定スル普通恩給ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第二十一条 退隠料ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ~~次~~ノ各号ノ一二該当スルトキハ退隠料ヲ改定ス
一―三 (略)

第二十四条 退隠料権ノ基礎ト為リタル在職年中恩給権ノ基礎ト為ルベキ在職金アルトキハ其ノ在職年ハ退隠料権ノ基礎ト為リタル在職年ヨリ除算シ退隠料ヲ改定ス
前項ノ在職年ノ除算ヲ為シタル場合ニ於テ退隠料年限ニ達セザルトキハ之ニ退職給与金ヲ給ス

第二十五条 退隠料(府費負担教職員退職年金及

第十一条 府吏員~~左~~ノ各号ノ一二該当スルトキハ其ノ引続キタル在職ニ付退隠料、通算退職年金又ハ退職給与金ヲ受クルノ資格ヲ失フ
一・二 (略)

第十四条 退隠料等ヲ受クルノ権利ノ裁定ハ~~左~~ノ区分ニ依ル
一 地方自治法~~第百九十一条ノ規定ニ依ル~~選挙管理委員会書記及其ノ遺族ニ係ル分ニ付テハ~~同委員会長之ヲ裁定ス~~
二 地方自治法~~第百三十八条ノ規定ニ依ル~~議会ノ事務局長及書記並ニ其ノ遺族ニ係ル分ニ付テハ~~府会議長之ヲ裁定ス~~
三 地方自治法~~第二百条ニ依ル~~監査委員ノ事務ヲ補助セシムル書記及其ノ遺族ニ係ル分ニ付テハ監査委員之ヲ裁定ス
四―七 (略)

第十五条 府吏員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相当スル金額ヲ~~本府~~ニ納付スベシ

第十五条ノ四 退隠料等ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ退隠料等ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該退隠料等ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権(以下返還金債権ト~~称ス~~)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ退隠料等アルトキハ当該退隠料等ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第十七条 退隠料ノ年額ハ~~左~~ノ如シ
在職年十四年以上十五年未満ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相当スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎二百五十分ノ一二相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス但シ在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スベキ退隠料年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス又在職年十四年未満ノ者ニ給スベキ退隠料ノ年額ハ在職年十四年トシテ計算ス
退隠料ノ年額ニ付テハ恩給法第六十条第二項ニ規定スル普通恩給ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第二十一条 退隠料ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ~~左~~ノ各号ノ一二該当スルトキハ退隠料ヲ改定ス
一―三 (略)

第二十四条 退隠料権ノ基礎ト~~ナリタル~~在職年中恩給権ノ基礎トナルベキ在職金アルトキハ其ノ在職年ハ退隠料権ノ基礎ト~~ナリタル~~在職年ヨリ除算シ退隠料ヲ改定ス
前項ノ在職年ノ除算ヲ為シタル場合ニ於テ退隠料年限ニ達セザルトキハ之ニ退職給与金ヲ給ス

第二十五条 退隠料(府費負担教職員退職年金及

び退職一時金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ含ムハ之ヲ受クル者府吏員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄之ヲ停止ス但シ實在職期間一月未満ナルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第二十五条ノ二 退隠料及増加退隠料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第二十五条ノ三 退隠料ハ之ヲ受クル者四十五歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ全額、四十五歳ニ滿ツル月ノ翌月ヨリ五十歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ千分ノ五、五十歳ニ滿ツル月ノ翌月ヨリ五十五歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ十分ノ三ヲ停止ス
退隠料ニ増加退隠料又ハ傷病給与金ヲ併給スル場合ニハ前項ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サズ
公務ニ起因セザル傷痍疾病第十九条又ハ第二十七条ノ二第一項ニ規定スル程度ニ達シ之ガ為退職シタル場合ニハ退職後五年間第一項ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サズ
前項ノ期間滿了ノ六月迄傷痍疾病回復セザル者ハ裁定者ニ対シ同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ者ノ傷痍疾病尚前項ニ規定スル程度ニ達スルモノナルトキハ第一項ニ規定スル停止ハ引續キ之ヲ為サズ

第二十六条 府吏員在職年三年以上十四年未満ニシテ退職シタルトキハ之ニ退職給与金ヲ給ス但シ次条第一項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ナルトキ又ハ増加退隠料ヲ給セラルル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
三年未満ノ任期滿了ニ依リ退職スルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス
第十六条第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七条ノ六 第二十七条第一項ノ退職給与金ノ支給ヲ受ケタル者(同項ノ規定ニ依リ計算シタル退職給与金ノ金額ナキ者ヲ含ム)ガ再ビ府吏員ト為リ退職シタル場合ニ於テ退隠料ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ト為リタルトキハ返還一時金ヲ給ス
前項ノ返還一時金ノ金額ハ其ノ退職シタル者ニ係ル第二十七条第一項第二号ニ掲グル金額(其ノ額ガ同項第一号ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ同号ニ掲グル金額以下次条第一項及第三十六条ノ二第二項ニ於テ同ジ)ニ其ノ者ガ前

び退職一時金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ含ムハ之ヲ受クル者府吏員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄之ヲ停止ス但シ實在職期間一月未満ナルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第二十五条ノ二 退隠料及増加退隠料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第二十五条ノ三 退隠料ハ之ヲ受クル者四十五歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ全額、四十五歳ニ滿ツル月ノ翌月ヨリ五十歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ千分ノ五、五十歳ニ滿ツル月ノ翌月ヨリ五十五歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ十分ノ三ヲ停止ス
退隠料ニ増加退隠料又ハ傷病給与金ヲ併給スル場合ニハ前項ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サズ
公務ニ起因セザル傷痍疾病第十九条又ハ第二十七条ノ二第一項ニ規定スル程度ニ達シ之ガ為退職シタル場合ニハ退職後五年間第一項ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サズ
前項ノ期間滿了ノ六月迄傷痍疾病回復セザル者ハ第十四条ニ規定スル裁定者(以下裁定者ト謂フ)ニ対シ同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ者ノ傷痍疾病尚前項ニ規定スル程度ニ達スルモノナルトキハ第一項ニ規定スル停止ハ引續キ之ヲ為サズ

第二十六条 府吏員在職年三年以上十四年未満ニシテ退職シタルトキハ之ニ退職給与金ヲ給ス但シ次条第一項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ナルトキ又ハ増加退隠料ヲ給セラルル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
三年未満ノ任期滿了ニヨリ退職スルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス
第十六条第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七条ノ六 第二十七条第一項ノ退職給与金ノ支給ヲ受ケタル者(第二十七条第一項ノ規定ニ依リ計算シタル退職給与金ノ金額ナキ者ヲ含ム)ガ再ビ府吏員ト為リ退職シタル場合ニ於テ退隠料ヲ受クルノ権利ヲ有スル者ト為リタルトキハ返還一時金ヲ給ス
前項ノ返還一時金ノ金額ハ其ノ退職シタル者ニ係ル第二十七条第一項第二号ニ掲グル金額(其ノ額ガ同項第一号ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ同号ニ掲グル金額以下次条第一項及第三十六条ノ二第二項ニ於テ同ジ)ニ其ノ者ガ前

ニ退職シタル日ノ属スル月ノ翌月カラ後ニ退職シタル日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ応ズル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス
前項ニ規定スル利子ハ複利計算ノ方法ニ依ルモノトシ其ノ利率ハ年五・五パーセントトス
第十七条ノ五第三項ノ規定ハ第二十七条第一項ノ退職給与金ノ支給ニ係ル退職ガ二回以上アル者ノ返還一時金ノ額ニ付テ準用ス
第二十七条第三項ノ規定ハ第一項ノ返還一時金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テ準用ス

第二十八条 府吏員^次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ遺族ニ遺族扶助料ヲ給ス

一・二 (略)

本条例ニ於テ遺族トハ府吏員ノ祖父母、父母、配偶者、子及兄弟姉妹ニシテ府吏員ノ死亡ノ当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノヲ謂フ

府吏員死亡ノ当時胎児タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ府吏員死亡ノ当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノト看做ス但シ第三十四条ノ二ノ場合ニ在リテハ府吏員ノ親族ニシテ旧厚生年金保険法第五十九条ノ規定ニ依リ旧厚生年金保険法ノ遺族年金ヲ受クルコトヲ得ル者ニ相当スルモノヲ謂フ

第二十九条 遺族扶助料ノ年額ハ之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラズ^次ノ各号ニ依ル

一―三 (略)

前項第二号及第三号ニ規定スル場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クル者ニ扶養遺族アルトキハ恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ノ加給ノ例ニ依リ遺族扶助料ノ年額ニ加給ス

前項ノ扶養遺族トハ遺族扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル府吏員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ身体若ハ精神ニ障害アリ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ遺族扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

遺族扶助料ノ年額ニ付テハ恩給法第七十五条第一項ニ規定スル扶助料ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第二項ノ規定ニ依ル加給ヲサレタル遺族扶助料ニ付テハ其ノ年額ヲ恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依ル扶助料ノ加給ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第三十二条 府吏員ノ死亡後遺族^次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ遺族扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一・二 (略)

第三十三条 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行

ニ退職シタル日ノ属スル月ノ翌月カラ後ニ退職シタル日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ応ズル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス
前項ニ規定スル利子ハ複利計算ノ方法ニ依ルモノトシ其ノ利率ハ年五・五パーセントトス
第十七条ノ五第三項ノ規定ハ第二十七条第一項ノ退職給与金ノ支給ニ係ル退職ガ二回以上アル者ノ返還一時金ノ額ニ付テ準用ス
第二十七条第三項ノ規定ハ第一項ノ返還一時金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テ準用ス

第二十八条 府吏員^左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ遺族ニ遺族扶助料ヲ給ス

一・二 (略)

本条例ニ於テ遺族トハ府吏員ノ祖父母、父母、配偶者、子及兄弟姉妹ニシテ府吏員ノ死亡ノ当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノヲ謂フ

府吏員死亡ノ当時胎児タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ府吏員死亡ノ当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノト看做ス但シ第三十四条ノ二ノ場合ニ在リテハ府吏員ノ親族ニシテ旧厚生年金保険法第五十九条ノ規定ニ依リ旧厚生年金保険法ノ遺族年金ヲ受クルコトヲ得ル者ニ相当スルモノヲ謂フ

第二十九条 遺族扶助料ノ年額ハ之ヲ受クル者ノ人員ニ拘ラズ^左ノ各号ニ依ル

一―三 (略)

前項第二号及第三号ニ規定スル場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クル者ニ扶養遺族アルトキハ恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ノ加給ノ例ニ依リ遺族扶助料ノ年額ニ加給ス

前項ノ扶養遺族トハ遺族扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル府吏員ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ身体若ハ精神ニ障害アリ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ遺族扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

遺族扶助料ノ年額ニ付テハ恩給法第七十五条第一項ニ規定スル扶助料ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第二項ノ規定ニ依ル加給ヲサレタル遺族扶助料ニ付テハ其ノ年額ヲ恩給法第七十五条第二項ノ規定ニ依ル扶助料ノ加給ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ改定ス

第三十二条 府吏員ノ死亡後遺族^左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ遺族扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一・二 (略)

第三十三条 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ

猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ヘ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

遺族扶助料ヲ給セラルベキ者一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定者ハ所在不明中遺族扶助料ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

夫ニ給スル遺族扶助料ハ其ノ者六十歳ニ満シル月迄之ヲ停止ス但シ身体若ハ精神ニ障害アリ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体若ハ精神ニ障害アル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

前三項ノ遺族扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中遺族扶助料ハ同順位者アルトキハ当該同順位者ニ同順位者ナク次順位者アルトキハ当該次順位者ニ之ヲ転給ス

第三十四条 遺族~~内~~ノ各号ノ一ニ該当スルトキ

- ハ遺族扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失フ
- 一 配偶者婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト為リタルトキ
- 二 四 (略)

届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ入リタルト認メラルル遺族ニ付テハ裁定者ハ其ノ者ノ遺族扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ハシムルコトヲ得

第三十六条ノ三 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十七号)第二条ノ規定ニ依ル廃止前ノ通

算年金通則法ノ規定に基づく地方公務員ノ取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号)第四条ニ規定スル者デ第十七条ノ五第一ノ例ニ依リ算定シタル金額ニ一時恩給ノ給与事由ノ生ジタル日ニ於ケル年齢ニ応ジ別表ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額ヲ一時恩給ノ支給ヲ受ケタル後六十日以内ニ府ニ納付シタルモノ又ハ其ノ遺族ハ第二十七条第一項ニ規定スル退職給与金ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ト看做シ本条例中府吏員ニ対スル通算退職年金、通算遺族年金、返還一時金及死亡一時金ニ関スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ第十七条ノ四各号列記以外ノ部分中「十四年」トアルノハ恩給法第六十七条第一項ノ規定ニ依ル一時恩給ノ支給ヲ受ケタル者ニ在リテハ「十七年」ト同法第七十条第一項ノ規定ニ依ル一時恩給ノ支給ヲ受ケタル者ニ在リテハ「十二年」ト第二十七条ノ六第二項中「前ニ退職シタル日」トアリ又ハ前条第二項中「退職シタル日」トアルノハ「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令第二条ノ規定ニ依ル廃止前ノ通算年金通則法ノ規定に基づく地方公務員ノ取扱いに関する政令第五条ニ定ムル金額ヲ府ニ納付シタル日」ト読替ヘルモノトス

遺族扶助料ヲ給セラルベキ者一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定者ハ所在不明中遺族扶助料ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

夫ニ給スル遺族扶助料ハ其ノ者六十歳ニ満シル月迄之ヲ停止ス但シ身体若ハ精神ニ障害アリ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体若ハ精神ニ障害アル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

前三項ノ遺族扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中遺族扶助料ハ同順位者アルトキハ当該同順位者ニ同順位者ナク次順位者アルトキハ当該次順位者ニ之ヲ転給ス

第三十四条 遺族~~左~~ノ各号ノ一ニ該当スルトキ

- ハ遺族扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失フ
- 一 配偶者婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子トナリタルトキ
- 二 四 (略)

届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ入リタルト認メラルル遺族ニ付テハ裁定者ハ其ノ者ノ遺族扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ハシムルコトヲ得

第三十六条ノ三 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十七号)第二条ノ規定ニ依ル廃止前ノ通

算年金通則法ノ規定に基づく地方公務員ノ取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号)第四条ニ規定スル者デ第十七条ノ五第一ノ例ニ依リ算定シタル金額ニ一時恩給ノ給与事由ノ生ジタル日ニ於ケル年齢ニ応ジ別表ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額ヲ一時恩給ノ支給ヲ受ケタル後六十日以内ニ本府ニ納付シタルモノ又ハ其ノ遺族ハ第二十七条第一項ニ規定スル退職給与金ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ト看做シ本条例中府吏員ニ対スル通算退職年金、通算遺族年金、返還一時金及死亡一時金ニ関スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ第十七条ノ四各号列記以外ノ部分中「十四年」トアルノハ恩給法第六十七条第一項ノ規定ニ依ル一時恩給ノ支給ヲ受ケタル者ニ在リテハ「十七年」ト同法第七十条第一項ノ規定ニ依ル一時恩給ノ支給ヲ受ケタル者ニ在リテハ「十二年」ト第二十七条ノ六第二項中「前ニ退職シタル日」トアリ又ハ前条第二項中「退職シタル日」トアルノハ「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十七号)第二条ノ規定ニ依ル廃止前ノ通算年金通則法ノ規定に基づく地方公務員ノ取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号)第五条ニ定ムル金額ヲ本府ニ納付シタル日」ト

別表(第二十七条、第三十六条ノ三関係) (略)	読替へルモノトス 別表(第二十七条関係) (略)
-------------------------	-----------------------------

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

大阪府附属機関条例の改正（概要）

府民文化部男女参画・府民協働課／福祉部子ども室子育て支援課／商工労働部成長産業振興室特区・立地推進課
／環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課／住宅まちづくり部タウン推進局管理課
／教育委員会事務局教育振興室高等学校課、市町村教育局教育振興室地域教育振興課

■改正の理由

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続き及び基準に関し、必要な調査・審議をさせるため、附属機関として「大阪府特定非営利活動法人条例に基づく基準検討審議会」を設置するため、所要の改正を行う。
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として大阪府立学校いじめ防止対策審議会を設置するとともに、同法第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事の附属機関として大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会を設置する。
- (3) ①平成26年度に新たに「泉佐野丘陵府有地」の土地利用者を公募型プロポーザル方式により選定する予定であり、専門的な事項について審査が必要となることから、「大阪府泉佐野丘陵府有地活用審査会」を設置するため、本条例の改正を行う。
②中小企業等の海外展開に向けた支援を行うにあたり、ビジネスサポートデスク業務の受託事業者の選定及びミッション団派遣等の参加企業の選定に向けた審査が必要になることから、「大阪府企業海外展開支援審査会」を設置するため、本条例の改正を行う。
- (3)・大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会は、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び変更に関する専門的な事項の調査審議に関する事務を担当している。
 - ・同指針の対象となる、岩手県内及び宮城県内において東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理が平成26年3月末までに終了する見込みであることに伴い、大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会の担任事務がなくなることから、同審議会を廃止する。
- (4) りんくうタウンにおいて、クールジャパンフロントのまちづくりを担う民間の開発運営事業候補者を選定する選定委員会及びまちづくりに関する評価委員会を設置する。
- (5) 大阪府立図書館の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を設置する。

■改正の内容

- (1) 知事の諮問に応じて、下記の点について意見を述べる（別表第一）。
 - ・寄附金控除の対象となる特定非営利活動法人の手続きや基準の考え方について
 - ・その他、検討にあたり必要な事項について
- (2) 大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会及び大阪府立学校いじめ防止対策審議会に関する規定の追加（別表第一）
 - ①「大阪府泉佐野丘陵府有地活用審査会」の設置（別表第一）新たに「大阪府泉佐野丘陵府有地活用審査会」を設置するとともに、当該審査会の担任する事務について規定する。
 - ・泉佐野丘陵府有地の土地利用者選定に向けた審査
- ②「大阪府企業海外展開支援審査会」の設置（別表第一）

新たに「大阪府企業海外展開支援審査会」を設置するとともに、当該審査会の担任する事務について規定する。

※想定される担任事務

- ・ ビジネスサポーターデスク業務等の海外ビジネス支援事業の受託事業者を選定する際の審査
 - ・ ミッション団派遣等の海外ビジネス支援事業において参加企業を公募した際、事業実施上の理由から企業を選定せざるを得ない場合の審査
- (3) 大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会に関する規定を削除する。(別表第一)
 - (4) 大阪府クールジャパンフロントのまちづくり事業審査会に関する規定の追加 (別表第一)
 - (5) 大阪府立図書館の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会に関する規定の追加 (別表第二)

■施行期日

平成26年4月1日

(理由) ・ いじめ防止対策推進法第12条の規定より大阪府が定めるいじめ防止基本方針と同時に施行する必要があるため。

- ・ 岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理終了見込日に合わせて廃止するため。
- ・ 平成26年度に大阪府中央図書館の指定管理者の指定のための準備行為を行うため。

■政策アセスメント・制度間調整

政策アセスメント：附属機関の設置について、人事課と調整中

制度間調整：大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会規則の廃止

大阪府日本文化発信拠点形成によるりんくうタウン活性化検討審議会規則の制定

大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則の改正

教育委員会規則の制定

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 一（略）		別表第一（第二条関係） 一（略）	
名称 （略）	担任する事務 （略）	名称 （略）	担任する事務 （略）
大阪府男女共同 参画審議会	（略）	大阪府男女共同 参画審議会	（略）
大阪府特定非営 利活動法人条例 指定制度検討審 議会	地方税法（昭和二十五 年法律第二百二十六 号）第三十七条の二第 一項第四号に掲げる 寄附金を受け入れる 特定非営利活動促進 法（平成十年法律第七 号）第二条第二項に規 定する特定非営利活 動法人を条例で定め るための手続及び基 準についての調査審 議に関する事務		
（略）	（略）	（略）	（略）
大阪府子ども施 策審議会	（略）	大阪府子ども施 策審議会	（略）
大阪府立学校等 のいじめの重大 事態に係る再調 査委員会	いじめ防止対策推進 法（平成二十五年法律 第七十一号）第三十 条第二項及び第三十 一条第二項に規定す る同法第二十八条第 一項の規定による調 査の結果についての 調査に関する事務		
（略）	（略）	（略）	（略）
大阪府特区地域 進出等事業計画 認定審査会	（略）	大阪府特区地域 進出等事業計画 認定審査会	（略）
大阪府泉佐野丘 陵地有地活用審 議会	泉佐野市の区域内の 丘陵地において府が 所有する土地の利用 者の選定に当たって の専門的な事項の審 査に関する事務		

別表第11 (第11条関係)

11 (三)

11 (三)

別表第二 (第一条関係)

11 (壘)

11 (壘)

会 教 育 委 員	(略)	(略)	(略)
	大阪府立漕艇センター、大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館、大阪府立門真スポーツセンター	(略)	(略)
	大阪府立図書館	大阪府立図書館	(略)
	(略)	(略)	(略)

会 教 育 委 員	(略)	(略)	(略)
	大阪府立漕艇センター、大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館、大阪府立門真スポーツセンター	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

附 則
 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府立学校条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室高等学校課、教職員室教職員人事課、施設財務課

■改正の理由

【① 府立高校の通学区区域関係】

府立高校の通学区区域が府内全域となるため、所要の改正を行う。

【② 教職員定数関係】

府立の高等学校並びに特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増により、平成26年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

【③ 授業料の徴収関係】

- ・『公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律』（平成22年法律第18号）の一部を改正する法律案が現国会で審議中であり、成立すれば公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援制度との2本立てとなっている制度を、所得制限を導入した就学支援金制度へ一本化されることとなる。
- ・就学支援金制度は、学校設置者が設定する授業料額に対して国が相当額（政令で定める標準額を限度）を支給する制度であることから、条例により府立高等学校の各課程の授業料額の設定が必要となる。

■改正の内容

①府立学校の通学区区域関係

通学区区域について見直すこととする旨の規定（第2条第3項）を削除する。

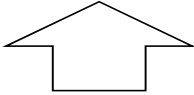
②教職員定数関係

高等学校	9,889人→	9,928人
特別支援	3,750人→	3,862人

- ③標記条例第23条第2項で、府立高等学校の全ての課程について国標準額の授業料を規定するとともに、定時制課程の一部の入学科検定料及び入学科も国標準額通りに改定し統一する

《現行》

区 分		入学検定料	入学科
全日制の課程		円	円
定時制の課程	昼間においてのみ授業を行う課程	2,200	5,650
	昼間及び夜間において授業を行う課程	2,200	5,650
	夜間においてのみ授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）の単位を修得する場合を含む。）	2,200	5,650
	夜間課程に在籍する場合（当該課程の単位の修得と併せて昼間課程の単位を修得する場合を含む）	950	2,100
通信制の課程		950	2,100
		800	500



《改正案》

課程	入学検定料	入学科	授業料（※）
全日制	円	円	円
定時制	2,200	5,650	月額 9,900
通信制	950	2,100	月額 2,700
	800	500	1 単位 330

■施行期日

平成26年4月1日（改正の内容の①から③までに係るもの）
（理由）①② 平成26年度当初から実施するため。

③ 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行期日に合わせるため。

■政策アセスメント・制度間調整

人数、金額について財政課と協議中。
市立学校の移管について大阪市教育局と協議中。
大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和32年大阪府教育委員会規則第4号）の改正
大阪府基金条例に基づく府の機関の指定（昭和55年大阪府告示第525号）の改正
予算執行機関の指定（昭和63年大阪府告示第471号）の改正
大阪府立高等学校の通学区域の調整（平成24年大阪府教育委員会告示第20号）の廃止

通信制の課程	八〇〇	五〇〇	三三〇円に 属修する科 目の単位数 を乗じて得 た額とする。
(受講料) 第二十五条 (略) 2 前項の受講料の額は、三百三十円に受講する科目の単位数を乗じて得た額とする。 (還付) 第二十七条 既納の入学検定料、入学科、授業料、聴講料、受講料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (減免) 第二十八条 入学検定料、入学科及び授業料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。			
通信制の課程	八〇〇	五〇〇	
(受講料) 第二十五条 (略) 2 前項の受講料の額は、一科目等(分割受講することとされている科目等にあつては、各分割されたものを一科目等とみなす。)につき千三百円とする。 (還付) 第二十七条 既納の入学検定料、入学科、聴講料、受講料及び手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (減免) 第二十八条 入学検定料及び入学科は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。			

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に大阪府立高等学校に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものの当該引き続き在学に係る授業料については、改正後の大阪府立学校条例(以下「新条例」という。)第二十三条の規定は、適用しない。
- 3 施行日の前日において高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一項に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在学していた者で施行日以後に大阪府立高等学校に転学する者(施行日の前日以後に高等学校等を退学し、その翌日に大阪府立高等学校に編入学する者を含む。)に係る授業料については、新条例第二十三条の規定は、適

用はさ。

大阪府立漕艇センター条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

■改正の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率4.0%＋地方消費税率1.0%＝5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、利用料金の上限額の改定を行うもの。

■改正の内容

利用料金の上限額を改定する。【別表（第11条関係）】

■施行期日

平成26年4月1日
（理由）同日に消費税率引上げの法改正が施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

[illegible]

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

備考	室 議 会					室 息 休	
	特別会	議室	第四会	議室	第三会	議室	第二会
	議室	第一会	議室	その他	議室	第一会	議室
	一 日					間 一 一 時 室	
	議室	特別会	議室	第四会	議室	第三会	議室
	議室	第一会	議室	その他	議室	第一会	議室
	議室	第二会	議室	第三会	議室	第四会	議室
	議室	第五会	議室	第六会	議室	第七会	議室
	議室	第八会	議室	第九会	議室	第十会	議室
	(略)					(略)	

備考	室 議 会					室 息 休	
	特別会	議室	第四会	議室	第三会	議室	第二会
	議室	第一会	議室	その他	議室	第一会	議室
	一 日					間 一 一 時 室	
	議室	特別会	議室	第四会	議室	第三会	議室
	議室	第一会	議室	その他	議室	第一会	議室
	議室	第二会	議室	第三会	議室	第四会	議室
	議室	第五会	議室	第六会	議室	第七会	議室
	議室	第八会	議室	第九会	議室	第十会	議室
	(略)					(略)	

大阪府立臨海スポーツセンター条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

■改正の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率4.0%＋地方消費税率1.0%＝5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、利用料金の上限額の改定を行うもの。

■改正の内容

利用料金の上限額を改定する。【別表（第11条関係）】

■施行期日

平成26年4月1日
（理由）同日に消費税率引上げの法改正が施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

[illegible]

備考（略）
四（略）

区分	位単	金額の
大会議室	日一	五〇〇〇円
小会議室		七〇〇〇
		(略)
		(略)

備考（略）
五（略）

区分	単位			金額		
				合するにポ ユアマチ る利一アス 場用ツツ	その 場合 他	
バスケットボール用具 (ボールを除く。)	一式			〇一、八〇〇円	〇二、七〇〇円	
バレーボール用具(ボ ールを除く。)				〇一、二〇〇	〇一、七〇〇	
テニス用具(ラケット 及びボールを除く。)				〇一、二〇〇	〇一、七〇〇	
卓球用具(ラケット及 びボールを除く。)				三三〇〇	五五〇〇	
バドミントン用具(ラ ケット及びシャトル コックを除く。)				三三〇〇	五五〇〇	
レスリングマット				〇三、六〇〇	〇五、三〇〇	
マット	ウレタ	他	大	二五〇〇	〇一、二〇〇	
				小	一五〇〇	〇一、二〇〇
				大	一五〇〇	〇一、二〇〇
リンポ	大	小	〇一、五〇〇	〇三、二〇〇		
			二五〇〇	〇一、二〇〇		
鉄棒	一式			二五〇〇	〇一、二〇〇	
跳箱	一式			二五〇〇	〇一、二〇〇	
踏切板	一式			一五〇〇	一三〇〇	
平均台	一式			二五〇〇	〇一、二〇〇	
防球ネット	一式			二五〇〇	一三〇〇	
アイスホッケー用具	一式			二五〇〇	〇一、二〇〇	
ストップウォッチ	一個			一三〇〇	五五〇〇	
マイクホン	一式			〇五、三〇〇	〇八、一〇〇	
レコードプレーヤー	一式			〇五、三〇〇	〇八、一〇〇	

備考（略）
四（略）

区分	位単	金額の
大会議室	日一	一〇〇〇〇円
小会議室		三〇〇〇
		(略)
		(略)

備考（略）
五（略）

区分	単位			金額	
	単位			合するにポユアマチ る利一アスチ 場用ツツ	その 場合 他
バスケットボール用具 (ボールを除く。)	一式			〇一、七〇〇円	〇二、六〇〇円
バレーボール用具(ボールを除く。)	一式			〇一、一〇〇	〇一、六〇〇
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	一式			〇一、一〇〇	〇一、六〇〇
卓球用具(ラケット及びボールを除く。)	一式			三三〇	五三〇
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	一式			三三〇	五三〇
レスリングマット	一式			〇三、五〇〇	〇五、一〇〇
マット	ウレタ	他のそ	大	二四〇〇	〇一、一〇〇
			小	一四〇〇	一三〇〇
			大	一四〇〇	一三〇〇
トランポリン	大	小	〇一、四〇〇	〇三、一〇〇	
	小		二四〇〇	〇一、一〇〇	
鉄棒	二四〇〇		〇一、一〇〇		
跳箱	二四〇〇		〇一、一〇〇		
踏切板	一四〇〇		一三〇〇		
平均台	二四〇〇		〇一、一〇〇		
防球ネット	二四〇		一〇〇		
アイスホッケー用具	二四〇〇		〇一、一〇〇		
ストップウォッチ	三三〇		五三〇		
マイクホン	〇五、一〇〇		〇八、〇〇〇		
レコードプレーヤー	〇五、一〇〇		〇八、〇〇〇		

電光表示盤		一 日 台	一〇〇八	一五八
長机		一 日 脚	一〇〇	一七〇
補助椅子		一 日 枚	六〇	八〇
フロアシ	不燃性	一 日 枚	一〇、四〇	三〇
	その他		一五〇	一三〇
ロッカー		一 回 日 箱	六〇	六〇
土地		一 日 一 方 一 平 一 ル	一〇〇	一八〇

六 (略)

駐車場	大型車	一 時 間	単 位	金 額	
	その他のもの			四二〇	円
備考 (略)				一〇〇	

電光表示盤		一 日 台	一〇〇五	一五三
長机		一 日 脚	一〇〇	一六〇
補助椅子		一 日 枚	五〇	七〇
フロアシ	不燃性	一 日 枚	一〇、三〇	三〇
	その他		一四〇	一三〇
ロッカー		一 回 日 箱	五〇	五〇
土地		一 日 一 方 一 平 一 ル	一〇〇	一八〇

六 (略)

駐車場	大型車	一 時 間	単 位	金 額	
	その他のもの			四〇〇	円
備考 (略)				一〇〇	

附 則
 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府立体育会館条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

■改正の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率4.0%＋地方消費税率1.0%＝5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、利用料金の上限額の改定を行うもの。

■改正の内容

利用料金の上限額を改定する。【別表（第11条関係）】

■施行期日

平成26年4月1日
（理由）同日に消費税率引上げの法改正が施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府立体育会館条例の一部を改正する条例

大阪府立体育会館条例（昭和六十一年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

[illegible]

会議室等		ル ホ	
		D	C
切符売場	その他興集するにアマチュアスポーツ会場及び物のび	その他興集するにアマチュアスポーツ会場及び物のび	その他興集するにアマチュアスポーツ会場及び物のび
特別室	室第一会議	室第一会議	室第一会議
室第四会議	室第二会議	室第二会議	室第二会議
室第三会議	室第三会議	室第三会議	室第三会議
室第二会議	室第四会議	室第四会議	室第四会議
室第一会議	特別室	特別室	特別室
日一		(略)	

備考
一 (略)

区分		単位	金額
器具操体	男子全種目	一式	円 三七、〇〇〇
	女子全種目		一四、七〇〇
	新体操用床マット		一、四〇〇
	トランポリン		六、一〇〇
バスケットボール用具（ボールを除く。）			三、〇〇〇
バレーボール用具（ボールを除く。）			一、二〇〇
ハンドボール用具（ボールを除く。）			三、〇〇〇
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）			一、二〇〇
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）			一、〇〇〇
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）			一、〇〇〇
ウェイトリフティング用具			一、四〇〇
レスリング用具			六、一〇〇
ボクシングリング		一四、七〇〇	
第二競技場バスケットリング		一、〇〇〇	
柔道畳		一式	一、〇〇〇

ル ホ		C		D	
アアスマチュ するに スポーツマ 合用		集興行及 るに 場利の 合用		集興行及 るに 場利の 合用	
切符売場		特別室		室第一会議	
		室第四会議		室第三会議	
		室第二会議		室第一会議	

備考
二 (略)

区分		単位	金額
器具操体	男子全種目	一式	三、五、九〇〇円
	女子全種目		一、四、〇〇〇
	新体操用床マット		一、一、〇〇〇
	トランポリン		五、九〇〇
バスケットボール用具（ボールを除く。）			一、九〇〇
バレーボール用具（ボールを除く。）			一、七〇〇
ハンドボール用具（ボールを除く。）			一、九〇〇
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）			一、七〇〇
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）			六〇〇
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）			六〇〇
ウエイトリフティング用具			一、一、〇〇〇
レスリング用具			五、九〇〇
ボクシングリング		一、四、〇〇〇	
第二競技場バスケットリング		六〇〇	
柔道畳		一式	一、一〇

防球ネット	備設台舞	仮設ステージ	一一	一式	六、八〇〇
		演台・花台	一一	一式	一、五〇〇
		バトン	一一	日本	一、三〇〇
	備設送放	第一競技場	一一	一式	一、四〇〇
第二競技場		七、二〇〇			
テレビジョン又はラジオの中を継設備(第一競技場放送設備を含む。)					一、三、四〇〇
備設明照	第一競技場	一	間	時	四、九〇〇
	第二競技場				一、五〇〇
中央スポット					一、三〇〇
電光表示盤			一一	日台	六、一〇〇
大型映像装置					一、三、四〇〇
ビデオプロジェクター			一一	一式	一、四、七〇〇
携帯用放送設備					一、五〇〇
一六ミリ映写機			一一	日台	七、二〇〇
房暖冷	第一競技場	一	間	時	三、七、〇〇〇
	第二競技場				一、一、四〇〇
特別フロアシート			一一	日枚	八、四〇〇
フロアシート					六、一〇〇
長机			一一	日脚	二、四〇〇
補助椅子			一一	日脚	一、一〇〇
持込電気器具用電源			一	一	一
浴室			一一	日室	七、四、一〇〇
温水シャワー			一	一	一
土地			一	一	一
床			一	一	一
壁			一	一	一

二 (略)

区分	単位	金額
駐車場	間一 時	五、二〇〇円

防球ネット	一一	日台	一、一〇〇		
備設台舞	仮設ステージ	一一	一式	六、〇〇〇	
	演台・花台	一一	一式	一、四〇〇	
	バトン	一一	日本	一、二〇〇	
備設送放	第一競技場	一一	一式	一、〇〇〇	
	第二競技場			七、〇〇〇	
テレビジョン又はラジオの中を継設備(第一競技場放送設備を含む。)				一、九、九〇〇	
備設明照	第一競技場	一	間	時	四、七〇〇
	第二競技場				一、四〇〇
中央スポット					一、二〇〇
電光表示盤			一一	日台	五、九〇〇
大型映像装置					一、九、九〇〇
ビデオプロジェクター			一一	一式	一、四、〇〇〇
携帯用放送設備					一、四〇〇
一六ミリ映写機			一一	日台	七、〇〇〇
房暖冷	第一競技場	一	間	時	三、五、九〇〇
	第二競技場				一、一、〇〇〇
特別フロアシート			一一	日枚	八、一〇〇
フロアシート					六、〇〇〇
長机			一一	日脚	二、三〇〇
補助いす			一一	日脚	一、一〇〇
持込電気器具用電源			一	一	一
浴室			一一	日室	七、一、〇〇〇
温水シャワー			一	一	一
土地			一	一	一
床			一	一	一
壁			一	一	一

二 (略)

区分	単位	金額
駐車場	間一 時	五、〇〇〇円

大阪府立門真スポーツセンター条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

■改正の理由

・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率4.0%＋地方消費税率1.0%＝5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、利用料金の上限額の改定を行うもの。

■改正の内容

利用料金の上限額を改定する。【別表（第11条関係）】

■施行期日

平成26年4月1日

（理由）同日に消費税率引上げの法改正が施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表（第十一条関係） （略）										別表（第十一条関係） （略）									
アフサ ロブ					ロンメイ アファイ					アフサ ロブ					ロンメイ アファイ				
リンメイ ルブイ					リンメイ ルブイ					リンメイ ルブイ					リンメイ ルブイ				
場す利ツポアアチア 合る用にースユマ					場す利ツポアアチア 合る用にースユマ					場す利ツポアアチア 合る用にースユマ					場す利ツポアアチア 合る用にースユマ				
利用 者が入 場料 を徴収 する場 合	利用者が入場料を徴収する場合		利用者が入場料を徴収する場合		利用 者が入 場料 を徴収 する場 合	利用者が入場料を徴収する場合		利用者が入場料を徴収する場合		利用 者が入 場料 を徴収 する場 合	利用者が入場料を徴収する場合		利用者が入場料を徴収する場合		利用 者が入 場料 を徴収 する場 合	利用者が入場料を徴収する場合		利用者が入場料を徴収する場合	
	い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合	い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合		い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合	い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合		い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合	い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合		い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合	い収料が利用 場しを徴場者 合な入利用 の場者 合他	をび宣利及 を目的 しな場 合
〇四 九 五 六 〇	〇一 九 八 〇 〇	〇一 三 二 一 〇	〇九 四 七 五 〇	〇八 二 九 一 〇	〇三 六 九 〇	〇五 九 二 〇 〇	〇三 九 二 〇 〇	〇一 〇 四 四 三 〇	〇一 〇 九 〇 〇	〇七 三 九 〇 〇	〇一 〇 七 八 〇 〇	〇一 〇 四 三 九 〇	〇一 〇 四 三 九 〇	〇一 〇 七 八 〇 〇	〇七 三 九 〇 〇	〇一 〇 九 〇 〇	〇一 〇 七 八 〇 〇	〇一 〇 四 三 九 〇	〇一 〇 四 三 九 〇
位車					位車					位車					位車				
通常 の金 額					通常 の金 額					通常 の金 額					通常 の金 額				
（略）					（略）					（略）					（略）				

バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	一 日 式	千110
ウエイトリフティング用具		千114 四〇〇
レスリング用具		千114 一〇〇
ボクシング用具		千114 千400
アイスホッケー用具(バックを除く。)		千114 千100
ショートトラック用具		千114 千100
フェンシング用具		千114 四〇〇
競泳用具		千114 千100
水泳用具		千114 四〇〇
飛込用具		千114 千100
移動用ジャグジーバス	一 日 台	千114 千400
ニュースポーツ用具(一種目)	一 日 式	千114
柔道畳	一 日 畳	千114
バレーボール用コートマット	一 日 面	千114 千400
バドミントン用コートマット		千114 千500
テニス用コートマット		千114 千300
綱引き用コートマット		千114 千400
防球ネット	一 日 台	千114
ストツプウオッチ	一 日 個	千114
ストツプウオッチアプリンター		千114
備設台舞	仮設ステージ	千114 千400
	演台・花台	千114 千500
	バトン	千114 千300
備設送放	メインアリーナ	千114 四〇〇
	サブアリーナ	千114 千100
	サブプール	千114 千100
	マイクロホン	千114 四〇〇
テレビジョン又はラジオの中継設備	一 日 式	千114 千400
備設照明	メインアリーナ	千114 千400
	サブアリーナ	千114 千500
	サブプール	千114 千500
電光得点表示盤	一 日 台	千114 一〇〇
大型映像装置	一 日 式	千114 千400
ビデオプロシエクター		千114 千400

備考 (略)	場車駐	区分		単位 一時間	金額 一、九〇〇円 三八〇
		大型車			
		その他のもの			
	四 (略)				
	壁	床		日ル一トメ	四一〇
	土地	一平方メートル		二六〇	
	持込電気器具用電源		間一ツロワキ	一一〇	
	補助椅子	一日脚	一一〇		
	長机	一日脚	二四〇		
	フロアシート	一日枚	六二〇		
房暖冷	サブアリーナ		間一時間	二二、四〇〇	
	メインアリーナ		間一時間	三七、〇〇〇	

備考 (略)	場車駐	区分		単位 一時間	金額 一、八〇〇円 三六〇
		大型車			
		その他のもの			
	四 (略)				
	壁	床		日ル一トメ	三九〇
	土地	一平方メートル		二五〇	
	持込電気器具用電源		間一ツロワキ	一一〇	
	補助椅子	一日脚	一一〇		
	長机	一日脚	二三〇		
	フロアシート	一日枚	六〇〇		
房暖冷	サブアリーナ		間一時間	二二、〇〇〇	
	メインアリーナ		間一時間	三五、九〇〇	

附 則
この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府立図書館条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育局地域教育振興課

■改正の理由

- (1) 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率1.0%＋地方消費税率5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、大阪府立図書館の会議室、ホールの使用料を一部改正する。
- (2) 大阪府立図書館の施設管理業務等について、より効果的・効率的な施設運営をおこなうため、平成27年4月1日から大阪府立中央図書館において、施設管理業務等の一部について指定管理者制度を導入し、併せて会議室、ホール及び駐車場の使用料を利用料金制とする。

■改正の内容

- (1) 本条例で設定している大阪府立中央図書館の会議室及びホールの使用料を一部改正する。
(例) 大会議室（全室使用） 午前の使用料 現行：7,600円 改正後：7,800円
- (2) 平成27年4月1日から大阪府立中央図書館の施設管理業務等の一部について指定管理者制度を導入するため、指定管理者に係る条項を追加する。

■施行期日

平成26年4月1日

(理由)・同日に消費税率引上げの法改正が施行されるため。

- ・平成26年度において指定管理者を選定し、平成27年4月1日から事業を行うため。

■政策アセスメント・制度間調整

大阪府立図書館利用規則（昭和49年教育委員会規則第6号）、大阪府立図書館処務規則（昭和49年教育委員会規則第7号）及び大阪府立図書館処務規程（昭和49年教育委員会教育長訓令第7号）の改正調整中

大阪府条例第 号

大阪府立図書館条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

区分			室料							冷暖房料			
			午前	午後	夜間	午後 午前	午後 夜間	全日					
室議会			室議会大		室議会全	使用室半		使用室全	室料の額 に料の二 を乗じて 得た金額				
			使用室半			使用室全							
			〇一、一〇			〇二、三〇							
			〇七、八〇 円			〇三、九〇							
室議会			〇一、一〇		室議会全	〇二、三〇		室料の額 に料の二 を乗じて 得た金額					
			〇七、八〇 円			〇三、九〇							
			〇七、三〇 円			〇三、七〇							
			〇一四、〇 円			〇六、九〇							
室議会			〇二、二〇		室議会全	〇四、一〇		室料の額 に料の二 を乗じて 得た金額					
			〇一四、六 円			〇七、三〇							
			〇二、二〇			〇四、三〇							
			〇三、二〇			〇六、四〇							
区分					単位		金額						
備設帯附の室議会			拡声装置			一 式		二、八〇〇 円					
			マイクロホン			一 台		一、三〇〇					
			カセットテープレコーダー					二、八〇〇					
			ＣＤプレーヤー					一、三〇〇					
			一六ミリ映写機					二時間		四、二〇〇			
			ビデオプロジェクター			一 式		三、三〇〇					
			オーバーヘッドプロジェクター					一、三〇〇					
			スライドプロジェクター					一、三〇〇					
			資料提示装置					一、三〇〇					
			スライド映写機			一 台		一、三〇〇					
区分			室料							準備又はリハ サルのために利 用する場合の室 料			
			通常の室料										
			午前	午後	夜間	午後 午前	午後 夜間	全日					
ル ー ム		土曜日、 日曜日又 は休日	二二、 六〇〇 円	三〇、 六〇〇 円	三三、 二〇〇 円	四七、 六〇〇 円	五八、 〇〇〇 円	七八、 八〇〇 円	通常の室料の額 に料の二を乗じ て得た金額				
		その他の 日	一八、 八〇〇 円	二五、 六〇〇 円	二六、 九〇〇 円	三九、 八〇〇 円	四八、 三〇〇 円	六五、 七〇〇 円					
区分			室料										
			午前	午後	夜間	午後 午前	午後 夜間	全日					

室帯附ル ホ			楽屋一	円	円	円	円	円	円
			楽屋二	七二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇
			楽屋三	六九〇	九八〇	九八〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇
			楽屋四	六九〇	九八〇	九八〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇
区分							単位	金額	
備設帯附ル ホ	舞台設備	フルコンサートピアノ	1	台			円	一四、〇〇〇	
		平台	1	式			一、八〇〇		
		所作舞台					四、〇〇〇		
		音響反射板					四、〇〇〇		
		びょうぶ			1	双			二、七〇〇
		緋毛氈 （ひげん）	1	枚			二一〇		
		地がすり					三、四〇〇		
		指揮台（指揮譜面台を含む。）	1	台			九二〇		
		譜面台					二一〇		
		テーブルクロス	1	枚			一三〇		
		演台	1	台			七二〇		
		机	1	脚			一〇〇		
	椅子	1	〇脚			七二〇			
	音響設備	拡声装置	1	式			二、八〇〇		
		マイクロホン	1	台			一、三〇〇		
		テープレコーダー					二、八〇〇		
		CDプレーヤー					一、三〇〇		
	照明設備	照明Aセット	1	組			一四、〇〇〇		
		照明Bセット					二二、四〇〇		
		照明Cセット					二八、〇〇〇		
		ピンスポットライト	1	台			一、三〇〇		
		フットライト	1	式			一、三〇〇		
	映写設備	三五ミリ映写機	二	時間			五、五〇〇		
		一六ミリ映写機					四、二〇〇		
その他		楽屋シャワー室給湯料	1	室一回			一、四〇〇		
区分							単位	金額	
駐車場							三〇分	円 一五〇	

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時（会議室にあつては、午後四時）まで、「夜間」とは午後六時（会議室にあつては、午後五時）から午後九時（会議室にあつては、午後七時）まで、「午前午後」とは午前九時から午後五時（会議室にあつては、午後四時）まで、「午後夜間」とは午後一時から午後九時（会議室にあつては、午後七時）まで、「全日」とは午前九時から午後九時（会議室にあつては、午後七時）までをいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定す

- る休日という。
- 4 施設を利用する場合における時間の計算については、機材の搬入及び搬出並びに設備の点検に必要な時間を含むものとする。
- 5 椅子の脚数の計算については、一〇脚に満たない端数は、一〇脚とする。
- 6 照明 A セット、照明 B セット及び照明 C セットの器具及び数量は、次のとおりとする。

区分 \ 器具	フ ロ ン ト ラ イ ト	グ シ ー リ ン ト ラ イ ト	ボ ー ダ ー ラ イ ト	サ ス ペ ン ド ラ イ ト	ア ッ パ ー ラ イ ト	ロ ア ー ホ ー ラ イ ト
照明 A セット	六 台	九 台	一 列	二〇台以 内		
照明 B セット	一 二 台	一 八 台	一 列	四〇台以 内	一 列	一 列
照明 C セット	一 八 台	一 八 台	一 列	上四一台以 下	一 列	一 列

第二条 大阪府立図書館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(還付) 第五条 既納の手数料は、還付しない。 (指定管理者による管理) 第六条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。 一 中央図書館の会議室等の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務 二 中央図書館の駐車場の利用に関する業務 三 図書館の維持及び補修に関する業務 四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務 2 第二条及び第三条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第六条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）」と、同条第二項及び第三条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (指定管理者の公募) 第七条 委員会は、第九条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるとき	(使用料) 第五条 中央図書館の会議室等及び駐車場を利用しようとするものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 (還付) 第六条 既納の手数料及び使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (減免) 第七条 手数料及び使用料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第八条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第九条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第六条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 図書館の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。

二 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

三 第六条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、図書館の管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立図書館指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第十条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第十一条 委員会は、指定管理者が行う第六条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立図書館指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十二条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。 二 第九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続することが適当でないとき。 2 委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 (利用料金) 第十三条 指定管理者は、中央図書館の会議室等及び駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自らの収入として収受することができる。 2 前項の規定により利用料金を指定管理者が収受する場合においては、中央図書館の会議室等及び駐車場を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。 4 前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。 5 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 6 別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (委員会規則への委任) 第十四条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、委員会規則で定める。 別表(第十三条関係) (略)	(委員会規則への委任) 第八条 図書館の管理について必要な事項は、法令に定めがあるものを除くほか、委員会規則の定めるところによる。 別表(第五条関係) (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に承認を受けた大阪府立中央図書館の会議室及びホールのこの条例の施行の日以後の利用については、第二条の規定による改正前の大阪府立図書館条例第五条から第七条まで及び別表の規定は、なおその効力を有するものとし、第二条の規定による改正後の大阪府立図書館条例(以下「新条例」という。)第十三条及び別表の規定は、適用しない。

(準備行為)

- 新条例第九条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行

為は、この条例の施行前においても、新条例第七条から第九まで及び第十条第一項の規定の例により行うことができる。

大阪府立少年自然の家条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

■改正の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率4.0%＋地方消費税率1.0%＝5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、利用料金の上限額の改定を行うもの。

■改正の内容

利用料金の上限額を改定する。【別表（第12条関係）】

■施行期日

平成26年4月1日
（理由）同日に消費税率引き上げの法改正が施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

大阪府条例第 号

大阪府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

大阪府立少年自然の家条例（昭和六十年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表（第十二条関係）										別表（第十二条関係）									
備考 （略）	者他の の		泊宿		等生徒童		区分		成 の も の の 利 用 員 構 の す る 成 員	利 用 形 態	単 位	金 額							
			テント				泊宿							宿泊棟					
	日帰り		泊宿		日帰り		泊宿		テント		一人		四一〇円		府の区域内 に事務所等 存するもの が利用する 場合この表 に掲げる金 額に一・三 を乗じて得 た額				
	一人		泊宿		一人		泊宿		テント		一人		五三〇円		府の区域内 に事務所等 存するもの が利用する 場合この表 に掲げる金 額に一・三 を乗じて得 た額				
	一人		泊宿		一人		泊宿		テント		一人		五三〇円		府の区域内 に事務所等 存するもの が利用する 場合この表 に掲げる金 額に一・三 を乗じて得 た額				

備考 （略）	者他の の		泊宿		等生徒童		区分		成 の も の の 利 用 員 構 の す る 成 員	利 用 形 態	単 位	金 額				
			テント				泊宿							宿泊棟		
	日帰り		泊宿		日帰り		泊宿		テント		一人		五三〇円		府の区域内 に事務所等 存するもの が利用する 場合この表 に掲げる金 額に一・三 を乗じて得 た額	
	一人		泊宿		一人		泊宿		テント		一人		五三〇円		府の区域内 に事務所等 存するもの が利用する 場合この表 に掲げる金 額に一・三 を乗じて得 た額	
	一人		泊宿		一人		泊宿		テント		一人		五三〇円		府の区域内 に事務所等 存するもの が利用する 場合この表 に掲げる金 額に一・三 を乗じて得 た額	

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府立博物館条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

■改正の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第2条の規定による消費税法の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。平成24年8月22日公布、平成26年4月1日ほか施行）第1条の規定による地方税法の改正による消費税率及び地方消費税率の引き上げ（現行：消費税率4.0%＋地方消費税率1.0%＝5.0%→引き上げ後：消費税率6.3%＋地方消費税率1.7%＝8.0%）に伴い、利用料金の上限額の改定を行うもの。

■改正の内容

利用料金の上限額を改定する。【別表（第9条関係）】

■施行期日

平成26年4月1日
（理由）同日に消費税率引き上げの法改正が施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府社会教育委員条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

■改正の理由

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。平成25年6月14日公布）第15条の規定による社会教育法（昭和24年法律第207号）の改正により、同法第15条第2項で規定していた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされた。
- ・これを受けて、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成23年文部科学省令第42号）が改正（平成25年9月10日公布）され、従来、同法第15条第2項で規定していた社会教育委員の委嘱の基準がそのまま参酌基準として同令に規定された。

【文部科学省令の参酌基準】

『社会教育法（中略）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。』

- ・これに伴い、同令で定める基準を参酌して社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、所要の改正を行う。
- ・なお、府として社会教育委員の委嘱の基準を検討した結果、従来の基準と同一である同令の参酌基準が適切であると判断したため、条例で定める基準は、同令と同一のものとする。

■改正の内容

- ・社会教育委員の委嘱の基準に関する次の規定を新たに設ける。（第2条関係）
『（社会教育）委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、大阪府教育委員会が委嘱する。』

■施行期日

- ・平成26年4月1日
（理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正の施行期日が、平成26年4月1日であるため。

■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府社会教育委員条例の一部を改正する条例

大阪府社会教育委員条例（昭和二十四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 <u>第二</u> 条（定数） <u>（略）</u> <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大阪府教育委員会</u> <u>が委嘱する。</u>	第二（定数）条 （略）

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府教育行政事務手数料条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

■改正の理由

大規模災害が発生した際の被災者の生活復興を支援するために、再交付等手数料の減免の規定を追加するもの。

■改正の内容

- (1) 手数料の減免に係る規定を追加する。(第5条)
- (2) 大規模災害の発生から免除決定がされるまでの間に納付された手数料について、大規模災害発生時に遡及して還付できる規定を整備する。(第4条関係)

■施行期日

- ・公布の日
(理由) 大規模災害の発生に備え、条例の公布後、速やかに施行する必要があるため

■政策アセスメント・制度間調整

- ・対象となる手数料について、財政課と調整済み
- ・大阪府地域防災計画への記載について、防災企画課と調整中

大阪府条例第 号

大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例

大阪府教育行政事務手数料条例（平成十二年大阪府条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(還付) 第四条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (減免) 第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。	(還付) 第四条 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

府費負担教職員定数条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

■改正の理由

市町村立の小学校及び中学校、大阪市・堺市を除く市立の高等学校（定時制の課程）並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国定数の配分に基づき、平成26年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

■改正の内容

教職員定数の改正（第2条関係）

小学校	27,128人	→	27,268人
中学校	16,129人	→	16,249人
高等学校	25人	→	28人
特別支援学校	1,437人	→	1,474人

■施行期日

平成26年4月1日

（理由）平成26年度当初から施行する必要があるため

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と教職員定数について調整済み

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(府費負担教職員の定数) 第二条 (略) 一 小学校 <u>二七、二六八人</u> 二 中学校 <u>一六、二四九人</u> 三 高等学校 <u>二八人</u> 四 特別支援学校 <u>一、四七四人</u>	(府費負担教職員の定数) 第二条 (略) 一 小学校 <u>二七、一二八人</u> 二 中学校 <u>一六、一二九人</u> 三 高等学校 <u>二五人</u> 四 特別支援学校 <u>一、四三七人</u>

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

■改正の理由

枚方市の中核市移行（平成26年4月1日付け）に伴い、本条例に基づき同市が処理することとしていた文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づく事務の一部について、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）に基づき同市が処理することとなるため、所要の改正を行う。

■改正の内容

- (1) 文化財保護法施行令の規定により都道府県の教育委員会が行うこととされている事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）法第55条第1項の規定により、本条例を制定し、市町村がその事務の一部（当該事務に係る通知、報告の受理等）を処理することとしている。
- (2) 枚方市が中核市に移行することにより、本条例に基づき同市が処理していた事務のうち下記のものについては、文化財保護法施行令第5条第3項の規定により同市が行うこととなる。このため、本条例に規定する事務処理の特例から枚方市を除く改正を行う。
 - ・ 重要文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に対する許可（法第43条第1項）、当該許可に付随する指示（同条第3項）、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止命令及び許可の取消し（同条第4項）
 - ・ 所有者及び管理団体以外の者による重要文化財の公開の許可（法第53条第1項）、当該許可に付随する指示（同条第3項）、公開の停止命令及び許可の取消し（同条第4項）
 - ・ 重要文化財の現状の変更に際しての、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（法第54条）

■施行期日

平成26年4月1日

【理由】枚方市の中核市移行と同時に施行する必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

枚方市教委と府教委の担当者間で連絡済。

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十四 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一―五 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪を除く。以下この項において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 一―五 (略) 4・5 (略)	(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十四 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一―五 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市及び東大阪を除く。以下この項において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 一―五 (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。